

# 平成22年五條市議会第2回6月定例会（第3号）

日 時 平成22年 6 月14日（月） 午前 10 時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	花谷 昭典	<p>1 五條駅前整備計画及び中心市街地の活性について</p> <p>(1) 五條駅周辺整備及び五條駅南北道計画の進ちよく状況と今後のスケジュールについて</p> <p>(2) 岡口踏切に隣接する市道須恵1号線の東側拡幅整備への早期着手について</p> <p>(3) 駅前商店街及び商励会通り等の活性化について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>
2	藤富 美恵子	<p>1 市民の足「コミュニティバス」の運行について</p> <p>2 五條市の子育て支援の充実について</p> <p>(1) 小学校6年生までの入院医療費及び細菌性髄膜炎の予防ワクチン接種の全額負担について</p> <p>3 五條市衛生センターの建て替えについて</p>	<p>副市長・部長</p> <p>市長</p> <p>市長・副市長・部長</p>

- 第二 選第一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について
- 第三 報第一四号 平成二十一年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について
- 第四 報第一五号 平成二十一年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について
- 第五 報第一六号 平成二十一年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第六 報第一七号 平成二十一年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 第七 報第一八号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第八 報第一九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第九 報第二十号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第十 報第二十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第十一 報第二十二号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例の一部改正）
- 第十二 報第二十三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）
- 第十三 報第二十四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十二年五條市一般会計補正予算（第一号））
- 第十四 報第二十五号 専決処分の報告について（調停）
- 第十五 議第三十五号 五條市新町まちや館条例の制定について
- 第十六 議第三十六号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について
- 第十七 議第三十七号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 第十八 議第三十八号 五條市税条例の一部改正について
- 第十九 議第三十九号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について
- 第二十 議第四十号 市立五條文化博物館条例の全部改正について
- 第二十一 議第四十一号 五條市立民俗資料館設置条例の全部改正について
- 第二十二 議第四十二号 五條市中心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第二十三 議第四十三号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正について

- 第二十四 議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正について
- 第二十五 議第四十五号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について
- 第二十六 議第四十六号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について
- 第二十七 議第四十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について
- 第二十八 議第四十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について
- 第二十九 議第四十九号 市道路線の認定について
- 第三十 議第五十号 平成二十二年五條市一般会計補正予算(第二号)議定について
- 第三十一 議第五十一号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算(第一号)議定について
- 第三十二 発議第五号 監査及び結果を求める決議について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(十五名)

六番	五番	四番	三番	二番	一番
川村家	太田好	堀川浩	吉田雅	山口耕	福塚
廣	紀	美	範	司	実



事務局職員出席者

消防長  
教育部長  
会計管理者  
西吉野支所長  
大塔支所長  
監理管財課長  
企画財政課長  
秘書課長  
庶務課長

窪 佳 秀  
内 成 吉  
口 幸 雄  
井 純 二  
井 祥 嗣  
新 健 夫  
福 塚 彦  
菊 谷 塚  
上 孝 男

事務局長  
事務局次長  
事務局係長  
事務局主任  
速記者

川 西 敏 美  
乾 旬 美  
笹 谷 豊  
馬 場 子  
柳 瀬 美

午前十時十一分再開

○議長（川村家廣）ただいまから、去る十一日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（川村家廣）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確に願います。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は最初は登壇し、質問の要旨及び最初の質問をしていただき、その後議席に戻り、理事者側の答弁を聞き、その後は従来どおり議席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁はすべて自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には、一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

○議長（川村家廣）初めに、十二番花谷昭典議員の質問を許します。十二番花谷昭典議員。

〔十二番 花谷昭典登壇〕

○十二番（花谷昭典）皆さんおはようございます。

それでは、議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、第一点、五條駅前整備計画及び中心市街地の活性についてでございます。

（一）その中で、五條駅周辺整備及び五條駅南北道計画の進捗状況と今後のスケジュールについてでございます。

（二）といたしまして、岡中線にかかる岡口踏切に隣接する市道須恵一号線の東側拡幅整備への早期着手についてでございます。

（三）につきましては、五條駅周辺整備に伴う駅前商店街及び商励会通り等の活性化でございます。

まず、（一）の五條駅周辺整備につきましては、まず新生五條市の玄関口となる五條駅舎、広場等の整備を行う五條駅周辺整備及び五條駅南北道計画の進捗状況と今後のスケジュールについてでございます。

これまで、機会あるごとに当局の方には、JR五條駅周辺の整備等につきまして過去幾度となく地元関係者の皆様とともに要望や陳情を重ねてまいりました。駅北広場の整備など、全体計画の一部は若干整備されておるような形になっておるわけですが、計画全体からしまして、ほとんどの部分が現在、未着工あるいは未実施というのが現状でございます。

過去にはまぼろしの鉄道と言われた五新鉄道というふうな形のことにならないように、駅舎につきましては平成十二年度に整備計画の策定業務が行われたわけでございます。

基本構想としては、最近の協議の結果では、合築駅舎とするという構想で進められ、平成十八年度に担当課とともに五條駅南北道建設促進及び市街地整備特別委員会でご合築駅舎の視察にも行かせていただきました。

五條駅南北道につきましては、迷走、迷走の末に、平成二十年五月に開催されました五條駅南北道建設促進及び市街地整備特別委員会では、五條駅東側オーバー案が最も経済的であり、最も望ましいというふうな考え方に成り立ちまして、JR西日本に対して、この案を素案として提示し、協議を進めている現状であるとの説明がございました。

その後の五條駅南北道についての取組状況はどのようになっていくのか。今までの整備計画に対し、費やした約四千万円については、何ら生かされておられないと思わざるを得ません。

また、合併に伴い策定されました新市まちづくり計画の重点事業の一つである新市玄関口整備事業として計画された約三十九億円の事業については、まだ予算措置されていないように思われますので、この事業の予算措置等を含め、今後の駅前整備計画についてのスケジュールはどのようになっておられるのか。お聞きしたいと思います。

先月、五月二十四日に開催した地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会で説明された計画予定表に基づき実施していくのか、また実施していけるのか、併せてお聞きかせ願いたいと思います。

答弁のいかんによりましては、自席から再質問させていただきますので、どうかよろしくお願ひしたいと思います。

〔十二番 花谷昭典自席へ〕

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） おはようございます。

ただいまの十二番花谷議員の一般質問、一、五條駅前整備計画及び中心市街地の活性について、（二）五條駅周辺整備及び五條駅南北道計画の進捗状況と今後のスケジュールにつきまして、失礼して自席からお答えさせていただきます。

五條駅南北広場及び都市計画道路五條北部幹線の都市計画決定につきましては、昭和五十六年五月二十九日に計画決定を行っております。

五條駅周辺整備事業といたしましては、平成四年度から五條駅北側広場の事業に着手し、平成十一年度に完成をいたしております。

平成十二年度以降につきましては、ＪＲ五條駅周辺整備計画等を作成し、駅舎についての基本的な構想は合築駅舎でまとめ、自由通路、駅南広場、南北連絡道等につきましても、引き続きＪＲ西日本をはじめ関係機関と協議を重ねてまいっております。

これまで、五條駅周辺整備及び南北道整備につきましては、議員御指摘のとおり、平成二十年五月に五條駅南北道建設促進及び市街地整備促進特別委員会におきまして、南北道のルートとして数案検討した結果、東側オーバー案が五條市の基本計画として望ましい旨の御説明をさせていただきます。

その後におきましても、ＪＲ西日本、関係機関とも協議をさせていただき、南北道の東側オーバー案を含めた基本構想につきまして、今後も詳細な協議が必要となりますが、昨年二月五日のＪＲ西日本との協議におきまして、御了承いただいております。

また昨年の五月二十一日には、ＪＲ西日本大阪支社を訪れ、これまでの協議内容の確認と今後の取組について協議を行いまして、今年の五月二十四日に開催されました地域活性化及び五條駅南北道建設促進特別委員会で御報告の機会を得ましたので、これまでの経緯経過につきまして御説明させていただきます。

現在、事業のスケジュールを作成中ですが、今後五條市の財政計画との整合性を図りながら、五條駅周辺整備及び南北道整備の基本的な事業計画を整理し、適切な時期に、議会をはじめ地元自治会等に説明してまいりたいと考えております。

なお、この事業をスムーズに進めるための作業として、現在優先して周辺の地籍調査を進めております。この調査は平成二十五年をめどに完了するように重点的に取り組んでおります。

またこの事業の予算措置といたしましても、事業着手時点で新過疎債等を求めた有利な財源を確保したいと考えており、今後も引き続きＪＲ西日本、関係機関、地元とも協議を重ねながら、整備計画を具体的に進めるよう考えてまいりたいと思っております。（「十二番」の声あり）

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（川村家廣） 十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典） 内容的には確かに従来と同じような内容で、聞かせてもらってあったのですが、ここで一つ聞きたいわけなんですけれども、地籍調査という話ですね。これは合併以前から、もちろん地籍調査そのものをやっておったと思うわけなんですけれども、東阿田を皮切りにね、今現在、構想といえますか、基本のね、そういう形のことを踏まえてＪＲさんの方といろんな形で協議をされていると思うわけなんですけれども、あくまでも基本構想という形の中で、東側にオーバーするという話も一応最終的に素案として一応方向付けられたというふうに聞かせてもらっているわけなん

ですけれども、地籍調査ができなかったら、あるいは地籍調査そのものの作業が遅くなれば、当然その計画に大きく支障を来してくるというような形のことですか。

それと、もう一点は、一応平成十七年の九月に合併されたわけなんですけれども、この中でも先ほど言いましたように、約三十九億、四十億近い、予算措置をされていると、何もされておるのやから、すぐに執行せなあかんとは言っていないわけですけども、私常々言うていきますように、五條市には一つの核が必要ではないのかと。例えば、五條駅の周辺には旧五條高校の跡地等もございますわね。駅の表側にも、元の自動車整備、自動車部ですか、JRの、そういうような敷地もあるわけです。最終的に新しい市、あるいは旧五條市でもいいわけなんですけれども、新町を今、重伝建の地域に指定されているわけなんですけれども、一応そうして新町の旧市街地、その部分を整備していくというように、そういうような一つの核を、五條駅の方にも、確か前に何回かの協議の段階でそういうふうなお話をさせてもらったと思うわけなんです。それがいまだに、一年や二年、三年や四年やなくして、数十年にわたりました、結局未着手であると。今ここに来て結局地籍調査をしなければというふうな話、それはわからんことはないわけです。財政的なものもありますのでね。しかし、それにつきましても一応四千万ほどの調査費を現在もう使っておるわけですわね。それで今時分にJRといろいろ協議された結果ですね、東側のところにオーバーでという話、ちよつと遅いのと違いますか。実際問題として。その辺をちよつと、今までに何回ともなしにJRの方に行かれたと思うわけなんですけれどもね。特に今日は出席されておる榮林副市長さんでんな、この人は初めからしまいまで、その分につきまして何らかの形のこととかかわり合いを持って、現在いろいろ協議をしてもらっていると思うわけなんですけれども、何らかの成果が上がっていないように地元としては思うわけなんですわね。その辺をもう少し、スケジュール的にも、地籍調査をする、せんということとは別として、あくまでも構想の中で、もう少し何らかの形の進め方というのがあるのではなからうかというふうに思うわけなんです。でないと地籍調査が済まなかったらできないというふうな形のこと、そうこうしているうちに合併特例債の約四十億円というものにつきましては、こんなもんタイムリミット来ますで、もうこれ。二十六年の段階で、もうないわけですやる。平成二十二年なんですわね。今。どういうふうな形のものになっているのか、そういうふうな三点ほど、ちよつと一遍集約して、部長なり副市長なり、考え方を聞かせていただきたいなど、このように思うわけなんですけれどもね。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 花谷議員さんのお答えさせていただきます。

まず、お話の中に出ております地籍調査でございます。地籍調査すなわち古い公図の見直し、地権者さんの境界の確認等々を含めて地籍調査と呼んでおるわけなんですけれども、なるほど地籍調査は今現在五條市内の各所で進めておりますけれども、一つの事業を打つについては、小さな少ない土

地面積であれば、国庫補助の地籍調査をやらずとも従来の境界確定作業で事は足りる場合もございます。ただこの南北連絡道、状況、広範囲に及んでおりますところの土地の確認をしようと思う場合には、二分の一の国庫、また残り二分の一に対する二分の一、すなわち四分の一の県の補助というものがございまして、その辺の財政事情を考えまして、市といたしましては国庫補助の適用になる地籍調査を進めております。それと五條駅周辺につきましては、三一〇号の整備計画等もございましたので、地籍調査のロスのないように、事業の考えているものを優先的に三一〇号、駅前というふうなロスのない範囲で進めてまいっておるのが現状でございます。ですから、地籍調査につきましては、国庫補助の最大の有効なところの予算の確保と作業の継続的にロスのない方法を考えておりまして、現在取り組んでおります。

その全体的なスケジュールといたしますと、その作業が、三一〇号から須恵、岡口、また今井方面の東の方に進んでまいっておる関係上、二十五年もしくは二十六年くらいに南北連絡道を中心とした範囲の地籍調査が完了するようになっております。

以上が工程でございます。(「十二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 十二番花谷昭昭議員。

○十二番(花谷昭典) 国調の物事の考え方というのは、そういうふうな形のことです。それは別に何にも異論はないわけなんですけれども、私が言っていますのは、国調をやらんことにはその部分の構想なり実施計画という形のもの段階にはいかなんかと、駅前の分につきましてはね。で、五條駅周辺環境整備という一つの形のものにつきましては、国調も確かにそういうふうな形のことですね、有利な形で国の方の予算措置を結局見込みまして、財源的に、それはそれで結構なんですわ。そやけど、それやったら、結局国調という形のものになれば、今現在、国調そのものの地域的なもの、うちの近所もやってくれているわけなんですわ。もっとその人数を市の方でも、持ち出ししてでも、合併特例債という形のもの一つの予算措置を執行するという考え方であれば、五條駅なら五條駅の部分を核として考えてもらったときに、集中的にそういうふうな形のことをやっていただけのかどうかということすわ。その点、先ほどちよつと指摘させてもらった形の話の中に、答弁が抜けていたと思うわけなんですけれどもね。

○議長(川村家廣) 森本都市整備部長。

○都市整備部長(森本元三) 花谷議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、南北連絡道のスケジュール、工程の中で、地籍調査が終わらないことには次の段階に進めないのかという質問というふうには、私解釈したわけなんですけれども、現在、なるほど駅前周辺に向かって地籍調査はやっております。それと並行して、南北連絡道に関する協議でありますとか構想で

ありますとか、それも既に進めておりますので、二十五年、六年を待つて駅の方に着手するのでなしに、並行してできるところは既に進めております。そして、地籍調査の班編成、現場作業でございますが、五條市としても県事業、国事業、市事業としていろんな優先上必要な事業もございます。そこにつきまして、地籍調査の四班編成で、国にお願いするところ、県にお願いするところ、市でできるところについて、今現在の必要範囲の中で、職員でまくばっておりますので、地籍調査についても極力努力はさせております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典） ちよつと違うというのはね、地籍調査そのものをやってから、そういうふうな形のことをするというのはよくわかります。しかし地籍調査してなかったら、その分だけ遅くなりますかというふうな形のことを聞いていたわけなんです。結局ね。そんなことになったら市の公共事業の中のハードな面につきまして、地籍調査をやるところを結局優先的にやるとんかいなというふうな形のことになるかと思うわけなんですけれども、そうじゃないわけですよ。必要なものについては地籍調査うんぬんという形のこともありますよけど、度外視して、市長がこういうふうな考え方で物事を進めてきたんやというときは、そういうふうな形のことの事業そのものを推進されているわけですよ。それからこの五條駅周辺という形のものにつきましては、五條駅というのは、一つの従来からずっと言われてきた話の中で、一部は確かに買収もやってもらったところもあるわけなんですけれども、全体的な形の中で微々たるものですやんか。そうこうしているうちに特例債そのものの執行する期間が結局過ぎてしまいますよ。二十五年、二十六年ですか。そういうふうな形の中でもというふうに言われていましたけれども、実際問題として、そのときに特例債うんぬんという話になったら、こんなもんに合うことあれしませんですよ。その辺を私は危くしているわけなんです。

そやから、あくまでも構想ですのね。今、実施じゃないわけですよ。構想はこんな形のことですよ、迷走、迷走の形の結果、東側というふうな形のこと、その案もそれ見せてもらいました。なるほど結構なこと、と思うわけなんですけれども、もう少し地籍の関係の分です。であれば、地籍の作業をもっと進めてもらってやれば、早くやれるんかなというふうな考え方もなりかねませんので、そやから前に市長とも委員会の中で話させてもらったときには、市長そのものの考え方の中に、もしそういう形であつたら平面交差が一番いいと思うんやと、全体的な計画の中でね、そういうお話も聞かせてもらったわけなんです。けど、私はそのときに、「市長、そういう話を仮にされてましたら、話が一人歩きして結局具合悪いのと違いますか。」と、「地元とも一遍よく協議してください。」と。「JRの方もあるいは国の方もいろんな形の中で規制そのものが若干緩和されてきて、いいような方向に向かっておるように思うので、ひとつその辺を期待していただきたい。」というお話がございました。だからそういうふう

な形の中で、ずっと見させてもらっておったわけなんですけれども、次の質問のところに出てくる須恵一号線、これはもう全然何も変わっていないわけですわね。そやからその辺の形のことを、今言いましたように、国調の計画に併せて構想の方を進められるのか、構想の方に併せて国調の方を進められるのか、当然先ほどからの話では国調の方の進ちよく状況に併せてというふうな話を説明されましたですけども、国調が遅くなっていたら何ぼでも構想そのものの部分が遅なるのちやうんかなというのは、私の考え方なんですけれどもね。その辺をちよつと。その部分だけちよつともう一遍答弁してくれますか。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）花谷議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

国調が遅くなるから基本構想がすべて遅くなるという質問かと思うのですけれども、南北連絡道、今現在考えております東側オーバー案について、国調は国調で進めております。それに伴う道についても構想は並行して進めております。できる範囲の中で。ただ国調は土地境界を現場で決める作業でございます、それが決まれば最終的に買収というものがスムーズに進めるがために、国調をやっております。ただ道の計画といいますのは、地籍調査、国調とは別の問題でございます、それにつきましてもJR含めて構想、検討にはまいっております。ですから、並行してできるところはもう既に着手しております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（川村家廣）十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典）いずれにしても、その国調そのものが出てくるわけですやろ。そういうことですね。国調の事業そのものが結局境界を確定して地権者の人に一応了解をしていただくという作業を進めながら構想でできるところはさせていたただきたいと、現にやっていますんでという話なんですけれどもね。いずれにしても国調が出てくるわけですやんか。そしたら国調をもっと早くすれば、結局構想は余計具現化して、具体的に約四十億円と言われていまずところの特例債のね、五條駅前周辺の整備予算という形の中で、位置付けされているわけです。何も四十億円使えと申してしませんやで。そやけど、そういうふうな形の中で、予算的な形の中の構想の中で、予算措置されているわけですやろ。それと国調の方との関連性はどいうなるのかという形のことを、私聞いているわけではなくして、話の中で国調の方が地権者の人と買収ができるので、比較的スムーズに物事を進めていけるんちがうのかという話はわからんことはないわけですやで。そしたら、国調の方、早くやってもらったら、早くできるんかなと思えますやんか。だから、国調の事業と五條駅周辺の整備の方の話と、結局関連しているわけですやろ。違いますか。関連してしまへんのか。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 花谷議員さんの質問にお答えいたします。

南北連絡道と国調のみが関係しておるのじゃなしに、国土調査というのは、今、日本中やっております、すべての土地の整理、見直しということで、それはそれで全国的にやっておる作業でございます。一つの作業をするについて将来境界確定から分筆面積確定という作業に、どの事業についても進みますので、国土調査の補助事業という分野を利用して、土地の境界確定をやっておるわけでございます。

どの作業をするについても、土地の確認、もしくは土地の作業がなかつても、日本の考え方、全国的に古い公図の見直しというものはやっておりますので、国土調査はいずれ全県、全市的にやるべき作業でございます。（「そんなこと聞いてへん。十二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典） まあまあ、そういうことですやろ。

国調そのものの作業の内容につきましては、そういうふうな内容の事業という形のこととはよくわかりました。再確認させてもらいました。

そしたら、五條駅周辺の環境整備の事業の計画と国調という形のもの事業と、関連してはいますか。していませんか。それ聞いていますんや。内容は何遍も聞かせてもらったさかい、国調の分で、もう再認識させてもらいましたので。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 関連しております。（「十二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典） それなら早いことその部分を、国調の事業を前倒しにしても、一つの核を作るのであれば、そういうふうな事業を推進してもらいうような形のことを、地元からの今までの要望があつたわけですよ。なんで遅なっていますんで、という話。その辺一遍答弁、なんで遅なってるかということね。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 花谷議員のおっしゃるとおりなんですよ。私の思っていることも。その南北道にしても、ほかの大きな事業にしても、しようと思つたら要は地籍ができていない。こういうことなんですわ。私それは未熟ながら知らんだ。だから川端にしたかつて、皆さん邪魔してもうとつたかつて、行かんだかつて何とも思つてない。地籍せなできれへんのや、これね。今五條駅前にしたかつて、いろいろとオーバーでいく案、決まったかつて地籍

が終わってないからできれへん。こんなばかなことということで、この間から一生懸命、何をしとんやと。九割は国からもらうらしいです。だからそれやからとか言うて、ここから来たらこの順番で、これは公務員独特のやり方でやってきておったのですね。しかし失礼な言いながら、山林と田畑のところはちよつと待っても、事業の方は早いこと地籍しとかな、まず地籍が一番やということ、やつと私認識不足ながらここ二年位前からわかつたんですわ。これ。で、尻叩いています。橋本に比べて非常に遅れています。だから南北道のいるいな案が、ガチャガチャしておったかつて、地籍ができる間なんぼ進んだかつてかめへん。遅れておつてもかめへん。地籍ができらなできない。それからできてからまた交渉ですんて。それから地籍ができてから初めて、地権者にこれだけの面積ですよという交渉やという話らしいですが。二十五年に終わつてから。そういう状況なんですわ。だから大事な事業は遅なつとつたかつて地籍せんことには前に進んでいかない。できて始めて交渉なんです。僕といたしましては、地籍さえ終わつたらほかも全部できるように全部しておきたいと、せめて今それだけの気持ちで頑張つておるんです。だからいろんなことを、あれやこれやつて、覚書ないさかいあかんで言うたかつて、それ通つたかつて地籍できらな何にも進まない。JRのことかつて、やつぱり私になつてから行き、大分と話は進んできました。でも、あの案がいい、この案がいい、私も平面がいいというような、国まで行つたけれども、結果はあかんということ。じゃあというては四案を出し、それでこの間決まつたと、これもこの間決まつたつて遅いなあと思つておつたんですけれども、地籍ができてないから早すぎるくらいなんですわ、まだ。こんな状況ですわ。地籍がいかに大事か、五條が遅れとつたかということでございます。だから、今日は言うて、明日言うてというわけにはいかない。やつぱり九割の補助金をもらつてというのだったら、重点的にやつていったらいいやないかと。やつとこの間からそういうような形で、だから五條駅周辺せんなん。川端せんなんと言うたかつて、これ残っています。全然地籍ができていないですから。いろいろ予算は通して早いこと準備はしておきたいとは思つておるのですけれども。工事かかつていく、土地の交渉というたら、それから始めてなんですわ。こんなことが議会も知らんだんかと、今まで。私も知らんだけれども、（議場に声あり）いや、いや、私思っていますね。私が思っているだけです。だから駅前も三十年かかりながら、地籍の問題が今になって、花谷議員が言うていただいたからこれ今答弁しているのですけれども、行政側も非常に遅れておりましたね。当然議会も遅れていましたね。そういうことですわ。だから、この地籍はいかに大事かということ、皆さんの御協力によって、できるだけ地籍は進めて行きたい。しかし九割もらうのやから、真水で市からの税金というのものもつたいないのでね。必要な工事の計画のところからは、やつぱり進めていきたいと思いますとおるのです。言うとおりで。よう言うていただきました。そういうことです。（「十二番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典） 市長も再認識、地籍の大事さといえますのか、事業をするにつきましたは地籍が一にも二にも大事やという形のことを力説されま

して、議会の方もというような責任もありますんでしよう。さすれば、そういうふうな形のことの今後ないように、議会と理事者というのは両輪だと言われているのでね。機会があるごとに、そういうふうな形の話、あるいは地域的な、結局各委員会もございまして。十二分に耳を傾注していただきまして、これから前向きに、明日からでも、早急にやっていたら、その分だけ駅前の周辺環境整備そのものの構想なり実施に向けて一番最短距離になるというふうな解釈をさせていただいて、この質問を終わらせてもらいます。

ひとつよろしくお願いしたいと思います。（「わかりました。」の声あり）

引き続きまして、岡口踏切、すなわち市道岡中線ですね。これは市長の肝入りでかなり整備されてきて、道路の幅員も拡張され、車同士のトラブルも少なくなったというふう聞いております。その岡中線に隣接しておるところの須恵一号線、これが清算事業団の方からあの部分につきまして、基本そのものが現在八線五條駅にあるらしいですね。それを五線にするというふうな計画の下に、須恵一号線の方の敷地が現在空いておるといって、おかしいのですけれども、使われていないように思うわけなんですわ。貨車の、貨物車の出入り口専用の線路だと思われたいです。これそのものが、いまだに何ら整備されておらない。結局道のないところに市道の認定というふうな形のこと、今の議案に出てきているわけなんですけれども、これは既に既設の道路で狭いのですわ、かなり。そこから学校に行く人も保育所に行く人もその道を利用されるし、高齢者の方も買物に行くのに使われると思うわけなんですけれども、これ何にもJRの方と、あれは地籍うんぬんというよりもJRの方でちゃんとできておりますのでね。JR図面というのは大したもので地理院等あるいはJRそのものが持つておるといって、かなり正確なものがあると思うわけなんです。あれは境界がきっちりしていると思いますのでね。前からこれもお願いしているわけなんですけれども、いまだに何にも拡張されていないと、ただ最終的に五條の駅前側に行きましたら、都市計画の関係がございまして、郵便局の方から上まで行ったら、結局右折しかできないと、計画決定がもう打たれていますのでね。左側の方は打たれてないと。しかしそれはできないと、とりあえず、計画決定されていますのでね。だからその手前の福塚の自転車屋さんが今やっていると、やってないのかな、その手前のところからJRの自動車部のところの手前の、その道を拡張してやっていたら、私は何らかの形のこと、それもまあ地籍、市長が言われますように、できてないと言われればそれまでのことかわかんわけなんですけれども、マルホ市場のところまではあれはJRの敷地の中を便宜上通させてもらっていると思うわけです。一応ね。そんなん国調の作業は関係なしに。あそこでしたら一昔前まではあそこに須恵の公民館がございまして、そこが結局避難所になっていたわけです。避難所という形のものであれば、あんな狭い道をそりや気をつけて走れば走れるかわかんわけなんですけれども、緊急のときに消防自動車が入れない、救急車も入れない。そういうふうな形の部分は須恵一号線、いまだに置いておかれているわけです。だからその部分につきまして、前から話させてもらった段階では、従来の行政の考え方は駅前の整備をある程度済んでか

らという話だったわけなんですけれども、駅前の整備そのものは今話も聞かせていただきましたように、国調のその事業がなかなか進まないというような形のことになれば、そんな整備できるとかできまいと関係なしに、道のことですので、緊急の場合、あるいは救急の場合、そういうような形のとに当然その道を拡幅していただいたらどんなものかなというふうに思うわけなんですけれどもね。

これにつきまして、どういうふうな形のことですぐ遅くなっていたのか、それからなぜそういうふうな形のことですぐできないのか、ちょっと一遍それを答弁していただけますか。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）花谷議員さんの（二）岡口踏切に隣接する市道須恵一号線の東側拡幅整備への早期着手につきまして、失礼して自席からお答えさせていただきます。

須恵一号線の東側拡幅整備につきましては、五條駅から岡口踏切までの現在利用されておりますJRに沿ってある道路の拡幅のことと承知しております。この道自体につきましては、今現在二メートルくらいの道なんですけれども、須恵一号線、これの名義は五條市の名義になっております。それを拡幅するについて、JR軌道廃線になりました敷地を使用すれば拡幅できる構想はかねてから立っておると聞いております。

それでJRの方に打診いたしましたところ、JRはその廃線敷についてJR独自の再利用計画があるかないか、そして地下に隠れております通信ケーブル等々の移転問題につきまして、今JRの方が検討に入っております。

過日、JRと検討いたしました。方向的には五條市の方に払い下げということもありきというふうに聞いておりますので、今現在その返事待ちと併せて拡幅した場合にどうなるかということも踏まえて検討をしまいたっておるのですけれども、先ほどの南北連絡道と同等に三一〇号から東へ、東へと押しております地籍調査に基づきまして、実際の土地の確認、登記上はJRさんも五條市も現在の法務局の方では地図は持つておるのですけれども、それもいったん見直すという作業が地籍調査でございますので、それが終わらないことには、いかにせん何も進まない。用地というものが進めないのは現状でございます。

ただその須恵一号線につきましても、そういうJR協議と併せて南北連絡道、駅前周辺開発の将来の構想を眺めて、西から東のどこへ抜けたら一番いいかということも踏まえて、今現在検討中でございます。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（川村家廣）十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典）それも検討、あれも検討という形のものになるわけなんです。今現在あるんやからね。それは。そやから何もあるやつをJ Rの方と協議をしてもらって、払い下げしてもらおうのだったら払い下げしてもらったら結構ですけども、新しく付けるんやないわけですんやで。そんな話になるのであれば、やっぱり核そのものの、五條駅そのものを核とすれば、そのある程度のタイムスケジュールという形のもが確定せんことには、それも関連してくるわけですよ。まあ言うたら。そやけどこれは何も、そりや国調必要でというたら必要かもわからんわけなんですけれどもね。現在あるところくらいJ Rの方とあれだけ度重なる協議をしてもらっているわけなんですやろ。何もこれには金かかってないわけですけども、片一方の方は四千万かかっていましたけれどもね。そやからその辺をもっと早急にね、身近な形のことでもありますのでね。須恵地区も御存じのように、岡口も含めまして、高齢化してきて道がかなり狭あいでもありますし、その辺早急に検討ばかりじゃなくして、ひとつタイムスケジュールを前倒してもしてもらって、もっとより具体的な形のをね、話をね、今後、また委員会等もございますので、聞かせていただきたいなと思います。

次に移らせていただきます。

(三)の駅前商店街及び商励会通り等の活性化でございませう。

現在商栄会の商店街では約五十八店舗、それから商励会の商店街で約四十二店舗、合わせて百店舗に満たないような形の中で、細々とやっておられると、これにつきまして、最終的に五條駅前、あるいはその周辺の整備が進んでくれば、当然それに張り付いている商店街の方も、現在高齢化しているわけなんですけれども、地域的に何らかの方法で活性化するのではなからうかなというふうに思っているわけなんです。それにつきまして、私も前からも話させてもらっていますように、今現在、西尾の饅頭屋さん、それから光無線のところまで、市道商店街、通称横町というわけなんですけれども、商栄会通りという形の中で、あるわけなんですけれども、そこを一層のことこれから歩行者天国にでもして、そして先ほど言いました須恵一号线、これらの形のことを整備していただければ、二四号で商励会通りを通って、すっと回っていけるような形、その中で足立病院、須恵の公民館があるところなんですけれども、その分につきまして、今現在車が一部通っているところがあるわけなんですけれども、横町の道からものマルホ市場さんの方に、あのところの道を今歩行者しか通れないわけですけども、あそこを、御理解ある地主さんもおられますので、そういうふうな構想の話をさせてもらったところ、前向きな話を一応得ております。寄附採納してもいいやないかと、ついては壊すのかそんなことは全部市の方でやっってくださいよと、そういうふうな話も聞いておったわけなんですけれどもね。そしたら、横に道が今現在三本あるわけなんです。J Rから二四号線までの間にね。縦に二本しかないわけですわね。岡中線と五條駅前。その真ん中に一本そういうふうな形の道を入れてもらうことによって、歩行者天国、今現在車が通っているやつを昔はあれ交互通行で、一方通行的な信号が横町にあったわけなんです。そういうふうな検討も併せて市長、この際に提案

させていただけますので、駅前周辺の環境整備と商店街の活性というふうな今の話に基づきまして、一遍検討の範囲内に入れていただいたらどうかかと。

なおかつ、また紀陽銀行と西迫の酒屋さんの前の信号なんですけれども、新しい新宮道路の関係で一部閉鎖になるのところがかと、変則的な二四号の本陣の交差点ですので、そういうふうな話も聞いておるわけなんですけれども、その辺につきまして、商店街の活性、あるいは整備等にかんがりの影響があると思いますので、その辺の考え方、聞いておれば、ちよつと一遍教えていただきたいなど。担当で結構です。隣におりますがな。隣に。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。（「まだ立つとんやけどな。」の声あり）

○生活産業部長（櫻井敬三）十二番花谷議員さんの一般質問にお答えをさせていただきます。

いろいろ提案も含めていただきました。

確かに御指摘のとおりでございます。商励会通りと商業会通り、いろいろ商店街の活気は失われつつ空き店舗が目立つという状況にあります。

全国的にもこれにつきましては、空洞化が叫ばれておるという状況で、五條市におきましても大型スーパーの進出とか、買物に行くのに車で行きにくいというのが一つの衰退の原因になっておるのかなというふうに考えております。

先ほど（一）、（二）の質問にありましたように、五條駅前整備としての周辺整備という中で、商店街の活性化という絶好の機会になっていくのだらうなど、それに併せて考えていきたいと、そういうことで、商店街の皆さんと関係機関と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

また道について、歩行者道路にとか、いろいろ非常にいい提案だと思えます。思いますが、今商工会の方も事務局長に聞きますと、高齢化も進んでおるといふこと、またいろんな意見がなかなか挙がってきにくいというふうな状況にもある中で、商工会の会長を中心にいろいろ頑張っていたいていますので、その方も連携しながら市としても十分支援をしていきたい。そういうふうな考えております。

以上で答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（川村家廣）十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典）二四号の交差点の信号の閉鎖の話、一点抜けていましたので、あとで聞かせてもらいます。

今商工会とのいろんな打合せもあると思うわけなんですけれども、これは何にもあの商店街を建て替えたり、また高架にしたり、そんなことを言うてしませんのやで。今車が通っているその部分を歩行者天国みたいな形のことにはなされたらどうかと、当然その中には中心市街地活性化法というのが

ございますので、そういう形の法律もその中で適用してもらおうような形の中で、もうちょっと積極的に協議だけじゃなくして、何も今、あそこ通るだけの話ですやんか、私が言うてまんの。ほんで商品を納入する場合でしたら、そういうふうな業者の方に許可書を出せばそれでいいわけです。何も金要らんわけですやんか。そんなん何も商店街うんぬんという形のものについての向きを変えれとか、そんなこと別に言うてないわけで。できるだけそういうふうにして、民の方でそういうふうな形のことを、地域的にも経済的にも疲弊していますし高齢化が進んでいますので、恐らくこのまま放つておいても、後継者がおるかどうかは、部分的には一生懸命されておる商店の方もおられるわけなんですけれども、全体的にとらえた場合、そういうふうには結局横町を足立病院さんの前ところに車が行けるといような形のことの部分を先ほども言いましたように、それと歩行者天国という形のもの話だけですので、こんな話だけでもらったら地元の商店街の人かって、どういうふうに言われるかはわかりませんが、何も車が通ったらかんと言ってしまうので。身体に障害のある社会的弱者の人は当然車で病院、山田病院もございまして、それから商品を納入する場合は当然納入業者の人はその車をそこにに入れてもらったらいいわけです。双方性に入れてもらったらいいわけ、その人専用だね。しかし後はもう大体フリーで歩行者の方が利用できると、車は基本的に通らないと、その代わりに須恵一号線を整備していただくことには、あれ整備してないのにそんなことをしたら不自由になりますのでね、地域的には。なんと言ってもやっぱり新生五條市の玄関口でありますさかいね。そういうふうな形のことを踏まえて、部長、協議してもらったらそういうふうには協議してほしいなというふうに思います。

それと二四号の本陣の交差点の分につきまして、どういうふうを考えておられるのか、これは森本部長の方やな、……一遍に三人に言ってもらってもかめへんで。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 花谷議員の質問にお答えいたします。

本陣の交差点の紀陽銀行の前の道のことですが、これは平成十八年くらいだったと思うのですけれども、地域高規格道路で現道拡幅ということで決まりました、五條インターから本陣の交差点までこれを二二メートルに拡幅するというところで、当初の予定は二十一年度に都市計画決定によってやったのですけれども、二十二年度で本陣から五條インターまでの各区間を都市計画決定、二二メートルに都市計画決定することに準備を進めています。その間については、地籍も一応終わって準備は全部できておるわけですが、国土交通省の方から本陣の交差点は交差点に七本道が集まっているんです。普通は四線なんですけれども、喜多のガラス屋さんの方一本は手前で迂回ということで一本減ったのですけれども、国土交通省はもう一本だけ減らして信号の循環時間を短くしたいということなんですけれども、その辺が、その代替案がほかにいい案があるかないかということで、今検討し

ているのですけれども、なかなかいい案がなくって、打合せは何回かあるのですけれども、まだしたいということなんですけれども、はつきりどどのようにして、どこに代替道路を造っていくかということはまだ決まっておられません。現状を言えば今はそういうことです。

以上です。(「十二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 十二番花谷昭典議員。

○十二番(花谷昭典) 大変なことですね、それは。それはよくわかります。私もその付近地に住んでおる一人の住民なんですけれどもね、そやけどそんなことになれば、岡中線の関連、須恵一号線の関連、商業会通りの関連、それから横町の関係ですね、商店街も一応歩行者天国……、根本的に違ってくるわけですね。あそこが仮にそういう閉鎖という形のことになればね、当然地元の商店街の人、そういう方はよく御存じですか。商工会の会長等も、含めましてですね。計画決定、仮に二十三年ですか、……二十二年ですか。またそうなれば、結局先ほど言いましたような郵便局の前から五條駅向いて右折はできるような計画決定を打つてあると、左折はできないというふうな形のことにもなるうかと思えますのでね、現実に。だからその辺もっと慎重に、本当にいろいろそれは協議してもらいまして、やっていただかんことには、これは生活圏にも響いてきますし、それは本陣の交差点というのは確かに複雑で二四号の京都から和歌山までの間の中でも一番難所というふうな形のこと、認識はしておりますけれどもね。一日も早いという解決方法を、避けて通れない問題でもあると思うわけなんですけれども。もしそういうふうな形のことになるとすれば、大変な形のこと、まちそのものの人の流れの形態、あるいは商店街の形態も含めまして、これは大変なことになりますよ。

旧の五條高校の跡地の問題につきましても道がなければね。第一その地域の人が二四号に出ようと思っても出られないという形の大きな問題があるわけですね。これは由々しき問題でもありますので、その辺もっと慎重に、これから地元ともよく協議をしていただいて、一番いい解決方法を選んでいただきたいというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(川村家廣) 以上で十二番花谷昭典議員の質問を終わります。

次に、七番藤富美恵子議員の質問を許します。七番藤富美恵子議員。

〔七番 藤富美恵子登壇〕

○七番(藤富美恵子) おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に一般質問をさせていただきます。

一、市民の足「コミュニティバス」の運行について。

二、五條市の子育て支援の充実について。

(一) 小学校六年生までの入院医療費及び細菌性髄膜炎の予防ワクチン接種の全額負担について。

三、五條市衛生センターの建て替えについて。

以上、三点の質問をさせていただきます。

まず、市民の足「コミュニティバス」の運行について、お尋ねいたします。

私はこれまでに何度も市民の足、市内巡回バスの運行を提案してまいりました。通院に、そして買物等に特に交通手段を持たない市民の皆さんが待ち望んでおられる、市民の足「コミュニティバス」が来年の四月から運行するというところで、質問をさせていただこうと思っておりましたが、先日、三人の議員の方々がコミュニティバスについて質問をされ、重複いたしますので、割愛させていただきます。

結論としまして、来年四月一日からコミュニティバスを走らせる予定である。そしてバスの台数、運営形態及び運賃等については検討中で具体的には決まっていないということで、よろしいでしょうか。副市長。確認をさせていただきます。

〔七番 藤富美恵子自席へ〕

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 藤富議員の御質問にお答えいたします。

コミュニティバスの運行につきましては、一応来年の四月から実施という予定でございます。

バスについては、まず何台かということは検討なんですけれども、できれば二台くらいでいけたらなあというふうに考えています。

また、料金の方についても、無料というわけにはいきませんが、金額は決めていませんけれども、幾らかの金額の有料ということで、基本的には考えています。

以上です。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 具体的にニーズを把握するために、六月の広報でバスの利用に関するアンケート調査を実施しておりますが、六月末をもって締め切ることとさせていただきます。何台のバスがどのように走れば市民の皆様にとって利用しやすいか等々アンケートの回答のみではなく、実際に市民

の皆様から多くの声をお聴きし、市民の皆様には喜ばれるようなバスに、決して空気を乗せて走るバスにならないようにしていただきたいと思えます。

以前、平成十八年二月に議会運営委員会が静岡県の島田市にコミュニティバスの研修に行つてまいりました。島田市では例えば、バス停については地域の実情に応じて約二〇メートル間隔で設置するなど、バス停間の間隔を短めに設定し、また乗り継ぎを考えて運行時刻、本数を設定する、そしてまたお出かけバスを運行し、利便性向上のため平日のみの運行から三百六十五日運行に変更するなど、市民のニーズに合わせた市民が利用しやすい効率的な輸送サービスを提供し、地域住民の生活交通を確保し、併せて地域の活性化を図っているとのことでした。

何よりも職員の方が一生懸命取り組んでおられました。私は議員になる前からコミュニティバスの必要性を訴えてまいりました。できることならば市のプロジェクトチームに入れていただき、市民の皆さんに喜んでもらえるようなコミュニティバスを走らせた、そんな気持ちでございます。

五條市もやつと来年四月からコミュニティバスを走らせるとのことでございますので、五條市民のニーズに合わせた市民が利用しやすい五條市民の足となるコミュニティバスを走らせていただき、住みやすいまちにしていきたいと思えます。住みやすいまちにこそ、人口は増え、五條市は活性化します。

次に、五條市の子育て支援の充実について。

(一) 小学校六年生までの入院医療費及び細菌性髄膜炎の予防ワクチン接種の全額負担について、お尋ねいたします。

このことについても、先日、堀川議員、山口議員が公費助成について質問されており、重複いたしますので、詳細については割愛させていただきますが、小学校六年生までの入院医療費の全額負担については、奈良県においては既に大和郡山市、香芝市、葛城市、川西町が実施しており、宇陀市も十月より実施を予定しているそうです。

ちなみに中学校卒業までの入院医療費の全額負担については、斑鳩町、御杖村、明日香村、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村が実施しており、山添村については、高校卒業まで入院医療費全額負担を実施しております。

また、細菌性髄膜炎の予防ワクチン接種、いわゆるヒブワクチンの全額負担については、既に奈良市、生駒市、斑鳩町、川西町、吉野町、川上村、天川村、下北山村が実施しており、宇陀市も十月よりの実施を予定しているそうです。

五條市も小学校六年生までの入院医療費及び細菌性髄膜炎の予防ワクチン接種の、市の全額負担実施について、市長はどのように考えておられますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫）藤富議員の一般質問に自席からお答えさせていただきます。

乳幼児医療費の助成につきましては、県の制度に準じまして、ゼロ歳児から小学校就学前までの乳幼児を対象に所得制限を設け、通院及び入院の医療に対し、一部負担金への助成を行っております。

御質問の小学校卒業までの子供を対象として、入院医療費の全額を助成しておりますのは、県内では御存じのように大和郡山市と一町四村の合計六市町村であります。

また、五條市が独自に入院の医療費に対しましては、対象年齢を小学校卒業までに拡大し、所得制限並びに一部負担金を廃止した場合には、約一千万円余りの費用負担増となります。

しかしながら、子供の健全な成長と発達を願うこととともに、子育て世代の経済的負担を軽減することについては、本市の重要課題の一つでありますので、県に対して対象年齢の拡大、所得制限の撤廃及び一部負担金の廃止などを要望するとともに、県下市町村の助成制度の状況にもかんがみ、市単独助成の実施につきましては、今後の検討課題としてまいりたいと考えております。

また、細菌性髄膜炎の予防ワクチン接種の公費負担につきましては、任意予防接種であり、公費負担はいたしておりませんが、子供たちの将来を守るために接種費用の一部を助成することにより、保護者の負担を少しでも軽減し、接種しやすい体制を早急に整えたいと考えております。

以上、よろしく御理解を賜りますようお願いを申し上げます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）五條市の人口は年々驚くほど減少しております。

若い人たちが五條市に住まないということになれば、五條市に明るい未来はございません。これはとっても大切なことでございます。五條市における子育て支援の一環として提案させていただきますので、なるべく早く早く実現していただきたいと思っております。

五條市に住めば、安心して子供を生み育てることができる、よそのまちよりも五條に住んで子供を育てたい、五條に住んで良かったと若い皆様方に五條市に住むことを選んでいただけるよう、最大限五條市も努力すべきでございます。

最後に、衛生センターの建て替えについて、お尋ねいたします。

まず、部長にお尋ねいたします。

現在、県の浄化センターとの協議はどうなっていますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）七番藤富議員さんの一般質問にお答えさせていただきます。

県との協議ということでございますので、県との協議というのは、私は四月から進めておりますが、それ以前から進めておりまして、しかしまあきちっと方向性を出すという中では、この五月の二十六日の日に南和地域の振興のために開設されております移動副知事室、このときに窪田副知事に下水道放流について特段のお願いを、市長が直接要望いたしましたところでございます。

それを受けてまして、新しいし尿処理の処理方法等について、現在奈良県と協議中という段階でございまして、今協議はいろいろ、どの処理方法という中にはどういう基準で流していくとか、いろいろ協議をしている最中ということで御理解いただきたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）私は五條市は二次処理までしか行わないと、そんなふう聞いております。もし二次処理までしか行わないということになりましたら、新しい衛生センターは、現施設より小さくなる、半分以下になると聞いております。そうしますと、今の施設より小さくなるので、当然費用も二分の一あるいは三分の一で済むと聞いておりますが、そうしましたら、もし仮にでございますが、二次処理までということになりましたら、費用は幾らくらいかかりますか。それは考えておられますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）藤富議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

新しいし尿処理場ということになりますけれども、し尿処理は、本来は高度処理をして河川に放流すると、これが原則でございます。そういう中で、今お話があったように、その建設費がばく大になっていくというのを抑えるがために、隣にあります吉野流域下水道に接続するということ。これに付いての二次処理というのは、今協議中でございますので、二次処理程度という中で考えております。

当然それに伴いまして、建設費とかランニングコスト、これは安くなっていくというふうに考えております。

ただ、それが、施設が半分になるとか、費用が二分の一とか、三分の一、そういう段階ではございませんし、二次処理程度としても県の水質の基準がございますので、それといろいろ交渉の中では、流域下水道に流す費用、この費用も併せて交渉はするというところで話をしていますので、ただそれが幾ら今の段階で安くなるかということとは、これはどういう処理方式ですか協議をする中で、本来高度処理して河川に流す部分と差額というのは出

るわけで、今言えるのは、建設費、ランニングコストを含めて流域下水道に流すのを基本的に考えていくということで、させていただくということで交渉していただきますので、御理解願いたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）次に衛生センターの建て替えについては、第二回臨時議会の最中、担当課の職員ともども現地を見に行き説明を受けました。

現在の衛生センターの駐車場に新しい衛生センターを建て替え、その後現在の衛生センターを壊し、そこを駐車場にする。つまり衛生センターの施設と駐車場を入れ替えるという説明を受けました。まあ新たに土地を購入しなくても、施設に関しましては今ある敷地の中で十分賄えるという説明でございました。

そして、衛生センター周辺の環境整備事業については、五條市と二見地区自治連合会が交わした環境整備事業に伴う覚書の中に、対象事業第一条、甲、五條市ですね、「甲が建設する環境整備事業は、公園建設事業とする。」と書かれておりますが、公園建設事業とはどのようなものか、部長にお尋ねをいたします。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）藤富議員さんの環境整備の公園事業という御質問につきまして、お答えさせていただきます。

基本的に衛生センター周辺の市の土地等を使いまして、公園といいますが、今具体的にはどういう規模の公園になるかもわかりませんが、芝生、緑豊かな、地域の方々が健康増進のために使っていたりするような広場を基本とした公園と考えております。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）衛生センターの建設の建て替えに伴い、二見地区の自治会から以前よりいろいろな要望書が寄せられておりました。その要望書の中には、新集会所の建設、それから川端地区に市営の老人ホームの建設、野原方面への橋の建設、新しい地区避難場所及び保育所、幼稚園としての使用可能な建物等々いろいろな要望がございましたが、公園建設事業のみを行うと、そう理解してよろしいですか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）藤富議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

今都市整備部長がお答えしたのは、この覚書にございます環境整備事業に関する部分でございまして、これがすべてということではございません。

これは今議員がおっしゃっていただいたその他の要望、その要望も含めて環境整備事業は公園事業としますが、この建て替えに関して地元の要望はそれはそれで対応していくとところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）本日、衛生センターの建て替えについて一般質問をするために、先日、五條市と二見地区自治連合会との間で交わされた覚書を資料要求いたしましたところ、覚書のコピーは出せないとのことでした。

生活産業部長に資料を、覚書のコピーを出せない理由を、改めてお尋ねいたします。

先日、部長が私に言われた、覚書のコピーを出せない理由を、もう一度お答えいただけますか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）藤富議員さんの再質問にお答えをいたします。

この前、資料請求の中で覚書の写しをいただきたいということでした。それにつきましては、私が申し上げたのは、これは交渉している中の話でございます、覚書は締結しても、地元の事業、地元と事業、また市の事業、推進する中で、出さないとはいってないので、しばらく待つていただきたいという説明を、これは事業をスムーズに進行するためにという説明をさせていただきます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）はい、そうです。その後覚書のコピーは渡せない。しかし見るだけならいいと、副市長が言われたそうなので、見せていただきました。見てもよい、だが渡すのはだめだという、その理由は为什么呢。

副市長にお尋ねいたします。

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）質問にお答えさせていただきます。

そのときに二見の連合会長に確認をとっておりませんでした。それから以後、確認をとって、もらっていたかと思うのですけれども、……手元にあると思うのですけれども。その時点でまだ連合会長に確認をとっておりませんでしたので、確認をとって渡ささせていただきましたと、こういうことで

ございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）確認をとらないから渡せなかった。確認をとったから渡していただいたと。ですけれども、先日、部長が私に言われたのは、「出さないとは言っていない。時期が来れば渡す、しかし今渡せない。見るだけならいい。」と、このように言っておられました。その時点で、私は時期というのはいつかかなと思っていたのですけれども、そのことについてちよつと答弁いただけますか。

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）藤富議員の質問ですけれども、時期というのは、そんなたいそうな時期と違うわけでしたのですけれども、これを今補正予算で覚書を締結して測量とボーリング調査のやつはあがっていますので、そう遅くなるという意味で言うのと違います。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）いろいろ最近は特にそうでございますけれども、私の感じたところを申し上げましたならば、最近はいろいろ隠しておられると、いろんな資料を。私はそのように感じております。今後は隠さずに、資料請求をしたならば速やかに出していただきたいと思っております。

隠す理由は一体何なのかと、私は思います。出すとなんか都合の悪いことがあるのかと、吉野さんも市長になられる前に情報公開をかなり言っておられました。市長、覚えておられますか。ちよつとお尋ねします。

○議長（川村家廣）吉野市長。

○市長（吉野晴夫）いいえ。（笑声）（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）私は聞いております。吉野さんが市長になられる前に、吉野さんは「五條市は情報公開をすべきだ。」ということをしきりに言われておりました。忘れずに実行していただきだと思います。

今、市長でございますのでね。これも公約といえ公約になります。

私は一般質問をスムーズに進めるために資料を請求しております。情報公開しないで隠すということは、出すと何か都合の悪いことがあると、私は解釈いたします。

最近、特にいろいろと隠しておられると、私はそのように感じております。今回、特に櫻井生活産業部長、榮林副市長、吉野市長も最高責任者と

して強く申し上げておきます。

お役所の隠ぺい体質は即改めるべきであると、広く情報を公開すべきであると申し上げ、私の一般質問は終わります。

○議長（川村家廣）以上で七番藤富美恵子議員の質問を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第二、選第一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）選第一号 奈良県後期高齢者医療広域連合の議会の議員の選挙について。

○議長（川村家廣）奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員につきましては、市議会議員から選出する広域連合議会議員について欠員が一名生じたため、市議会議員から一名を選出することになりますが、二名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、すべての市議会において選挙が行われることになったものであります。

なお、この選挙は広域連合規約第八条の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数により当選人を決定することとなっておりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

この際、お諮りいたします。

選挙の結果については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたしたいと思います。御異議ございませんか。――。

御異議なしと認めます。よって選挙の結果については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することといたします。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（川村家廣）ただいまの出席議員数は十五名であります。

投票用紙を配付させます。

なお、候補者名簿につきましては、あらかじめお手元に配付しておりますので御確認ください。

〔投票用紙配付〕

○議長（川村家廣）投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

事務局長に氏名を点呼させます。

〔事務局長氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長（川村家廣）投票漏れはございませんか。――。

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（川村家廣）開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に大谷龍雄議員及び池上輝雄議員を指名いたします。

よって両議員の立会いをお願いいたします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔事務局次長投票を点検〕

○議長（川村家廣）選挙の結果を報告いたします。

投票総数 十五票

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。  
そのうち

有効投票 十五票

無効投票 ゼロ票

有効投票中

竹森 衛 檀原市議会議員 二票

朝井啓祐 大和高田市議会議員 十三票

以上のとおりであります。

ただいまの選挙の結果につきましては、奈良県後期高齢者医療広域連合議会の議員の選挙に関する規則第八条の規定により、選挙長に報告いたします。

○議長（川村家廣） 昼食のため午後一時三十分まで休憩いたします。

午前十一時四十七分休憩に入る

午後一時二十八分再開

○議長（川村家廣） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣） 日程第三、報第四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 報第四号 平成二十一年度五條市土地開発公社の決算及び事業の報告について。

○議長（川村家廣）報告を求めます。新井土地開発公社事務局長。

〔土地開発公社事務局 新井健夫登壇〕

○土地開発公社事務局長（新井健夫）失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第四号 平成二十一年度五條市土地開発公社の決算及び事業報告について御報告を申し上げます。

別冊の土地開発公社決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、まず一ページの方から御説明申し上げます。

一、収益的収入及び支出について。（一）収入の部、第一款土地開発事業収益、当初予算額が三億三千五十一万一千円に對しまして、決算額が二億八千七百八十一万六千八百九十五円となっております。

内容といたしまして、第一項事業収益の決算額は二億八千四百八十一万一千四百円で、内訳につきましては後の事業報告で説明させていただきますので、省略させていただきます。

第二項事業外収益の決算額が三百万五千四百九十五円で、預金利息と五條駅前駐車場使用料と各事業用地の貸付料でございます。

次に、（二）支出の部、第一款土地開発事業費用、当初予算額が三億二千七十九万円と補正予算額が一千五百十三万五千円で、合計が三億三千五百九十二万五千円に對しまして、決算額は二億九千九十八万四千八百八十八円となっております。

内訳といたしまして、第一項事業費用当初予算額が三億一千九百二十四万三千円と補正予算額が一千五百十三万五千円で合計三億三千四百三十七万八千円に對しまして決算額は、二億八千九百六十一万五千四百四十一円でございます。この内訳につきましては、事業収益に係ります事業用地売却原価二億七千七百六十六万三千二百二十五円、一般管理費一千二百四十五万二千三百十六円となっております。

次に、第二項事業外費用といたしまして、五十六万四千七百七円は、五條駅前臨時駐車場の管理経費でございます。

次に、第三項予備費五十万は全額不用となっております。

次に、二ページの資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

（一）収入の部、第一款資本的収入につきましては、当初予算が三億四千二百二十七万二千円と補正予算六千九百八万円で合計予算額四億一千百三十五万二千円に對しまして、決算額が二億三千七百三十三万九千二百二十円でございます。

第一項の借入金は当初予算二億八千六百九十二万円と補正予算六千九百八万円で合計三億五千六百万円になります。すべて一般国道二四号五條地区歩道設置事業（三工区一）に関する用地先行取得に伴う銀行からの借入金でございます。第二項の利子補給金は、予算額五千五百三十五万二千円に對しまして、決算額が三千七百六十八万八千七百八十三円で、市からの利子補給金でございます。

借入金の内訳については二十ページを御覧いただきたいと思ひます。

長期借入金現債高明細書により御説明申し上げます。

今井島台工業団地ほか十件を事業別に前年度末借入残高、当年度借入額、当年度償還額、当年度借入残高を記載いたしております。

平成二十一年度においても、五條市基金から約十億円、五條市水道事業運営資金から二億円を借入れし、借入金利息の低減化を図っております。

借換え分を含む借入金合計額は五億九千九百四十二万五千三百三十七円で、償還額は九億五千五百万円となり、平成二十一年度末借入残高は二十五億三千二百六十三万五千三百三十七円となっております。

次に、二ページに戻っていただきまして、(二)支出の部について御説明申し上げます。

第一款資本的支出の当初予算が九億三千五百二十六万円と補正予算七千八百万円で合計が十億五百四十四万円に對しまして、決算額は七億八千三百五十二万一千七百七十二円となっております。

内容といたしましては、第一項用地取得造成事業費三億四千四百四十六万円と補正予算七千七十八万円で合計が四億一千四百六十四万円に對しまして決算額二億二千八百五十二万一千七百七十二円でございます。内訳といたしまして、用地費一億八千八百六十三万九千四百四十九円、管理費四万八千五百円、直接経費二百二十二万四千九百八十円、支払利息三千七百六十八万八千七百八十三円となっております。

次に、第二項借入金償還金五億五千五百万円は、久留野公共用地の平成二十年度の未収金と平成二十一年度分の売却により償還したものでございます。

次に、三ページに移ります。

三ページには、平成二十一年度の土地開発公社の経営成績を明らかにする損益計算書を付けております。

四ページには、剰余金計算書・剰余金処分計算書を付けております。

それから五ページから六ページにつきましては、財産状況を表しております貸借対照表を付けておりますので、御清覧いただきたいと思ひます。

次に、七ページのキャッシュ・フロー計算書は、平成二十一年度の五條市土地開発公社の現金の動きを表したものであります。

次に、八ページの事業報告に移らせていただきます。

平成二十一年度五條市土地開発公社事業報告、一、総括事項ですが、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、五條市の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的として、公共用地の確保に努力してまいりました。

内容につきましては、要点のみ説明させていただきます。

八ページの(四)久留野公共用地につきましては、六〇、四三九・九二平米を二億八千四百八十一万一千四百円で平成二十一年十二月二十八日に売買契約を締結し、平成二十二年一月二十八日に売却代金を受領いたしました。

また、新規事業といたしまして、一般国道二四号五條地区歩道設置事業に伴う用地先行取得については、八ページから九ページの内容となっております。

次に、十ページの二、五條駅前臨時駐車場の利用状況について、月別の利用状況を記載しております。

次に三、経理の状況につきまして、(一)収益的収支について、土地開発事業収益二億八千七百八十一万六千八百九十五円に対し、土地開発事業費用二億九千八百四十八円となり、二百三十六万三千二百五十三円の当年度純損失となりました。

(二)資本的収支について、資本的収入が二億三千七百三十三万九千二百二十円に對しまして、資本的支出七億八千三百五十二万一千七百七十二円となり、差引不足額五億四千六百四十八万七千七百九十二円は損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、十一ページの四につきましては、理事会の議決事項となっております。

次に十二ページ、財産目録について、御説明申し上げます。

資産の部でございますが、合計三十一億六千八百三万八千二百七十七円で、この内訳といたしまして、流動資産三十一億六千七百九十二万八千二百七十七円及び固定資産十一万円となっております。

続きまして十三ページの負債の部でございますが、合計が三十億百四十四万六千六百六十七円で、この内訳といたしまして、固定負債二十五億三千二百六十三万五千三百三十七円、流動負債が四億六千八百八十一万九百三十円となっております。

十四ページ以降の付属資料につきましては、御清覧願ひまして説明を省略させていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(川村家廣) 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）土地開発公社の決算内容は大変複雑でございますので、何年やらせてもらっていても、なかなか私もわかりにくいですけれども、この決算で現金面での決算は黒になっているのか、赤になっているのか、赤であるならばなんぼの赤なのかね、ちよつとそれを答えていただきたいのと。

ひよつとしたら報告にあったかわかりませんが、私の聞き落としかわかりませんが、野鳥の森の事業に関して五條市へ売却したその価格ですね、それを明らかにしていただけますか。

○議長（川村家廣）新井土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（新井健夫）十四番大谷議員さんの御質問に自席から失礼してお答えいたします。

野鳥の森の価格につきましては、一平米、四千五百円で売却いたしました。

面積といたしまして、六〇、四三九・九二平米で、金額二億八千四百八十一万一千四百円でございます。

もう一点、決算の報告の赤字か黒字かということですが、黒字になっております。金額は一千二百万円ほどだと思います。金額的にすぐお答えできないんですけど、申し訳ありません。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）黒字といえども一千二百万ですからね。でね、こうして説明受けて思いますのは、例えば国道二四号の拡幅に関しての買収をしていますよね、取得。いずれかは県なり、国なりに売却すると思うんですけどね、それやったら、これいったん土地開発公社が取得しようと思えば、そのために要る費用を銀行で借りたり、五條市や水道局で借りたりしているわけでありますからね、買収に当たっての、お世話はさせてもらっても、いったん土地開発公社が買収取得するのではなしに、直接ね、県や国に取得してもらったら手間にかかる経費、一般銀行から借りるその費用が、仮に利子がつきますからね。要らないと思うんですけども。そういうやり方にできないのかですね。

それと同時に、市の場合でも始めから土地開発公社が所有している土地を市に買ってもらうのはこれはしやないですけども、新たな事業において、いずれは五條市に売却せないかんような土地を、いったん土地開発公社が取得すると、買収するというふうなことをせずに、そんな場合でも、中間のお世話はしても、市に直接買収してもらったらどうかと思うんですけど、その辺はどうですか。

○議長（川村家廣）新井土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（新井健夫）十四番大谷議員さんの再質問にお答えいたします。

この二四号に關しましては、事業の進ちよくを早めるということで、五條市の方で三工区から五工区について用地交渉を受託しました。それに伴いまして、銀行からの借入については国の方から五條市が借りております金利、一・九九パーセントを一〇〇パーセント国の方がもってくれます。五條市といたしましては、契約することには、契約が結ばれたらその都度、南都銀行さんの方でその金額を借入すること、一応二十一年度は三億三百万をめどにして契約一〇〇パーセント済みしました。それでそのお金の償還ということは、国の方から四年間に分けて、一年間に約七千五百万ずつを五條市に金利と事務費をくれるわけで、五條市土地開発公社といたしまして、二四号については一切持ち出しはなしに一応事務費で職員の人件費に約一千何万を充てております。

以上です。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）それと、もう一つお聞きしておきたいのは、みどり園の続きに北山地区公共用地というのがあるんですけれどね、この面積はこの間調査しましたところ、八六、七一九平米あるんですね、これ。現在のみどり園の面積は、最終処分場を含めて一般質問でも明らかにしましたように、二九、〇〇〇平米あるんです。現在のみどり園の面積の二倍以上面積があるんですね。だからこれは市長と関係部長に指摘したいんですけども、新しいごみ処理場関連の事業で、滝町、南阿田町の地区に持っていこうとしていますけれどね、やっぱりもう既に土地開発公社が持っている土地とか、五條市の持っている土地とかいうのを、有効活用するという観点から、公共事業の用地を決めるという場合においても少し深く検討すべきではないかと。なるほど滝、南阿田地区のあの用地の一部には市の用地があると言われておりますけれども、それだけでは賄えないから民間の用地を買収するんだという、そういう計画を出されていますわね。そやけれどこの北山のみどり園の上の用地、八六、〇〇〇平米を活用できたらずね、もちろん公社にお金払って買わなあきませんけれども、しかしそれは土地開発公社のいわゆる財政の解決につながるわけですからね。

だから、私はまだまだ確定はしておりませんのでね、ごみ焼却施設等々の事業については再度です、みどり園の上の八六、〇〇〇平米もある土地の有効活用も検討すべきではないかなということ指摘しておきたいと思えます。

それともう一つ申し上げておきますけれども、こないだ新聞にですね、御所市が宅地をネット公売しましたね。前は市長の公用車だった日産のシマを広島県の男性が百万円で落札したということでありますけれども、今度はこの市の宅地をネット公売すると、十八日締め切りということですからね、こういうふうにする上においては、本当に将来のことを考えて、この土地はもう売却してもいいんだという、やはり深く突っ込んだ検討の

上で売却しているんだと思いますけれどもね、やっぱり五條市の土地開発公社等々も、もう今保有している土地を見て、深く検討して、この土地は売却してもいいというような土地があるのであれば、やはり厳しい条件を付けて売却の方向をもう少し早める必要があるのではないかと。まあその方法においても、御所市ではネット公売をやっているわけですからね。こういうことも他の市では郡山もそのほか奈良県下でもたくさんやっていますからね。そういうことも検討すべきではないかなというように指摘しておきたいと思えますけれども、この点についても答弁していただけますか。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

あのネット公売ということなんですけれども、公社の土地全部で十五件ほどあるんですけれども、帳面の簿価では三十一億四千万ほどあるんですけれども、これを処分するとなれば、この簿価と比べて遥かに安い値段になると思うんです。そうなってくると一般会計から補てんせなあかんようになりますので、その辺のこともありますし、幾らでも構わず処分するとなれば別ですけれども、一般会計から補てんしなければなりませんので、なかなか難しい問題があるんですけれども、その辺も一回近々検討していきたいと思うんですけれども、その難しい問題が今ございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 大谷議員からの関連ですけれども、副市長にね、今公共用地の件でね、簿価が三十一億だと、前にも言ったはずなんですよ。一般会計から出さなあかんって、これを放っておいてどうするんですか、って前にも言ったことあるんですよ。そやから、そういう形で当然出てくるのはわかりますけれども、これを放つといたらどうするんですか。そやから、徐々にでもやっていかなあかんやないかということも前にも指摘したことあるんですよ。今のやったらもうまるつきりする気がないと。一般会計から補てんせんなあかと、これは十分わかります。簿価は三十一億ですからね。でもね、今の説明やったら、前のときは考えていくという話を僕は聞かせてもらいました。せやけど今の大谷議員への説明やったら、もう難しい。いや前向きな姿勢の中で、これは放つとくちゆううことはできないでしょう。そやから、確かに一般会計からねん出せんなあかにしても、整理はしているかなあかん。そやから、そういう計画をどういうような形で今進めているのか、前に私言わせてもらいましたよ。副市長、覚えていただいていますね。そやけど今の大谷議員の質問には、難しいと、もう鶴の一声ですよ。これだけ三十一億の簿価があるんやからということ。それは、わかっていますよ。でもどこかで処理をしていかなあかんのやから。どこかで、そのひずみが出てくるんやったら、徐々にでも今からやるべきじゃないんですかって、それを俺、前にも言ったはずですよ。整理をせんたら、後回しにしても、どっかでそのひずみが出てくるということなんですよ、副市長。

今の話やったらなんかもう、できないと、これだけの簿価があるからできないという、前向きな姿勢じゃないですね。そしたらこれを先送りばかりしてね、結局これずつと残ってくるわけですよ。それにかかってくる費用も大分あるわけですよ。だからどういう形ですかということ、前にも私が言ったときから…。ほんならどうしていいこう、計画を練って毎年こういう形でも、やっぱり一般会計でもねん出してもらって、こういう形で減らしていいこうという一つのプロセスを考えていかなかったら、「いや無理だ。」と言っていたらね、ずっとこのままの、これが計上してずっと残ってくるわけですよ。そこらを副市長、前向きに考えてくれませんか。前にもそれを言ったんですけれども、今の大谷議員への説明やったらね、もうする気はないような話ですよんか。…いやいやまず説明、お願いします。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 太田議員の質問にお答えさせていただきます。

今野鳥の森ということで面積二三十万平米ほどあるんですけれども、二十年から四年計画で、約十億で買収します。買い戻し、一般会計、そうすると今借金二十五億あるんですけれども、二十億を切るということになってくるんですけれども、それが終わりますと、ここで止めておく簿価が維持管理費として毎年ちよつとずつ上がってきますので、それがないようにまた一般に処分するか、もしくは一般会計から買い戻してもらおうか、方法は二つしかないと思うんです。ただ厳しい条件をつけたら売れませんし、値段を下げたら、誰にでもというのなら処分できますけれども、それにしても一般会計から補てんということになってきますので、なかなか難しいと思うんです。今野鳥の森にしかかって、先ほど担当課長からありましたけれども、平米四千五百八十円です。ということは山林一反当たり四百五十八万です。なかなか山林でそんな数百万って、とても、実際処分したら一割ほど違いますか。そうなってくると、大半が一般会計から補てんということになりますし、これが終われば一般会計からなんぼかでも買戻しして、ということ考えています。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） わかっているんでしょう。そやけど、それを放っておくことはできないから、徐々にでもやっていくというそういう認識ね。ほんで今野鳥の森がありましたけれども、四年計画十億ということで、これだつて苦渋の選択、それを減らすためどうしたらいいかということ、理事者側から提案があつて、そういう形でやって、建築費とかごく抑えて、便所とか、抑えて、まるまる返済にもっていくということ。一般の市民から考えたらこんな事業、金もないのにまた何をしているのかという、知らない人からそういう指摘があつたんですよ。いや違いますよと、僕らも説明させてもらいました。これはこういう形で公社の借金を返済するために一つの手法としてやっているんだと、でも、副市長ね、今回も最初も前のときも言わ

せてもらったように、四年間の契約で約十億ですよ。今年予算がまるつきりついてなかったでしょう。……ついてなかったでしょう。それが五千万つけてくれたのでしょうか。それがもう、来年が最終年度ですよ、大体今まで五億くらいいっておつて、普通から言うたらあと今年と来年度やから二億五千万ずつ出したら大体十億になるけれども、今年予算ない。出ない。ほんでお話して、大体二億か二億五千万つけてくれと言ったかな、五千万しかつけてくれなかったけど、その分を来年に今度また予算を計上していかなあかん。だからそういうずさんな形のはなんぼ市長が言ったつて、やっぱり四年間十億つて、計画をもつてやっていかななくてはね。来年になって、もし市長がいなくなったら、ぼんとそのお金が膨れ上がってくる。予算を百五十で抑えたとか、そういうことは当初予算で抑えても結局は補正でどんどん上がっていくとなったら、そんなずさんなやり方をやってはおかしいのでね。そこらを今言うたように公共用地の必要でないところかってたくさんありますね。前にも言わせてもらったけど。そやから今言うたように、売れないというても、安くで売ってもね。売ることによって固定資産税も上がってくるのやから、俺はやっぱりそれは抑えてでも処分する方が一番望ましいのではないかと。昨年でも何件か処分しましたよね。しれていましたけれども。そういう形で早いこと処分をして、確かに売れないかもわかりませんけれども、そやけど売ることによってまたそれが楽にもなるし、ほんでまた固定資産税が安くて入ってくるということやから、そこらも踏まえて考えていただきたいと思えます。

その辺は副市長、よろしく願います。

それと、もう一つなんですけれども、キャッシュ・フローの計算書が出ています。このキャッシュ・フローの財政のことについては、どれくらいが健全化であるのか、ないのか、数値であると思うのですよ。この計算書からいうたら、キャッシュ・フローがどの範囲内が健全であるかということの説明を願いたいと思います。

○議長（川村家廣） 新井土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（新井健夫） 五番太田議員さんの御質問にお答えいたします。

今御指摘のありましたキャッシュ・フローの健全化について十分に認識しておりませんので、申し訳ないですけれども、今お答えすることはできません。すみません。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 大体この数字が健全化であるというのは、全部一覧表があるのですよ。だからこれが本当に健全であるのかということ、銀行というのはこのキャッシュ・フローを見て、お金の貸し入れを、また悪いところにおいては金利を上げるとか、そういう形で操作するわけですからね。こ

れが果たしてそれが妥当であるのかないのかということ、私らではわからないのですね。どういう形かなと思つて。その辺はまた勉強しておいていただきたいと思ひます。

それに加えて、銀行の長期借入がありますね。これは南都銀行とりそな銀行、これは前にも言ったことがあるのですけれども、これ長期の借入で利息がどのくらい利息でやっているのか。前にも副市長に言わせていただいたのですけれども、公的なことやから銀行は民間の企業と違うのですから、当然低金利で、またいろいろな制度がありますから、それを使つたら下げられるわけですね。西吉野のときだったら、大変苦しい状況であつたから、そういう安いやつを使つてやつてきたという過程があるんですよ。五條市はそういうのを見たら、案外そういうことをしていないのですね。だからこんなことのちよつとでも替えることによつてすぐ変わってきますのでね、これは前にも副市長に、もっと銀行と交渉をしても、もっと下げてもらうよふにということをお言ひしていただいたのですが、あれから努力してもらつて何ぼか下げていただけましたか。

○議長（川村家廣） 新井土地開発公社事務局長。

○土地開発公社事務局長（新井健夫） 太田議員さんの質問にお答えいたします。

前回、御指摘がございましたので、二十一年度におきましては南都銀行さんにおいては、二・四七五、一緒なんですけれども、りそな銀行においては、二・四二五を二・二二五に二十一年度に利息の軽減化を図りました。それと、水道局についても〇・二七パーセントということで、金利の方を抑えさせていただきました。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 南都銀行はだめでも、りそなに対しては、二・四二五から二・二二五に下げていただいたと、そやからやっぱり民間じゃなくて公的つて、倒産することないですよ。長期と短期にまた分かれていきますけれども、当然まだまだ下がると思うんですよ。実際のところ。そして南都銀行がなんで下げてくれない、奈良県のメインバンクなんですよ。当然南都銀行はもっと下げなくては、りそなから考えたらね。そういうところを努力することによつて、ちよつとでもその分が負担軽減になっていくのですから、これは副市長ね、銀行とも、市長も交えてですけれども、これくらい下げてくれと、特に市長は民間業者やからそういうことはプロやと思ひますのですね。そこら努力してもらつて、下がることによつて大きいですからね。そのことが違ふところにいるんな形で事業に転換できますのですね。そこらも努力していただきたいと思ひます。

終わります。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 今太田議員の方から、水道局の利息の話ありましたけれども、私前もこの二億の水道局からの借入、公社がしていると。これは二十一年度の決算ですからゼロになっていきますけれども。これまた二十二年度も同じように二億借入れますんやろな。公社の土地というたらこれは塩漬けになってなかなか解決をつけにくい土地やと、今榮林副市長も言われたように、簿価と実際の価格は大分違うと、一般会計から補てんせんなんということですけども、私は前にも申し上げたと思うのですけれども、水道局にそれだけのお金が、仮に楽なお金が水道局にあるのだったら、私は水道料金を下げたれと、こんな返してくれるやら、返してもらえんようなわからんところへお金貸しといて、水道局が。そして市民から水道料金をもらっているわけですよんかえ。それのお金の余剰金をここに貸しておるわけですよ。この塩漬けのところへ。それやったら水道はおそらく街中からやったんやさかい、街の中のパイプも古くなっているだろうし、それを年度ごとに敷せ替えていくとか、市民の皆さんの水道料金をなんぼか下げたたらどうやという話を私この前にしたと思うのですけれども、何にも改善されていませんんやん。この帳面では二億は返したけれども、また二十二年度に二億借りとるわけですよ。一遍これ答えていただけますか。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 益田議員の質問にお答えさせていただきます。

今年も水道局から二億借りているのですけれども、銀行は運転資金といえますのか、まさかのときに幾らとかの金は当然貯金しておかなあきませんので、その金利と同額のうちは水道から〇・二七で貸してもらっているのですけれども、銀行から先ほどのやつで借りますと、大体一年で四百万くらいの金利差が出ますので、市から土地開発公社の方には毎年金利負担は市からやっていますので、差額で四百万、市の方が助かると、こういうことになっておるのですけれども、その二億が、銀行に貯金してもその金利は入ることなんで、一般会計は助かるということを利用してもらっています。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 一般会計の方は助かるのはよくわかりますね。しかし水道局も皆さんからの水道料金をいただいているお金ですよ。そしてまた水道局本来も借金やつとるわけですよ。自分のところが借金を返さんなのに、水道局が、水道局が借金ないのだったらよろしいで。お金たまってくるばかりだったら。水道局自身が借金抱えておるんですよ。借金抱えておって、なんでその市の本体に、そのお金を貸しているのかと、私は聞いてんや。そんな余裕があるのやったら、水道料金を下げたたらどうですかって、違いますか。水道局自身が借金ありますんやろ。国に返済して

いかんなんのや。そんな余裕ないと思うで。それやったらもつと水道料金下げたることできますやろ。私はこの前の議会でも言うてあると思いますわ。これ同じことの繰り返しやっとなのや。公社と水道局は。年度末には一応帳面上はお金返したようにゼロにしておいて、四月当初に金借りているわけですやんかえ。ほんで一般の銀行から金借りるのと水道局から金借りるのとしたら、そら一般会計の方は、公社の方が四百万利息が助かるのかしらんけれども、そんなやり方がおかしいと言うとんえ。みんな水道料金払っていますんやで、市民は。だからそれを何とかせないかんということを、私は前の議会で言うとするはずや。水道局かってなんでこんなつぶれかけたような公社に金貸すんぞえ。(笑声) 塩漬けでつしやる、これ。どないもならんと言うとんやから。副市長がどないもならんと言うとんやろ。簿価と実際の価格の差が多すぎて、どないもならんところへ金貸してどないなるの。こんなん市民、ほんまに皆市民は知らんやろけどもね。市民皆知つたら、なんでわしら水道料金払わんなんのかということになるん違いますか。だからそれを水道局と公社とは話し合いをしてくれましたか、私が議会で言うてから。してくれましたか。上下水道部長。

○議長(川村家廣) 辻本上下水道部長。

○上下水道部長(辻本衡司) ただいまの益田議員の御質問にお答えいたします。

貸方、水道の立場ですけれども、水道の方は経費を削減しながら現在の値段、水道料金をいかにさわらずに、上げずに維持していくかと、そういうところを日々努力をしているところでございまして、そして資金の貸方ということから、その立場から言いますと、流動資産の預託金、事業の預貯金でありまして、現金を資金運用の観点からすべての資金を民間の銀行に預けるということもあれなんですけれども、同じ市の機構でもありますし、少しでも利率の低いところへと、利率の高いところですね、借方から言うと、低いということになります。そういうことで資金運用をやっております。その利率はいかにして定めるかといいましたら、財務省の財務融資資金の預託金利というのがございまして、それを適用して二十一年度は〇・二七パーセントということでございます。

話し合いは当然していかないというところはございません。この先、水道財政にとって二億というのが負担にあるようなことであれば、この先毎年二億ということじゃなしに、またその金額についてはこの先変わっていくかなというふうに思っております。

○議長(川村家廣) この際申し上げます。

傍聴人は傍聴席において騒ぎ立てることは禁止されております。静粛に願います。(「九番」の声あり) 九番益田吉博議員。

○九番(益田吉博) いや下水道部長、わしそんな難しい話聞いとるんちゃうんえ。二億のとにかくね、預貯金があるのやったら、そんなん公社に返してくれるやら返してくれらんやらわからんところへお金を貸すのやったら、水道料金を下げたかどうかと言うておるのです。お金の運用の仕方

って、そんな私難しいこと言うどんちがうんや。

国民健康保険にしたかってそうですやろ。十億か十一億あったやつ、皆さんのお金を上げるのが難儀やということ、毎年繰越してきて貯金してあったお金を皆さんの国民健康保険税上げずにといこうということで、きているわけですやん。今それがもうしんどなってきたり上げさせてもらわなしないかなというところまできていますけれども。介護保険にしても三年計画で一億積立があったやつを三年間くらいで、それを食いつぶして皆さんからいただいている介護保険をたとえ百円でも二百円でも上げずにやっついこうという方向で進んでいると思います。

なんで水道だけが二億ここに金を貸して、余裕あって貸すのだったら私は水道料金下げたれって言うてるのや。この話、わかりませんか。ほかの会計だったら、皆そうして努力しているわけですやんかえ。皆さんから頂くお金を上げらんと、こんな不況の時代やから皆さんから頂くお金は上げらんとあるお金を切り崩せるのだったら切り崩していこうという皆さん努力してくれていると思いますけれどもね。水道だけがなんでこういう塩漬けになったところへ二億お金を貸して、毎年同じことの繰り返ししているはずですわ。ほんで帳面はゼロになっているけれども、また四月から金貸していたら同じことの繰り返しですやん。これを何とかしてあげてくださいいと、私は言うてるだけで、難しい話は別段聞いているわけじゃないんです。榮林副市長、どうですか。最後、これ何遍も質問でけへんさかいに。

最後に的確な話を、私の言うていること、わかってくれましたな。二億のお金があるのだったら、水道料金を下げたってもらったらどうですかと。そして公社は速やかに水道に二億は返してあげなさいと、一遍に無理だったら五千万ずつでも、一億でも構へんけれども、そういう方法をとっていたらどうですかと、言うてる。（「私でよかったら、私言うけど。言わせてよ。」の声あり）榮林副市長、理事長や。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 益田議員の質問にお答えさせていただきます。

話としてはわかるのですけれども、一般会計も助かりますし、その二億が今あるからといって水道料金を下げるといことは難しいと思います。と言いますのは、水道は特別会計のことですけれども、これは二十四年に水の水利権の問題もまだ未解決で残っていますし、その辺の問題なり、やはり昔のパイプなり水道管なり、更新していく、いつ負債がどんなことが出るかわからないという中で、その金は確保しておかなければしゃないわけです。その金を返済に回すとか水道料金を下げるとかというのはなかなか難しいと思います。と言いますのは、先ほど言いましたように、水利権の問題、二十四年に解決ということになっているのですけれども、これを今年と来年とで解決していかなければならぬ時期になっていますし、水利権と言いますと、やはり吉野川の水、川の水となってきましたと、水道料金にはね返ってきましたし、下げるといことはまず不可能となってきました。（「結

構です。」の声あり)

○議長(川村家廣) 質疑を終わります。

以上で報第四号の報告を終わります。

○議長(川村家廣) 次に日程第四、報第五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(川西敏美) 報第五号 平成二十一年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告について。

○議長(川村家廣) 報告を求めます。土井財団法人大塔ふる里センター常務理事。

[財団法人大塔ふる里センター常務理事 土井祥嗣登壇]

○財団法人大塔ふる里センター常務理事(土井祥嗣) 失礼いたします。

ただいま上程いただきました報第五号 平成二十一年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業報告についてであります。

平成二十一年度財団法人大塔ふる里センターの決算及び事業の報告を、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告申し上げます。

当財団の職員は、正職員十名、調理師三名、臨時職員三名とパート十三名により運営しています。

別冊の財団法人大塔ふる里センター決算書・事業報告書を御覧いただきたいと存じます。

それでは、二ページ及び三ページについて御説明申し上げます。

財団法人大塔ふる里センター全体の収支決算書でございます。

まず、財団法人大塔ふる里センターの決算につきましては、五つの公共施設を営業しながら管理し、最終的に決算で利益を確保し、翌年度の指定管理料を減らすことを目標として努力しております。

また、指定管理料の配分につきましては、全体の予算の中で三千三百八十五万円を指定管理料として頂いております。

またこれの配分につきましては、事業収入だけでは管理できない施設、又は事務費に配分させていただいております。

事業収入として一億三千九百三十三万九千九百五十六円と委託金収入三千三百八十五万円、その他雑収入と短期借入金収入一千万円を含め、当期収

入合計一億八千六百五十八万五千六百六円に対し、支出につきましては、事業支出として一億七千六百五十六万五千五百二十七円と短期借入金返済支出として一千万円を含め、当期支出合計一億八千六百五十六万五千五百二十七円となり、一万九千五百七十九円の黒字となっております。

また委託金収入として三千三百八十五万円を計上させていただいておりますが、これにより収支のバランスを保っているため、今後は、この委託金を少しでも少なくできるように営業努力をし、売上げを増やしていきたいと考えています。

それでは、個別の施設について収支状況を御説明させていただきます。

四ページをお開き願いたいと存じます。

ふれあい交流館であります。当施設は、温泉浴場・レストラン・売店・アスレチックルーム・カラオケルーム、公共的な利用施設として図書室・会議室・和室・団体事務室等があります。

年間利用人員は、二万九千六百三十六名で、職員三名とパート四名で運営しています。

収支につきましては、当期収入合計四千三百三十四万九千九百九十四円に對しまして、当期支出合計四千七百四十八万七千二百円であります。四百十三万七千三百八円の赤字となっております。

次に、五ページをお開き願いたいと存じます。

赤谷オートキャンプ場であります。当施設は、一棟につき六人まで利用できるバンガローが十棟、キャンプサイト四十七面、森林健康館等があります。

施設の利用は、四月から十一月までとなっております。

年間利用客は四千二百人、職員一名、パート一名で運営をしております。

収支につきましては、当期収入合計一千六十四万四千四百八十円に對しまして、当期支出合計九百九十九万七千六百五十一円であります。六十四万六千八百二十九円の黒字となっております。

次に、六ページをお開き願いたいと存じます。

ロジ星の国であります。当施設につきましては、和室六室・洋室四室の宿泊施設であります。

周辺には、天体観測施設として、四五センチ反射望遠鏡をはじめ、プラネタリウム館等があります。年間利用客は宿泊客が三千九百十六名、その他天体施設・入浴施設の利用者については、一万七百八十五名となっております。

職員は三名、パート三名、その他天文指導員二名で運営しています。

収支につきましては、当期収入合計三千九百四十万九千二百二十二円に對しまして、当期支出合計四千十二万五千二百二十八円であります。七十一万六千二百六円の赤字となっております。

次に、七ページをお開き願いたいと存じます。

道の駅であります。当施設は、総合案内施設として平成五年にオープンをしました。物産販売施設及びレストランがあります。年間利用者は、五千二百二十四名で、職員三名、パート二名により運営しています。

収支につきましては、当期収入合計五千四十一万二千八百八十八円に對しまして、当期支出合計四千五百八十一万八千三百八十七円であります。四百五十九万一千九百一円の黒字となっております。

次に、八ページをお開き願いたいと存じます。

大塔郷土館であります。当施設は、郷土館で郷土食の提供及び物産の販売、又は歴史の蔵においては、大塔地域の歴史資料を展示しています。年間利用客は一万二千六百十九名で、職員一名、パート三名により運営しています。

収支につきましては、当期収入合計一千三百六万一千七百九十円に對しまして、当期支出合計一千五百九十二万九千四百八十五円であります。二百七十六万七千六百九十五円の赤字となっております。

なお、九ページから十七ページにつきましては、御清覧くださいませようよろしくお願いいたします。

次に十八ページ、事業報告に移らせていただきます。

二十一年度は、天辻においては、星と螢の鑑賞会ほかロジ星の国においては地元肉のしし肉を使ったぼん鍋のPR、ふれあい交流館においては、大塔いきいき文化祭イベントを共催し、施設の市民の利用と売上の向上に努めました。

その他の各施設においても、独自の事業を展開し、売上の向上に努めました。昨年度は、連休や土日に雨が多く、特に気候が不順で天文やキャンプ場にとっては、天候に左右されやすくキャンセルもかなり出たような次第でございます。

昨年度も実施しましたが、一月から三月については、新年度に向け財団職員と会議を重ね四月以降の集客増加の対策として、過去三年間の利用客にイベント案内状送付と県内の道の駅に割引券の配布、又各種イベントに参加し、施設の案内状の配布をいたしました。結果、二十一年度は、二十年度より三百万円売上げを伸ばすことができ、平成二十二年度の指定管理料についても百六十五万円削減する予算を計上することができました。

今後も市民の皆さんの御意見や、御助言をいただきながら財団のPRに取り組み、少しでも補助金の削減につなげていきたいと考えております。

以上で、平成二十一年度財団法人大塔ふるさとセンターの決算・事業報告につきましての説明を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）何点か聞きたいのですが、五ページ、赤谷オートキャンプ場ですか、今年でしたかな、火災は。これの保険金は、ここにはまだ計上されていないのですか。次ですか。（「市に、」の声あり）市に。ここに入るのじゃなくて。それは市に入ることですか。なるほど。市に  
なんぼくらい入っているんですか。

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）確か七千五百万くらいだったと思います。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今入札されたのは、大塔支所長、今もう終わっていますよね。入札が。あれは四千万か四千万弱くらいですか。その差額はどれくらいですか。それは大塔キャンプ場に還元するわけですか。

○議長（川村家廣）榮林副市長。

○副市長（榮林勝美）太田議員の質問にお答えいたします。

確か保険金は七千五百万くらいだったと思うのです。そして大塔の赤谷キャンプ場の十人のあれを二棟やりますので、その辺で四千万ほどだったと思うのです。それと一部あとのやつが古くなっていますので、その修理が一千万ほどと、確か五條市の方に約一千万ちよつとは保険金としては残っているはずで、歳入で余計に入っていると。一般会計です。

○議長（川村家廣）土井財団法人大塔ふるさとセンター常務理事。

○財団法人大塔ふるさとセンター常務理事（土井祥嗣）五番太田議員の質問にお答えいたします。

現在、私の方でつかんでおりますのは、保険の基礎額として八千六百四十一万、しかし物が少し変わりますので、六〇パーセントの保険が下りるということで、今つかんでいるのは、六千九百五十三万円が保険収入で入ると聞いております。

執行額については、まだ最終、執行しておりませんので、大体五千四百六十六万円ほど支出いたします。残り差額として一千四百八十万円ほど市の

方に残るといふことになりす。〔「五番」の声あり〕

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そうですか。有効に使っていただいたら、保険でもうかった金なので、有効に使っていただきたいと思ひます。

それと、支所長、プラネタリウムは何ページの分ですか。資料館の前にあるのはどこの分になりますか。何ページに。〔「六ページ」の声あり〕そしてらロツジ星の国の中に含んでいふことですか。ああそうですか。

なぜ質問したかと言ふと、教育長ね。ちよつと聞いておいてほしいのですけれども、前にも私言わせていただいたのですけれども、大変素晴らしい施設なんです。ほとんど利用がされていふわけです。私らが小さい小学校のときというのは、大阪の松屋町のところにあつた科学センターというところへ行かせてもらったのですけれども、今はもうそういうのはないと思うのですけれども、……四ツ橋ですかね。はい、あつたのですけれども、もうなくなりましたけれども、今奈良県下においても、要するに持っているのは大塔のその部分だけしかないと思ふのですよ。確かに星のこと、いろいろ専門のプロの方が五條の職員の中にすごくうまいことしゃべつていただけの人がおつたのですけれども、そういうことを有効に使つていただきたいな、というのは、奈良県下の県関係の教育委員会とかいろいろな形の中で事業の一環として五條市のプラネタリウムを使うような、そういうような動きをしてほしいなど、前にも市長に言わせていただきましたけれども、せっかくあるのだから、これを財産として有効に使われていふわけです。だから県の教育委員会とかを踏まえて、夏休みでも、また保護者がついで使つてくれることによつて、やっぱり人も家族も来ていただけるといふことになりすので、一遍その仕掛けを、前にも言わせていただいたのですけれども、一向に進んでいないと思ふ。そのときは教育長がおらなかつたわけです。そういうことなんで、今もう教育長がおられますので、一遍県とも教育委員会とも御相談していただいて、奈良県下の学校の授業の一環として大塔まで来てもらつて、そういう勉強もするよな、することによつて一般の客よりもそういう公共的に利用されるのやつたら一番有り難いかなと、それについてまた生徒が来る、保護者もといふことで、また付加価値がついて、またいろんな形の中で、リピーターが来るかもわかりません。なんか一遍、ほとんど使われていふので、使われるよな、これから県の中で御相談して、有効に使えらるよな、していただきたいなど、そういうことによつて、またこの事業についても予算もどんどん変わつてくると思ひますので、そういう仕掛けをしていただきたいと、その辺また。今まで言うたけれども、ほとんどしてきていふせんので、教育長お願いします。

○議長（川村家廣） 赤井教育長。

○教育長（赤井 猛） 五番太田議員にお答えいたしますが、いいお話聞かせていただきました。私も県にもパイがありますので、そういう意味ででき

るだけPRしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

以上で報第五号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第五、報第六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第六号 平成二十一年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（川村家廣）報告を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました報第六号 平成二十一年度五條市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の三ページを御覧ください。

繰越明許費の繰越計算書につきましては、本年三月に平成二十二年度へ繰り越すべき限度額を議決いただきましたが、今回はこの限度額に対する繰越確定額の報告でございます。

それでは個々に御説明申し上げますが、まず、事業数及び繰越額で大きな割合を占めております、昨年六月、九月及び三月議会で補正予算の議決をいただきました「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」、「地域活性化・公共投資臨時交付金」、「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」の三つの臨時交付金を財源とする事業について、先にまとめて説明をさせていただきます。

議案書の四ページを御覧ください。

まず、二款総務費、空き家再生等推進事業につきましては、新町旧前防邸の蔵改修に係るもので、繰越確定額一千三百万円、携帯電話不感地域解消業務委託は、西吉野地区及び大塔地区に基地局と伝送路を整備するもので、繰越確定額二億四千五百万円。

庁舎改修事業は五百五十万円、西吉野支所庁舎及び設備改修事業は六百二十万円、旧西吉野小学校漏水改修事業は二十万円、西吉野コミュニティセンター空調設備改修事業は二百万円の繰越確定額となっております。

次に、三款民生費、福祉センター修繕事業の繰越確定額は五十万円、花咲寮施設改修事業は繰越確定額二千八百七十八万六千六百五十七円、保育所施設修繕事業は、繰越確定額三百五十万円でございます。

次に、五ページに移りまして、四款衛生費、ごみ焼却施設改修事業の繰越確定額は一千二百万円、道路等改良事業は、繰越確定額同じく一千二百万円。

また、し尿処理施設改修事業の繰越確定額は一千七百万円、大塔町し尿中継タンク新設事業は、繰越確定額八百五十万円でございます。

次に、五款農林業費、市単独土地改良事業の繰越確定額は二千九百九十万円、林道維持修繕事業は、繰越確定額一千五百万円、県単林道改良事業は、繰越確定額六百万円でございます。

次に、六款商工費、星のくに施設改良事業の繰越確定額は一千四百六十六万円、きずみ館施設修繕事業は、繰越確定額七百万円でございます。

次に、六ページに移りまして、七款土木費でございます。

道路維持修繕事業の繰越確定額は五千五百九十六千円、道路新設改良事業は一億四千六十一万九千九百三十九円、橋梁維持修繕事業は五百九十九万円、河川維持修繕事業は八百九十六千円の繰越確定額となっております。

都市公園施設維持修繕事業の繰越確定額は四百八十四万八千円、都市下水路維持修繕事業は繰越確定額二十万円。

また、新町地区重伝建推進事業は、道路修景工事に係る経費で繰越確定額二千五百万円。

公営住宅屋根葺替事業の繰越確定額は七百万円、下水路整備事業は繰越確定額六百万円でございます。

次に、七ページに移りまして、八款消防費、消防ポンプ自動車購入事業の繰越確定額は六千九百三十八万八千円、消防施設整備事業は百六十五万円、消防水利修繕事業は百五十万円、消火栓整備事業は百二十四万円の繰越確定額でございます。

次に、九款教育費でございます。

幼稚園改修事業の繰越確定額は一千四百九十六万四千二百五十円、幼稚園耐震診断事業は一千万円、小学校改修事業は一千五百万円、中学校改修事業は四百九十四万六千二百五十円の繰越確定額となっております。

また、中学校地震補強事業は、五條中学校及び野原中学校の耐震補強事業で、繰越確定額二億七千八百五十三万円でございます。

次に、八ページに移りまして、地区公民館改修事業の繰越確定額は百五十万円、集会所改修事業は百七十万円、中央公民館改修事業は五百万円、図書館改修事業は五百万円、文化体育センター改修事業は七十万円の繰越確定額となっております。

また、体育施設改修事業の繰越確定額は二千八百万円、給食センター設備改修事業は、繰越確定額一千二百万円でございます。

以上、四十三事業が経済危機対策等、地域活性化臨時交付金を財源とする事業の繰越確定額でございます。二十三年三月末までのしゅん工に向け、取り組んでまいります。

続きまして、臨時交付金以外の繰越事業について御説明申し上げます。

四ページに戻っていただきまして、三款民生費、子ども手当システム改修委託の繰越確定額は五百三十五万七千円で、子ども手当支給に向け既に改修を終えております。

次に、五ページに移りまして、四款衛生費、ごみ焼却施設大規模改良事業は、合併特例債を財源とした焼却炉等施設の大規模改修工事で、繰越確定額二億二千九百万円で、二十三年二月のしゅん工を予定いたしております。

次に、六款商工費、赤谷キャンプ場建設事業の繰越確定額は、四千八百万円でございます。二十三年三月のしゅん工を予定いたしております。

次に、六ページに移りまして、七款土木費、五條中央公園建設事業の繰越確定額は四千二百二十二万円で、二十三年三月のしゅん工を予定いたしております。

金剛山麓野鳥の森整備事業は、繰越確定額五百十万円でございます。二十三年三月のしゅん工を予定いたしております。

次に、七ページに移りまして、八款消防費、ジェイ・アラートシステム・全国瞬時警報システム構築事業の繰越確定額は、二百八十五万円でございまして、二十三年三月末の完了を予定いたしております。

次に、八ページに移っていただきまして、十一款災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業の繰越確定額は四千六百八十一万五千円で、九月末のしゅん工を予定いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今説明していただきましたけれども、すごく多いですね、繰越が。補正が去年三回ありましたよね。いつの補正、何月の補正やったのか。それと繰越の理由、後の分は言ってもらった、最初の分の理由が言われていない分、一つ一つ簡単でいいですから、説明してくれますか。

○議長（川村家廣）下村総務部長。

○総務部長（下村洋次）五番太田議員さんの御質問にお答え申し上げます。

補正事業で大変たくさんあったのですが、緊急経済対策絡みの補正で四十三事業がございました。それぞれについて申し上げます……、（議場に声あり）

空き家再生事業につきましては、これは六月補正で対応したものでございます。繰越理由につきましては、プロデュース契約等、その辺の調整で時間を要したためでございます。

次に二番目の携帯電話不感地域解消業務委託につきましては、これも同じく六月補正で計上させていただいた分です。この分につきましては、繰越理由は全体で十一箇所の携帯の基地局並びに伝送路を整備しておりますが、そのうち民間が三件やっていただきました。当初の計画からその後要望にこたえるために事業費追加をしていきましたので、その辺国との調整等に時間を要しまして、最終的に事業が執行できるのが非常に遅くなったため、繰り越しておるといふ状況でございます。

庁舎改修事業につきましては、これは三月の補正でございます。三月補正の分につきましては、当然議決いただくのが三月議会でございますので、年度内、二十一年度内には執行できなかったということで、ほとんどがそのような理由で繰越をさせていただいております。

西吉野支所と西吉野小学校の漏水改修工事、これらも三月補正でございます。

西吉野コミュニティセンターにつきましては、九月補正で対応したものでございます。

福祉センターにつきましては、これも三月補正で付けたものでございます。

花咲寮も三月補正でございます。

保育所施設修繕事業も三月補正でございます。

子ども手当も三月補正なのですが、これは経済対策絡みではございません。

ごみ焼却施設の大規模改修事業、これは当初予算から付いていたもので、これも経済対策絡みではございません。

ごみ焼却施設改修事業は一千二百万の分につきましては、九月補正と三月補正二本立てでやっておりますのでございまして、排ガスの冷却室の耐火物

の修繕料等でございます。これも三月補正で対応している部分がございますので、全額繰越というような意味合いになっております。

次に道路改良事業につきましては、これも三月きめ細かな臨時交付金で、三月で補正した分でございます。

し尿処理施設改修事業につきましても、これも三月補正でございます。

大塔町し尿中継タンク新設事業につきましては、これは九月補正で対応している分でございます。この分につきましては、用地確定に時間を要して繰越に至ったということでございます。

農林業費の市単独土地改良事業につきましては、これは三月補正でございます。

林道維持修繕事業につきましても、三月補正でございます。

県単林道の改良事業につきましても、三月補正でございます。

星のくに施設改修事業につきましては、九月補正でございます。

きずみ館につきましても、同じく九月補正でございます。

赤谷キャンプ場につきましては、緊急経済対策ではございません。十二月で補正させていただいております。

道路維持修繕事業につきましては、これも九月と三月で補正をさせていただいております。

道路新設改良事業につきましても、同じく九月と三月の補正で対応させていただいております。

橋梁維持修繕事業につきましても、同じく九月、三月でございます。

河川につきましても、九月、三月でございます。

都市公園施設維持修繕事業につきましては、九月補正でございます。

都市下水道維持修繕事業につきましては、これは三月補正でございます。

中央公園につきましては、これは当初予算でございます。

新町地区の重伝建推進事業につきましては、三月補正でございます。

金剛山麓野鳥の森は当初予算でございます。

公営住宅屋根葺替事業につきましては、九月補正でございます。

下水路整備事業につきましては、三月補正でございます。

消防ポンプ自動車購入事業は九月補正でございます。

それから下三つは、消防施設整備事業、消防水利修繕事業、消火栓整備事業につきましては、三月補正でございます。

ジェイ・アラートシステムは十二月補正でございます。これは経済対策絡みではございません。

幼稚園改修事業につきましては、三月補正でございます。

幼稚園耐震診断事業につきましては、九月補正でございます。

小学校改修事業も九月補正と三月補正でございます。

中学校改修事業につきましては、三月補正でございます。

ページをめくっていただきまして、地区公民館改修事業につきましては、九月補正でございます。

集会所改修事業につきましては、九月と三月補正でございます。

中央公民館改修事業につきましては、三月でございます。

図書館改修事業につきましても、三月でございます。

文化体育センター改修事業も、三月でございます。

体育施設改修事業につきましては、九月と三月でございます。

給食センター設備改修事業は、三月でございます。

災害復旧事業につきましては、これは交付金事業ではございませんが、十二月補正でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今補正の時期を聞いたかというかね、三月補正ならば全部繰越しというのは当然あると思うのですよ。ただ九月とか、それまでにやっている補正というのは、当然執行が減っていたらわかりますよ。減らずに満額全部残っているでしょう。ということは問題があるということなんです。経済対策以外の方で例えて言えば、八款の消防費のシステムのこれですか。これは十二月補正に経済対策別にして補正まで付けたのに、まるまる執行されていないんです。当然補正予算というのは執行するために付けるわけですよ。経済対策というのは、急にきて、そしてやるやつに対してはいろんな事業化の問題とか、設計、いろんなことから時間がかかるのはわかりますけれども、それ以外で予算をつけるわけやから、当然執行できますよね。それが満額まるまる残っているとかね。なんかむちゃくちゃな形になっているわけですよ。そしたらこれ一番から言うたら、空き家

の再生等の事業の一千三百万ですか、これ前防邸ですよ。六月補正ということですね。これ満額ですよ。契約ができなかったと、……全体的に言うのですけれどもね。

そやから私の言いたいのは、三月補正は一〇〇パーセント繰越しというのは仕方ないと思うのです。でも三月補正以外の方で、満額で全部繰り越している。別枠で経済対策で付いていないにもかかわらず、補正を付けてもまるつきりお金を残したまま、これはその担当課の怠慢ですよ。

補正というのは、緊急性……これはまた市長と議論せんなん、緊急性な形であつてね。出してきて、そして金が執行されていないわけですよ。いや実際の話。だから長いことこれずっと何月補正ですかということを確認させていただいたのです。総務部長、私の言うこと理解していただけますね。

だから、これから見たら相当ずさんやということなんです。私から言えばね。だから経済対策で三月補正とかいうの、これは仕方ないです。当然一〇パーセント繰り越して当然な話やけれど、それ以外で、三月とか十二月とか、二つに分かれても満額、補正二回もしてですよ。

特に土木費の河川の橋梁とか河川ですか、九月と三月に補正したのに、この河川はなんぼか減っていますけれども、橋梁維持とかだったら九月、三月にしたのに満額残っているでしょう。教育費でやったら幼稚園の耐震診断事業、これは九月補正ですよ。これまるまる残っているのですよ。こんな子どもの安全性を考えたときに耐震とか大事なことです。だから補正予算で計上しておるわけですよ。でも、これは九月からやから、結局繰り越された。これから言うたら、すぐずさんだということが、浮き彫りになるわけです。補正という意図から考えたらね。部長、おかしいんじゃないかなと私は思うのですけれどもね。そこらいかがでしょうか。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 五番太田議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

満額と言われますのは、金額に対しまして繰越額が、ということだと思っておりますが、ここの金額と言いますのは、三月議会の方で限度額として議決いただいた額、それに対して結果的にこれだけ繰り越したというのが、翌年度繰越額で出ておりますので、この金額の部分は全体の事業費というようなどらえ方ではないのですが、要は三月議会の時点で、繰越で、それであろう額を定めていた額がこの額であつて、実際繰越が確定したのが翌年度繰越額ということでございますので、全体の事業に対してほとんど執行できてないやんかというふうな意味合いでもないのですけれども、……それこそ三月補正で対応していただいた分もありますので、その分はおっしゃるようにならねと執行する時期がないので無理かなと思えますけれども、その九月補正あるいは十二月補正で対応していただいた分につきましても、個々をとらえていきましたらそれぞれ事情はあるわけなんです。一概に怠慢とは言えないと思うのですが、（議場に声あり）……そんなことで、この間の監査の報告の中でも御指摘もいただいておりますので、その辺年度計画

を立てて、計画的に年度内に事業を執行していくというのは基本だと思えますので、事あるごとに指導していきたいと、そのように思っております。

（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）あのね、やっぱり私言いたいですよ。そやからこんな形で今言われたこともわかりますよ。そやけど結局繰越したのは事実の話でしょう。補正予算という趣旨・目的から考えたとき、もっと勉強した方がいいのと違いますか。はっきり言って。やっぱりそれなりの対応をするために、補正予算をつけているのですから。それが満額繰り越しているとか。これはいささか疑問な話ですよ。そやからその当初予算のあり方、要するに当初予算の全体的な形の中で予算を全部するわけですね。突発的な緊急性とか言うたら補正ということですけどもね、今なんでもありきでいつでもどこでもすぐ補正、補正というような形になっていますけれどもね、もうちょっとそこらシステムをもっときちっとして、やっぱり議会に納得していただけるような、そういう形で進めていかななくては、何でもかんでももうどんどん補正したらいいと。経済対策と別ですよ。これに関してはね。そやけどこれから見たら大変ずさんが浮き彫りになっているわけですよ。もっとそこらを総務部長、各担当課に言うて、きちっとした形でやるべきだと思いますので、そこらだけ今後気をつけてやっていただきたいと思えます。市長はまるっきり理解していないと思えますので、よろしくお願いします。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

以上で報第六号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第六、報第七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第七号 平成二十一年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

○議長（川村家廣）報告を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）報第七号 平成二十一年度五條市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきまして提案理由の御説明を申し上げます。  
議案書の九ページから十ページを御覧いただきたいと存じます。

六款商工費、北宇智駅前トイレ設置事業におきまして、本年二月十日、J Rの信号ケーブルを切断する事故が発生して工事が中断し、J Rとの協議に日数を要したため、工事請負費等七百五十七万八千三百五十円を事故繰越したものでございます。

J Rとの協議もほぼ終了し、本年九月末のしゅん工を予定致しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）この件でありますけれども、事故ということでケーブル線が切断したということ、それで遅れたという理由はわかるのですよ。その対応はどのような形で最終したのか。簡単に事故して繰り越したというのではなくて、この辺の形を最終どういう形の中で適切な対応をしたのか。

そしてJ R側との補償問題がどうなったのか。これは実際のとき、担当課が悪かったのか、それともその事業者が悪かったのか、J Rとの協議をしてなかったのか、そこらの位置付けというのですかね、その判断のために工事が遅れてそこから延びたということはわかるのですけれども、そこらの報告だけ聞かせていただきたいと思えます。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えいたします。

二月の十日十時過ぎに事故を起しまして、それ以後私は四月から引継ぎで早いこと再開するためということで、いろいろJ Rと調整をしてきました。

そしてまず、進ちよく言わせてもらいますと、今総務部長が申しましたように、今週中には工事を再開できるかなと、そして九月末にしゅん工ができるか、そういう予定でございます。それと事故を起こしたときの損害ですね、これにつきましては、J Rの方から八十四万七千二百五十円、こういうのがきています。これは請負契約に基づきまして第三者に損害を与えたということで、業者の方から支払をしていただくということでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）その損害に関して、八十四万七千なんぼを業者に支払わすということは、すべて業者の責任だったということの位置付けですか。

それとも、その請け負っている業者にも、発注をかけた五條市側にも責任はなかったということですか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 五番太田議員さんの質問にお答えいたします。

今全額請負業者が支払うということですので、すべて業者の問題ということとさせていただきます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そしたらその当時、副市長でしたかね、お聞きしたことあるのですけれども、先にまだ結果が出ないうちに指名停止をしましたね。

これが明らかになって初めて指名停止、何箇月とか、またどういう形だということを決定すると思うのですけれども、そのあとの整合性というのですか、結果が出てからJ Rと協議をして、事故の結果の報告が出てから、市として指名停止をどうするか、またしないとかいう協議をするのですけれども、あのときは先にすぐ指名停止を試みたいですね。その結果として、今業者がすべて責任ということとすけれども、何回か指名停止されたというの聞いていますけれども、その辺は結局、また指名停止を延長したのか、いやそれで十分だったのかね、そこらの対応は副市長どうでしたかな。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） あの当時、指名停止してそのままでございます。と言いますのは、事故が起きてすぐに担当課、担当部長、私もJ Rの方に話合いに行ったのですけれども、請求金額については、うちの方が全部打合せもして、全部現場立会いもして、うちの方の手落ちは、J R側はございません、ちゃんときちんとしたにもかかわらずこういうことがあって困りますと、せんど言われましたけれども、立会いはしているのですけれども、その向こうの業者のミスによってこうなったということなんで、今は請求の金額をはじいていきますので、はじいたら時間はかかりますけれども、報告しますということだったので、大体のことはわかっていましたので、やったわけです。三箇月間だけ。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） そやから今こうして八十何万ということが出てきましたけれどもね。だから三箇月の指名停止といたしましたね。それが本来からいうたら僕が出てから何箇月かということが基本だと思っておりますけれども、先にそういうことをしたのでね、その三箇月が妥当であったのかなと、いや一箇月でよかったかもしれないし、二箇月でよかったのかもわからないし、そこらの基準というのは、五條市にありますよね。指名停止の基準というのが。そやけど先にそういうように先走ってしまったために、その三箇月が本当に妥当であったのか、ないのかということをお聞きしたいので

すけれどもね。

○議長（川村家廣） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 妥当であったと思います。（「その根拠は」の声あり）根拠は、今までこういうことがあったことはありませんし、あったことがないから三箇月というのではございませんけれども、打合せもしてきちっと現場で立会いもしながらこういうことになりましたので、公共に重大な責任を、損害を及ぼしたということで、その項目がありますので、それに照らし合わせたということです。（「結構です。」の声あり）

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

以上で報第七号の報告を終わります。

○議長（川村家廣） 次に日程第七、報第八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 報第八号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（川村家廣） 報告を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衡司登壇〕

○上下水道部長（辻本衡司） よろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました報第八号 平成二十一年度五條市簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして御説明を申し上げます。議案書の十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本案は、先の三月議会で、平成二十二年度へ繰り越すべき限度額を御議決いただきました簡易水道事業につきまして、今回は繰越確定額の報告でございます。

一款総務費、一項総務管理費、事業名、まず簡易水道施設改良事業であります。平成二十一年度の地域活性化臨時交付金事業の活用によりまして、補正対応しました、西吉野町統合原水供給施設をはじめとする七件の工事費及び監理業務委託料で翌年度への繰越額六千十三万四千円でございます。財源は交付金を原資とします一般財源からの充当であります。

事業完了予定は、七件のうち三件は六月未完了を指しておりまして、残りの四件は二十二年度未完了予定であります。

次に、下段の統合簡易水道整備事業につきましては、国庫補助事業によりまして整備を進めております、白銀北地区の工事費と設計監理業務委託費の当初予算編成額に加えまして、二十二年三月に補助金の追加採択を受けた合計額であります。予算執行期間、工期の確保を行いまして、翌年度に七千二百三十六万六千円を繰り越すものでございます。

財源内訳は国庫支出金二千七百八十万円、市債が四千百七十万円、一般財源二百八十六万六千円となっております。

なお、事業完了予定は、二十二年度末の完了を予定しております。

以上で説明とさせていただきます、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第八号の報告を終わります。

トイレ休憩のため、午後三時三十分まで休憩いたします。

午後三時十六分休憩に入る

午後三時三十分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣）日程第八、報第九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（川村家廣）報告を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衛司登壇〕

○上下水道部長（辻本衛司）ただいま上程いただきました報第九号 平成二十一年度五條市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案書の十四ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、先の三月議会で平成二十二年年度へ繰り越すべき限度額を御議決いただきました公共下水道事業費につきまして、今回は繰越確定額の報告でございます。

まず、一款下水道費、一項下水道費、事業名は公共下水道維持事業であります。

これは県吉野川浄化センターへの汚水流入量調査費百七十四万四千五十円を翌年度繰越しとなったものであります。財源は地域活性化臨時交付金によるもので、完了は六月末の予定でございます。

次に、流域関連公共下水道事業であります。内訳は、二十一年度当初予算の国庫補助事業のものと、二十二年三月補正によるきめ細かな交付金事業で対応分と財源内訳が二種類ございます。

まず、国庫補助事業によります公共下水道工事は、野原町、野原西一丁目ほか二地区の工事費及びこれに伴います水道・ガスパ管移設補償費でございます。

またきめ細かな交付金で対応する事業は、今井四丁目不動町ほか二地区の工事と補償費に要するもので、合計六地区の事業費総額八千八百五十一万五千三百五十円を翌年に繰り越すものがございます。

財源内訳は国庫支出金三千二百八十万円、市債三千六百九十万円及び交付金、一般財源一千八百八十一万五千三百五十円となっております。

なお各工事の進捗よくにつきましては、国庫補助事業の対象三地区のうち、二地区が完了し、一地区は六月末の完了予定でございます。

また一方の、きめ細かな交付金事業によります三地区は、工事期間を確保して完了予定は十二月末となっております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

以上で報第九号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第九、報第十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第十号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

○議長（川村家廣）報告を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長 櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました報第十号 平成二十一年度五條市墓地事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十五ページを御覧いただきたいと存じます。

繰越明許費の繰越計算書につきましては、本年三月議会に平成二十二年度へ繰り越すべき限度額を御議決いただきましたが、今回はその限度額に対する繰越確定額の報告でございます。

議案書の十六ページの繰越計算書を御覧いただきたいと存じます。

一款墓地事業費、一項墓地事業費、事業名は墓地建設事業で繰越確定額は五百五十万円でございます。

その財源内訳としては、未収入特定財源として市債五百五十万円でございます。

平成二十三年三月のしゅん工を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（二十四番）の声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 昨年の十二月議会で測量業務委託料五百万円が上程されまして、採決の結果、それが可決されたわけですね。今年の三月議会においては、その五百万円が繰越しとなっているという報告を受けたのですけれども、この今出てきている繰越しは昨年十二月議会で承認された測量業務委託料五百万円そのものが使われずに、執行できずにここへ繰越しということであげているのかどうか。お聞きしたいと思います。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

そのとおりでございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 十二月議会で承認されて、執行できずに今年の三月議会でまた繰越しという報告を出してきて、この六月議会でもまた繰越しという、同じ予算がね。これは執行できないというのは、墓地建設に当たった関係周辺の皆さん方の同意ができていないということですか、どうですか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

今回は繰越額の確定でございますが、私も四月に替わってから、地元の方にあいさつを兼ねて早急に説明会の開催をお願いもしました。そして、この五月の二十日に西河内の自治会の評議委員さんに説明会の開催をさせていただきました。そして、今田植えでございますので、田植えが済んだら自治会として回答をさせていただくと、こういうふう聞いていますので、もうじき現地の地形測量に入ることに對しての回答、全体の説明会になるのかもわかりませんが、回答をいただけるということで、説明会をさせていただくところでございます。

以上でございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） やはり墓地建設においては、普通の事業ではないわけですからね。大事な事業であっても周辺の皆さん方のきっちりとした同意をもらってから進めるといふ、この大事な点が今回は踏み外しているということではないですか。ほかのし尿処理場の改築、ごみ処理施設建設においても、この間地元関係者との同意なしに委託料が上がってきて、議会でゼロ修正されておりますけれども、やはり今回のこの墓地事業についても、関係者の皆さん方の基本的な同意がもらえていないままに予算を上げてきたというところですから、やはりもう少しこの事業の重大さを考えるならば、周辺の皆さん方の同意をもらうために、やはり努力して基本的な同意をもらってから議会に予算を出してくるといふ、誠実な姿勢をこれからは求めてお

きたいと思います。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 大谷議員と重なるところもあるかもわかりませんが、これは十二月の補正予算で上がってきたと思うのですけれども、先ほどの繰越明許のところで太田議員も言われておりましたけれども、とにかく予算の組み方、補正の出し方がおかしいと思うんです。十二月に補正に出してくるということは三月まで、三月三十一日までに話ができるということに対して緊急を要して補正というのは出してくるのが、本来の補正のやり方と思うわけなんですけれども、最近補正ばかりぼんぼん、ぼんぼん地元の了解もなし、承諾も得んと出てきているのが多いですけれども、この件に關しましては十二月の補正ですから一月から動けると思うのですけれども、今部長四月からの部長ですけれども、おそらく引継ぎもしていると思いますけれども、一月から六月ですからもう半年ですから、その間、これは私も厚生建設常任委員会ときには十分に地元の御理解を得て進めてくださいということははっきりと申し上げておいたと思います。

今年の一月からどれだけ、先ほど五月の二十日に西河内の方と出会われたと言っておりますけれども、一月から六月までどれだけ説明されたのか、日と誰と出会われたのか、どんな話をされたのか、わかるだけ答弁していただけますか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 九番益田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

前任者の方も、記録にある、またあるなし、西河内の方といろいろ相談をしてやってきたというのは引継ぎでは聞いていますので、私の方では地元では西河内に説明したのは、引継ぎを受けてこれはお互いのとり方があるかもわかりませんが、地元の自治会長いわくは、正式には聞いていないということでしたので、私は正式に文書を出して、五月二十日にさせてもらった。しかし一月から非公式には、内々の相談とか含めて前任者は十分されておったというふうには認識をしております。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 前任者は十分にされておったということですが、ちょっと地元の方とお話、私は何も公式でもなんでもございませんけれども、そんなふうには私は聞いておりませんけれども、

そしてまた、もちろん建設予定地に直接の地元は西河内になるのかもわかりませんが、富之里とも宇野も三在も、皆関係してくると思いますけれども、そこら辺はどないなつとんですか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）益田議員さんの再質問にお答えさせていただきます。

周辺、今予定している土地は西河内の自治会の領域、また隣接して三在、宇野がごいます。そこらにつきましては、まず今予算があがって御議決いただいた部分は地形測量する予算でございまして、まずその了解なしに、次のところというのは、まずそこを一番最初に説明に行くのが筋道かなというふうなことで、そこを重点に御理解を得られるように努力をしています。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）それはまあそれで結構かと思えます。

西河内の方の、今部長、繰越明許一年間、二十三年の三月しゅん工予定と言われましたけれども、西河内の人、本当に了解してくれますの。三月予定。返事がくるということになつとんのやったら、返事は西河内の方からくるんやろけど。どないくるのか私はしりませんけれども。

だから、この予算のつけ方がおかしい。地元の同意も得らんと、こんなもんつけていくさかいに、どんついてくるんや。違いますか。もつとやっぱり地元の同意を得らな、こんな強行でね、予算ついたさかいに測量せなあかんとか、そんな地元に行つたかつて、地元は、私は固まると思うわ。ほんで二十三年の三月しゅん工予定って、こんな聞いたら西河内の人、怒るん違ちがう。怒ると思うで。

これ三回しか質問できないさかい、そこら辺もう一回答弁してくれますか。これで終わりますけれども。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）益田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

地元の人にそういう怒られるというよりは、地元の人に納得をしてもらう、また納得ができないと言うても、御理解をいただくとかというふうに十分努力をしまいたいなど、（笑声）そういうふうには、努力を十分にさせていただいて進めようと、そういうふうに考えておりますので、まだまだ仮定の話をここで言うよりかは、まだ返事をこれからいただくということなんで、前向きな気持ちでやっていきたいと、そういうふうに思っています。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（川村家廣）十二番花谷昭典議員。

○十二番（花谷昭典）関連で、部長にお聞きます。

大谷議員さんなり益田議員さんなりの話は、また太田議員さんの話もちろん含めまして、結局なんで予算ついたんやと、予算がつく段階で一応補正であがってきたわけですやろ。違いますか。当初予算違いますやろ、確かこれ。そやから、その段階でこれは物になるのか、見通しとしてはどんなものか、その部分を財政当局の方で担当が把握しておかないとあかんわけですやろ。でないと担当の方からそんな話出てきたやつをうのみにして、なるか、ならないかわからないやつに予算をつけるって、そのときの担当一体誰だったんですか。(笑声) そんな話をするんやったら。努力するというのやったら、そんないけしやあしやあと、そんなことあんた言うけれども、今更ね、そのときの担当どんなこと考えとったんや、一体。そやから、そのときの状態をよく考えて答弁するの一つでも、やっぱりもつと前向きに謙虚な気持ちで答弁したつてもらわんことには、そんな今みたいな話やったら、無責任すぎますやろ。結局、そういうふうな話でしたら。それに対して一遍部長、答弁してくださいよ。そんなあほなこと言うとったらあかんで。

(議場に声あり)

○議長(川村家廣) 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長(櫻井敬三) 花谷議員さんの質問にお答えさせていただきます。

本来私が引継ぐまでに進んでいるのが理想ですわな。(「逃げたらあかん。」の声あり) そやけど、そうならない事実というのが今ありますので、努力をする。努力をして、前に進めていくというのが、私の責務かなと思っておりますので、(議場に声あり) ただ、いろいろ予算も今ついているという部分、当時はできるという判断の下にした部分が現実うまくいってなかったということだと思えますけれども、これを今更どうも下がりようがないので、これからのことを十分頑張っていくということではないかと思えます。(議場に声あり) そのときに私は企画財政課長をしていましたので、担当課からの説明を聞いてその中ではできるといって、予算はつけていますので、御理解いただきたいと思えます。(「十二番」の声あり)

○議長(川村家廣) 十二番花谷昭典議員。

○十二番(花谷昭典) 今の言い分を聞いていたら、私はそんなこと別に悪くないんやと、そのときの担当の人がそういう話をするから私は理解したんやと、こういう話ですな。(議場に声あり) いやいやわかってるのやけど。(笑声) そんなこと言うとったら、そのときも少し慎重にやればよかつたとか、見通しとして。そういうふうな形の、そういう意味の前向きな答弁をしたらわんことには、そのときの話は人の分にして、今となっては努力するという話では、ちよつとおかしくなりますやんか。話の整合性からしていいってね。そやからそれは性格的にも、立場上もよくわかりますけれども、もう少しそういう程度おちやらけみたいな回答やなくして、もう少し慎重に回答していただいたら私はいいと思いまっせ。

いずれにしたところで、この問題につきましては、地元の人にちゃんと了解を得ないことには、そんなできませんよ。実際問題として。物が物だ

けにね。そやから今後そういうふうな形のこと、十二分に踏まえてやっていたかんことには、こんななかなか、私も昔したことありますけれども、こんな仕事なんぼか。大変です。そやけど今みたいなそんな財政を担当しているときの話と、実際自分が直接仕事するときの話と違いますやろ、結局。実際問題として。つらいのはわかりますけれども、もう少し答弁には気をつけてもらって、謙虚さというの必要ですよ、やっぱ。よくできらんやろけど。その辺だけやっぱりちゃんとやってもらわんことには、……その程度にしておきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 花谷議員の関連質問になると思うのですが、今部長の方から今更下がれないというふうな、（笑声）こんな無責任な話をね、下がれないって、ちよっとおかしいで部長。この公式な議場の中で、下がれないというような言葉を使うなんてちよっといささか私はおかしいなど。

十二月補正でできて、当然益田議員も言いましたけれども、三月三十一日まで執行できるといふことで補正を上げてきたと思うのです。これを繰越しやって、私は地元から納得できないというふうなそんな要望の方が強いということも聞いています。しかしながら、そしたら今新しく四月一日から部長になられたんやったら、再度検証をして、検証した中において本当にこの予算執行できるという判断の下にするならば、私はいいと思うんですよ。しかしながら過去の経緯からそれを追って、今更下がれないという、そういう無責任な答弁をしないでいただきたい。

私、なぜそんなことを言うかというたら、一般質問で私言わせていただきましたけれども、西吉野の調査費と設計費も市長のころころ替わることで、一千二十万が損したわけですよ。だから、またそれと同じようにならないためにも、きちっとした形でもう一遍やはり検証していただいて、過去がどうであろうと、もう一遍部長の今立場になったときにおいて再度、検証していただいて、そういう中で本当に執行できるかと。はっきり言って二十三年三月までしゅん工できるって、こんな流動的な話でしょう。その結果がまだ出ていない。その結果というても、八八大丈夫だという過程の中で進んだっただけですけれども、今のところその結果の報告というのは多分いい話じゃないと私は思います。だからそこらもきちっとした中で予算執行は益田議員も言ったようにしていただければ、何でもかんでも補正したらいい、それでもう行き切ったらいわという、ごう慢なやり方というのは行政にはなじまないと思うんですよ。やっぱり市民第一で考えて、今後進めていただきたいと思えます。

終わります。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） おっしゃる意味もよくわかりますし、しかし土井議員が墓足らんやないかよと、言われた中で一生懸命努力しておるといふことですよ。

そして、益田議員かって、この前あんたも賛成してくれた。この予算、違ったんかな。（議場に声あり）賛成してくれたやろ。よう考えてしてくれたんやんか。来年の三月の末までにあかんたらこれはもう流さなしやあない。しかし新しい部長って、前の部長はいけるといことやったんや、これ。そういうことだったんですよ。（議場に声あり）地元もいいことだったんですよ。地元も。（議場に声あり）一生懸命五條市として墓が足らんというてやっていかんなんのや。何でも僕言うとするでしよう。僕の手引つ張ったり足引つ張ったりせんと市民が大事だったら努力しようよと。それが、皆さんが市民代表の務めやと、私は思います。私かってむやみに言うとすると違う。前の区長もするといいて、ちゃんとしたんやけれども、たまたま地権者の倒産ということもあつたということ、ここまで来たんや。そういうことで、あそこかって、やみ雲な反対ということをやつたんと違うんですよ。だから来年三月まであかんたらこれはもう流さな仕方がない、それまで新しい部長も努力しようとするし、墓も足らん、足らんって、土井議員も言うとなさかい一生懸命あの場所であかんところ違うんですよ。最初から協力するさかいにということをやつてきたという経緯もありますので、だからあかんのやつたら来年の三月に流さなしやない。力不足です。これはね。しかし、墓がいかに足らんかということやから、みんなも協力してほかの場所も探してもらいながらやっていかんなんということですわ。これはやつぱり全部の義務やと私は思っていますよ。だからそのときに賛成しといて、今になってからそないして起立して、これ眠つとつたらあかんで。

○議長（川村家廣）市長、冷静に願います。

○市長（吉野晴夫）私は常に冷静ですよ。（笑声）そういうような形で、三月に流れるのやつたら仕方がないやん。新たな、部長も一生懸命頑張るって言うとなんやから、そのときに努力してあかんのやつたら、褒めたつてくれ。一生懸命したけどあかんだなあと。ほかに場所もあつたら言うてください。一生懸命、足らんのやから、今墓が。そうでしょう。土井議員そうですね。

だからそういうことで、今も可能性があるところへ今努力しているのだから、頭からあかん、あかんってばかり言わんと。そんな話はあかん。（笑声）ということだね、三月までちよつと面倒みたつてよ。一生懸命努力しよる。あかんのやつたら、あほつて言うて。努力だけは一生懸命させてもらう。あそこもやつぱり墓のそばのところ、名前を言うたらというけれども、買つてくれという話ばかりなんや。しかし出てきたときには、やはり自治会長としても表面は言われへんから待つてくれとか、個人的に会つたら、もうわかつとるよと、その代わり道もつけてほしいとかいろいろな話まで出てきているから、そういうような状況ですので、もう少し、来年の三月まで見ていただけたらと思いますので、よろしく願います。（二十五番の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）市長の考え方がまるつきり違うんやな。今言うてるのは、当初予算に組んで、そしてできらんだということだったたら、一年間の余裕の中でできなんだということ、十二月議会とか三月までできるということでなかつたら、こんな補正組むのおかしいやんかえ。そういうことを言うてるんですよ。そやから補正を組むときにはよく考えてやってよと言うとんのや。こんな当初予算に組むのやつたら、これはいいって。補正というのとはそんなものと違うということですよ。

そして、部長、さっきの話じゃないけれども、そのときにはこの部署と違ってと言うておるけれども、一番急所などにおったんやで、あんた。それをひと事みたいなこと言うて、そやなしに、やっぱり謙虚になつて、そしてこの補正予算のつけ方というものは、それは行政として一番考えらんことよつせ。

はい、終わります。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）今市長、私が最初賛成しておつて、今反対しているというような話をしていましたけれども、私言うときますけれども、別段反対しておるのでも何でもありません。

予算の執行の仕方がおかしいと、十二月の補正に上げてくるのやつたら、三月年度末でやっぱり八八話ができたらあかんやんかよという話をしておるだけのことよ。

そして、その十二月の補正を通すときには、先ほども申し上げましたけれども、地元の自治会と十分話して、御理解していただいでくださいと、こはつきり私申し上げました。それができていないから、私今質問しとるだけのことよ。賛成とか反対とかつて関係あらへん。予算のつけ方、執行の仕方、地元に対する対応の話をしておるだけです。

終わります。（「議長」の声あり）もう結構です。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

以上で報第十号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第十、報第十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 報第十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告について。

○議長（川村家廣） 報告を求めます。辻本上下水道部長。

〔上下水道部長 辻本衛司登壇〕

○上下水道部長（辻本衛司） ただいま上程いただきました報第十一号 平成二十一年度五條市水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして御説明を申し上げます。

議案書十八ページを御覧いただきたいと存じます。

一款資本的支出、第一項建設改良費の一部を翌年度に繰り越したものであります。

その内訳は事業名、まず下水道整備備関連移設事業費二千八百八十七千円から一千四百十二万一千四百五十円を繰り越したものでありまして、場所は、野原二丁目南都銀行付近をはじめ、四件の公共下水道工事の進捗よくに伴います水道管移設工事の工期延期によるものでございます。

財源内訳につきましては、負担金として下水道特別会計から一千百二十三万三千五百円の移設費用と、企業会計損益勘定留保資金二百八十八万七千九百五十円となっております。

なお、これらの繰越工事はすべて五月末で完了しております。

次に、老朽管更新事業費の翌年度繰越額一千二百六十万円は、先の三月議会において補正議決得たものでありまして、場所は今井町の市道、今井一二号線の水道老朽管の更新工事でありまして、道路改良工事に伴って敷設を行うもので、六月末の完成を予定しております。

財源内訳は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用して、一般会計からの繰入金六百万円、及び損益勘定留保資金六百六十万円となっております。

また、基幹水道構造物の耐震化事業費九百三十万二千円につきましても、同じく平成二十一年度末に国庫補助金追加採択を受けて、先の三月議会でご御議決いただいたもので、岡町揚水ポンプ施設耐震補強工事に要する工期を確保のため、繰越しとなったものでございます。

財源内訳は、国庫補助金二百四十一万七千円及び損益勘定留保資金六百八十八万五千円であります。

なお、しゅん工の予定につきましては、九月末を目指しております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

以上で報第十一号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第十一、報第十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第十二号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市税条例の一部改正）。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました報第十二号 五條市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成二十二年三月三十一日公布されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、平成二十二年三月三十一日に専決処分をいたしましたので、同条第三項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

概要につきまして、御説明申し上げます。

主な改正点は、六十五歳未満の者の公的年金等所得者に係る個人住民税の所得割額の徴収方法を見直すものであります。

平成二十年度の税制改正におきまして、公的年金からの特別徴収方法が創設され、昨年の十月から六十五歳以上の者の個人住民税を、公的年金から天引きする制度が始まりました。

しかしながら、年金からの個人住民税を天引きする制度の対象とならない六十五歳未満の年金受給者で、給与所得がある場合、その所得割額の個人住民税は、給与からの天引きとなり、年金に係る個人住民税は、普通徴収で納めることと規定されており、給与分の個人住民税と年金分の個人住民税

を別々に納めなければならないことになり、新たな納税の手間が生じることになりました。

そこで、六十五歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者について、納税の便宜を図るため、給与所得と年金所得を合算して算出した個人住民税を給与から天引きできる特別徴収制度に徴収方法を見直しするものであります。

その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴う条文の整備となっております。

議案書二十一ページを御覧ください。

第四十四条並びに第四十五条関係では、ただいま説明をさせていただきました六十五歳未満の公的年金受給者の個人住民税を給与所得がある場合、年金の分の個人住民税と合わせて給与から特別徴収できる徴収方法を規定するものであります。

第四十八条の改正は、法人税法の改正により新たに挿入された規定により項ずれが生じたための改正であり、附則第十二条、第十五条関係は、特別土地保有税の課税停止に伴う文言の整理でございます。

議案書二十一ページ、後段から二十二ページの附則第十九条につきましては、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税及び地方税法の特例等に関する法律等の名称の改正に伴う文言の整理、また附則第三十四条関係につきましては、固定資産税の課税標準の特例事項において、地方税法の改正により、条ずれが発生しているため整理を行うものであります。

次に附則第一条につきましては、施行期日を定めており、この条例は平成二十二年四月一日から施行するものとし、附則第十九条の十及び同条附則第十九条の十一第一項については、改正される法律の施行日に合わせ、平成二十二年六月一日の施行とするものであります。

また、附則第二条から第四条では、本条例を施行することに伴い、市民税、固定資産税、都市計画税の経過措置を規定いたしております。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十二、報第十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）報第十三号 専決処分の報告、承認を求めることについて（五條市国民健康保険税条例の一部改正）。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました報第十三号 五條市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の報告につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の二十四ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正における専決処分の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、平成二十二年度の国民健康保険税の課税に急を要したために専決処分を行ったものであります。

条例改正につきましては、倒産・解雇等で離職した特例対象被保険者等に対しまして、前年の給与所得を一〇〇分の三〇とみなして、国民健康保険税を軽減する措置が、本年四月一日から施行されたことに伴い、改正するものであります。

保険税の軽減期間は、離職日の翌日から翌年度末までの期間であります。

対象者は、ハローワークにおいて、雇用保険受給資格者証の交付を受け、その離職理由欄が解雇、雇い止めなどの非自発的失業者に限定されております。

それでは、改正条例案について御説明を申し上げます。

議案書二十六ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、第二十一条の次に、第二十一条の二として、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例についての規定を加えるものであります。

附則第十五及び十六項につきましては、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改めることを定めたものであります。

附則第一項につきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二項につきましては、適用区分を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）中身の質問ではないのですけれども、専決の理由。今回の専決の理由に、国民健康保険税の地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、国民健康保険税の課税に急を要したためということで、施行日が四月一日になっておるわけですね。

皆さん方御存じのよう、四月二十二日でしたか、二十二日に臨時議会を招集されたと思うのですね。この二十二日の臨時議会のときにはこの地方税法の改正というものが、まだなかったのかどうか、もう既に改正されておったのかどうか。それを聞かせていただけますか。

○議長（川村家廣）森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘）大谷議員の質問にお答えしたいと思います。

この施行日につきましては、基本的に二十二年の四月一日からということですが、国民健康保険料の軽減につきましては、地方税法の施行令及び公布後各市町村において各条例の改正が行われた後に、平成二十二年分の国民保険料がおおむね六月ごろに各市町村において算定され、対象者の世帯主宛てに通知するというところでございますので、基本的には六月の条例ということになるということでございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）質問の内容がまずかったのかわかりませんが、もう一度質問しますけれども、要するに専決せずに四月二十二日の臨時議会

のときにこの条例を、専決せずに条例ができるという余裕はなかったのかどうか。臨時議会の本会議にこの条例を提出する余裕はなかったのかどうか。そのことを。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 大谷議員の質問にお答えしたいと思います。

確かに臨時議会に出せる時期は間に合ったかもわかりませんが、各市町村それぞれ地方税法の法が改正された後に六月から施行すると、六月の議会にかけるということでしたので、そういう形で今回上げさせていただきました。  
以上です。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第十三、報第十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第十四号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第一号））。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました報第十四号 平成二十二年五條市一般会計補正予算（第一号）の専決処分の報告、承認を求めることにつきまして提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年五條市一般会計補正予算書（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

本補正予算につきましては、日本脳炎予防接種について、本年四月一日付で厚生労働省から積極的に勧奨を行うよう通知があり、今年の夏の感染時期までに対処できるよう予防接種の準備・実施をすること、又、妊産婦検診委託料等の増額により、早期に公費負担額を県下他市と同額に引き上げること及びそれに伴う対応をすること、そして、県費全額補助で来年度までが期限の「奈良県ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用した農産物普及促進事業を早急に委託、実施することについて、予算の執行に緊急を要したため、専決処分をしたものでございます。

一ページを御覧願います。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ一千三十二万八千円の追加でございます。歳入歳出の予算の総額はそれぞれ百五十一億二千百三十九万二千元と なります。

次に、五ページを御覧願います。

まず、歳出について主なもののみ説明させていただきます。

四款衛生費、一項保健衛生費、二目予防費、十一節需用費三百四十万五千円は日本脳炎ワクチン代等でございます。

十三節委託料二百六十八千円は、予防接種委託料でございます。

次に三日母子保健費、十三節委託料百万円は、妊産婦検診委託料の増額に係る予算の追加でございます。

そして、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十三節委託料三百四十二万八千円につきましては、農産物普及促進事業に係る委託料でございます。続いて四ページを御覧ください。

歳入について、説明させていただきます。

十五款県支出金、二項県補助金、四目農林業費県補助金、二十二節奈良県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金三百四十二万八千円につきましては、農産物普及促進事業に対する県補助金でございます。

十八款繰越金で、六百九十万円を追加いたしました。歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 日本脳炎の予防接種又妊産婦の健診等々大変重要なことですから、こういう専決のやり方をせずに、もっと早く予算を組めなかったのかということも明らかにせないけませんし、同時に専決処分というのを余り乱暴に行われますと、市長の独裁というものが大きくなってきますので、正常な議会というものも含めて市長に質問したいと思うのですね。

市長は、この専決処分の根拠となる法律は、地方自治法第七十九条に基づいてやられたと思うのですね。その専決処分の百七十九条を何回も他の議員さんも読み上げていますから、無駄になりませんけれども、短い文章ですけれども、大事な条文ですので、私の方からもう一遍明らかにして、吉野市長に質問します。第七十九条、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、五條の議会が成立しないとき、第百十三条、ただし書きの場合において、なお会議を開くことができないとき、それから普通地方公共団体の市長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは当該普通地方公共団体の五條市の市長はその議決すべき事件を処分することができる。とこうなっているのですね。この短い条文中に、議決という言葉が三回も出てくるのですね。三回以上、吉野市長はこの議決という言葉の条文の解釈、理解をどのようにされているのか、まずその点を質問したいと思いますから、答えてくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） この前の議会でも申しましたように、地方自治法の私は条例に基づいて執行したということでございます。

常に考えは市民に軸足を置いておるといふことでございます。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 市長、自信があったら今私が質問している内容にも腹を据えて答えらなあかんのと違いますか。そんなこと聞いていませんよ。

今読んで条文の中に議決というのが三回以上出てきているのです。この議決の解釈を吉野市長はどのようにされているのですか。もう一遍聞きますよ。答えてください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 私は何回も言うていますね。地方自治法に基づいて執行したと、間違いということ言うていますか。私は地方自治法に基づいて執行いたしました、こういうことを言うておるのです。間違いじゃないでしょう。私はそのように言うておるんです。

それよりも、話を言えば、日本脳炎のワクチン、なぜ継続審査にした。そこまでいつてしまった。それはどのように思っていますか。そして六日後に委員会を開く……

○議長（川村家廣） 市長、質問に対しての答弁してください。

○市長（吉野晴夫） いや、同じこと余り言うさかいね、だから私は地方自治法に基づいて執行いたしました。それが間違いだったら言うてください。間違いではございません。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 市長、この議決というのは、信頼ある字引で引いたらこうなんです。「議案の結論を出すこと」、結論を出すことなんです。だからもつとこの五條の議案に照らして言いますと、吉野市長が出されたわけです。この日本脳炎と妊産婦と、それと農産物の、これ同時に出されたのですね、議案。ほんでこの議案を本会議で上程されて総務文教常任委員会へ付託されたわけです。総務文教常任委員会では審議して継続審査にしたわけです。

そしたら、議決というのは、審議して結論を出すことですから、議会の結論には大きく分けて三つに分かれるのです。可決、否決、継続審査、だから継続審査にしたことは議決してないわけではないのですよ。議決したことになるんですよ。総務文教常任委員会は。だからやはり議決と可決の意味の違いを正確に解釈せなあかんの違うかなと思うんですね。

だから我々総務文教常任委員会は議決してないということではないんです。議決してその結果、継続審査にした。議決しているんですよ。継続審査という議決にね。だからこの地方自治法、専決処分の中には違反してないのです。ただすぐに可決にはなっていませんよ。市長の言うように、しかし議決はしているのです。

そして、急ぐことであるのに、次の総務文教常任委員会をいつするのか放っておくのかなしに、四月三十日にするということを決めて、そして皆さんにも通知を出しておったわけです。総務文教常任委員会の皆さん方の通知を。その中で、吉野市長から二十六日ですわ、四月の二十六日、この一般会計の補正を専決処分するという連絡を議長の方に行われていますね。そして、議長から早速議運の委員長やら文教常任委員会にも連絡がありました

て、四月三十日に総務文教常任委員会を開いて審議して結論を出そうとしているのだから、専決処分はとどまって、四月三十日に行った総務文教常任委員会でもまた結論を出せないというような、そういう状況になった場合は、そういう結論を踏まえて、吉野市長は判断をしたらどうですかという申出を川村議長と私の連名で申出をしたわけです。申出。しかし吉野市長は専決処分をしたわけです。

だから我々議会も総務文教常任委員会もちゃんと議決はしているわけです。ただその議決の結果は、継続審査という結果になったということです。だから、やはり吉野市長のこの今回行った専決処分というのは、地方自治法の条項に照らしても妥当な専決処分ではないと私は判断しています。

そして、市長がどう言おうとも、今私個人としては妥当な専決処分ではないということです。

もう一つ質問しますけれども、この日本脳炎、妊産婦のこの予算ね、これほど緊急を要するものが三月初予算に出すか出さないかの検討はされたのかどうか。されてなかったのかどうか。それをちよっと吉野市長、答えてくれますか。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） ともかく急いで臨時議会に出したということでございます。

そして何回も言いますけれども、百七十九条は議会において議決すべき事件を議決しないときは、公共団体の長はその議決すべき事件を処分することができるとなっておりますね。だから地方自治法には間違っておりません。

それと、日本脳炎のを、決めずに議会を閉鎖して、そして次開くというようなことの、もうばかな理論。情けない理論はもうやめてください。これね、日本脳炎のワクチンのお金ですよ。どういう理由があるうと、まず通すということが常識でしょう。それをうんぬんと、通さないで、次に開く予定だったと、開く予定でも通る予定の確約はないでしょう。教育長、二年半も作らなかつた議会やから。何回も言うているでしょう。そういうようなばかな話は、私はばかな話やと思っておりますよ。これは。（議場に声あり）（笑声）はい、そう思っております。（「十四番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） だからさつき説明していますやろ。議決しない場合、専決処分できますけれども、議会、総務文教常任委員会は継続審査という議決をしているんですよ。議決をしたわけです。そしてずっと継続審査でいくというそんな無責任な態度はとっていないのです。四月三十日に開くという責任ある態度をとったわけです。継続審査という議決をしたんです。だからその条文には該当しないのです。市長の言う解釈は、可決しなかつたということ、あります、可決していないんやから。可決も議決なら否決も議決、継続審査も議決なんです。総務文教の皆さんに諮って採決して出た結論が、これですから議決しているのです。可決と否決の大きな意味の違いを間違ったらいかんわけですね。

重要なことですから、さっきの質問に答えてください。なんでこんな日本脳炎やら妊産婦の皆さん方の予算を三月当初予算に出すか出さないかの検討をされたのかどうかということを、私聞いているのですよ、これ。重要やから。太田議員の資料では、三月当初予算に出しているところもありますやろ。出せなかった場合はすぐ、それだけを専決処分していますのや。そんな農産物のそういう、何回もゼロ修正されたやつと一緒にしたして出しているところはないんです。

だから、質問に答えてくださいや。日本脳炎やら妊産婦のその急ぐ予算を三月議会に出すか出さないかの検討はしたのか、しなかったのか、正確に答えてください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 必要だったから臨時議会を開いたんですよ。それは。三月議会に、当初予算に出なかったから臨時議会を開いたわけですよんか。通しておいてから言うのだったら言いなさい。継続審査みたいな愚かなことをしておいてから、遅かった、早かったと、全然違うでしょう。日本脳炎のワクチンのことですよ。

○議長（川村家廣） 市長、質問に答えてください。当初予算になぜ検討できなかったのかということですよ。

○市長（吉野晴夫） できなかったというよりも、だから載ってなかったのでしょうか。わかってるんでしょう。（笑声）だから臨時議会をわざわざ開いた。通してから文句言うのやったらわかる。通さんというから何を言うトンやということを私は言うトンですがな。（「十四番」の声あり）（笑声）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）（笑声） はつきり答弁はしていないけれども、出てなかったでしょうということとは、検討していなかったというふうに、これは解釈せなしないわけです。

だから、そこがまず出発点で皆さん方重要な不十分さを犯しているわけです。こんな急ぐことやったら三月議会に出すか出さないかの検討をほかの自治体みたいにちゃんとしとかなあきませんのや。よう出さなかったということは、最高責任者の市長と関係皆さん方の責任ですよ、これ。

大体三月当初予算で予算編成をするときに、これが当初予算に出すか出さないか検討しておって、いやこれはもう出さんでもええわというやつは、次の六月議会で間に合うという判断で出さないのですよ。臨時議会というのは緊急に予想もつかないような事態が起こったときに開くのですよ。臨時議会というのは。だから当初予算に出すか出さないかの検討もせず、あとで思いついて四月の臨時議会に出したということは、それはやっぱり無責任ですわね。それやったら三月の当初予算に出すか出さないかの検討のときに、していないという解釈を私はさせてもらいますけれども、したとして

も六月議会でええという解釈しておったということにかなりませんよ。

大体三月議会に出さなくてもいいというのは、六月議会でもええという判断で出さないのですわ。三月議会にはね。だからこんな緊急な、重要な予算は三月議会に出せなかったという、その不十分さは市長、あなたと関係の皆さん方にあるわけです。議会の一人の議員として、三月議会に忘れないうで出さなさいという、この指摘も私はしていないから、それは私の責任も一部あるかもわかりませんがね。しかし奈良県のほかの市では、もう太田議員の資料に出しているところもあるわけですから、だからそこをよく、この問題の重要な原因を明らかにしておかないことには、こういう専決処分を再々やられますと、五條の市政は首長独裁になるといふうに私は思いますので、質疑させていただいたということですね。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） この間の一般質問始め今大谷議員からも質問されましたけれども、重複するところもあるけれども、再度一つ一つ検証していきたいなど。

部長、まずこの第十四号、緊急を要したため地方自治法の第七十九条の第一項の規程によりということの、四つのうちのどれですか。再度御確認をお願いします。

○議長（川村家廣） 下村総務部長。

○総務部長（下村洋次） 五番太田議員さんの御質問にお答えいたします。

自治法百七十九条の一項の該当する項目としましたら、「普通地方公共団体の長において議会に議決すべき事件について特に緊急を要するため議集を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき」この部分に該当すると認識していますが。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀） 先ほど大谷議員が市長に百七十九条のことを説明したときに市長は、必要な時期までに議決又は決定すべき事件を議決又は決定しないときということを説明したのですよ。今部長からは議会を招集する時間的な余裕がないときということで、話がまず食い違っています。これ自体が根本的にまずおかしいのですよ。今市長が言われた、大谷議員から質問したこと、市長が答弁した百七十九条のことに対しての市長の考え方で今部長が説明した意見が根本的に四つの項目の中のこれだけでも食い違っています。

そして生活産業部長、この間の質問のときに聞き忘れたので聞きたいのですけれども、農産物普及促進委託料、通称青ネギですね、これの緊急性はどのような解釈をしているのか、ちよっとお答え願いたいと思います。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

通称もついていませんので、農産物普及促進委託料という形でございます。農業の振興でございますので、農業の振興に早すぎるということはない、遅すぎることはあっても早すぎることはないということで、早急な執行でございます。

そしてこれは県の緊急雇用対策ということで、一〇〇パーセント県の交付金をもらっていますので、これを遅らすということは、事業費の執行に支障を来たすということでございます。

以上です。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）農業の振興に早すぎるということはないと言いましたけれども、部長ね、百七十九条の中の該当する中で、緊急性って、そのくらい緊急にしなければならぬ理由があるのですか。それを聞いているのですよ。

もっと奥まった話をすれば、二十六日に市長が専決をしました。そのとき申出して、こういうことで三十日に総務文教常任委員会があるから、だから三十日の結果を見てから専決するなりなんなりしてくれたら結構ですよということだったのですよ。農産物のほんだら当然ね、今の言葉でしたらこの四日間も急を要したということですか。余り本議会議場ではかけたこと言うたら怒りますよ。四日間も、緊急やという、その根拠を示してください。四日間。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

あくまでも三十日に開くというのは委員会ということ、先ほどから、市長もおっしゃっているように、結果ではないので、心得ではないかなと、その四日という意味は当たらないのかなというふうに解釈します。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）結果ではないって、どういう意味ですか。当然のことで専決するなら専決したらよろしいですよ。臨時議会まで開いて、そして継続審査にしたわけですよ。そして二十六日に専決すると言うから、三十日に委員会があるからと言った、何回も同じこと言わせないでください。生産者

の普及、要するに指導員を確保するための予算ですね。これに関しては。何が緊急性があるんですか。そこを言っているのですよ。そこから別に三十日まで待って、その結果で判断したって十分いけるわけですよ。そうでしょう。おかしいじゃないですか。部長答えてください。（議場に声あり）

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）（議場に声あり）五番太田議員さんの質問にお答えさせていただきます。

緊急性ということに関して、私は、農業は一日も早い、五條市のように農業が主産業、農業というても、産業でございますね。そういう立場から最終市長が判断されたのだと、そういうふうに理解しています。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）話が全然違う。最終的に市長が判断したって、逃げないでくださいよ。したのには過程があるでしょう、その過程を聞いているんです。部長ね、最終市長が判断したって、その過程を私は聞いているんですよ。（議場に声あり）まともな市長じゃないから、聞いておるんですよ。

それだけ緊急性というのだったら、別に最初から専決したらよろしいのとちやいまずの。臨時議会を開かなくても。そうでしょう。そこを時間的な余裕があるからといって、臨時議会を開いたんでしょ。そして、まだ継続審査になったというて、三十日は委員会を開くと、それにもかかわらず、二十六日に専決したと、だからこの四日間専決しなくてはならない理由は一体何やったんかということを知っています。農業振興は大変大事ですよ。対応しなくてはだめですよ。三日や四日のことで、対応せなあかん理由があるのですかと聞いているのです。部長、お答えください。（議場に声あり）

○議長（川村家廣）市長に申し上げます。

発言の許可はしておりません。櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えします。

先ほど申しましたとおりでございます。

以上でございます。（「答弁になっていません。ちゃんと答えなさい。そんな答弁あるか。」の声あり）

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

農業の振興でございますので、（議場に声あり）先ほどのことを言っているわけですが、そういうことで、早急な事業執行、これを最終的に市長が判断されたということでございますので、それを私は執行をしていくということでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）そしたら最終的には自分の判断じゃないと、市長に言われたままにやったと、一切自分らの何の意見も聞かず、市長に委ねたと、自分らは市長の言うがままになって何もかもするということですね、部長。その過程も無にしているのだから。そんなことも度外視してすべて、事業の執行はそりゃあ市長ですよ。その過程を私は聞いているのですよ。担当課で。そういうことも何もせんと、市長に言われたらはい、はいと。それはいいこと悪いこと別として、すべて市長の言うがままになって、これから対応もしていくということですね。答えてください。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三）五番太田議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

決してこの農産物普及促進委託料をもってすべてがそうやという理屈の解釈はしておりません。いろいろ協議をして、最終的に判断をされるのが長であるということだけございまして、協議をして最終的に決める、それは私では決められません。そういうことでございます。

以上でございます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）部長ね、逃げないでね、やっぱり正常な形の中で進めなくてはならないと思うのですよ。だからこんな専決って、専決だといってその今言うた二十六日に専決をする、その中の四日間というのは、そんな緊急性がないでしょう。緊急性、それだけの形で四日間にせなあかんという理由がないでしょう。

最終は市長が判断したと。その辺をもっと指導しなくてはね、まるつきり無知の市長ですよ。わかっていない。ごう慢さと何も考えずにどんどんやる。だから市に損害を与えているんです。そんな指導を自分らがやらなくてはだめでしょう。何でもはい、はいって、自分が特にはい、はいとやっているでしょう。もうちよつとそこら、自分の責任を持って、給料をもらっているのだから、責任を持ってやりなさい。もっと勉強しなさい。なんぼ言うてもらちが明かないので終わります。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、大谷龍雄議員の発言を許します。十四番大谷龍雄議員。

〔十四番 大谷龍雄登壇〕

○十四番（大谷龍雄）それでは討論を行います。

質疑の中で明らかになっておりますように、日本脳炎の予防接種、妊産婦健診等々は大変重要な急ぐことであります。しかし、それであるならば、議会への議案提出について理事者として大きな遅れをとったのではないかなというふうに思いますね。

そして今回の専決処分につきましては、地方自治法百七十九条の専決条項には私は該当しないというふうに判断します。なぜならば、先ほども明らかにしましたように、議決しないときに専決処分ができるとなっておりますのですけれどもね、四月二十二日の一般会計補正予算を本会議に提出して、そのとき本会議で総務文教常任委員会に付託するということを決められて、そして二十三日でしたか、総務文教常任委員会が行われて、そして最初聞いておったこととちよつと違ひし、もう少し審議が必要だからということで、四月三十日、二十三日に行つて三十日ですから、六日ないし七日後にもう一遍開くということを決めて総務文教常任委員会はそのときに継続審査として終わつたわけです。

この一連の吉野市長が本会議で出された議案、そして委員会付託、委員会での審議、継続審査ということは、これは継続審査という議決をしているわけです。していいのではないわけですね。だから、何遍も言いますように、専決処分条項には当たらないというふうに私は判断しております。

本当に何遍も言いますように、日本脳炎の予防接種、妊産婦の健診、その他関連の予算を急ぐならば、三月当初予算に出すなり、そして、臨時議会を待たずに専決処分するなり、幾らでも理事者としてやるやり方はあつたわけです。

ただ、農産物普及促進委託料につきましては、皆さん方も御存じのように、何回かゼロ修正されているわけですね。その理由は、五條は農業が盛んなところだと、いろんな作物を作つて農業に頑張つてくれる方も多いんだと、だから公平な使い方をしなければいけないので、慎重に審議をさせていただきます。

私が聞いておるところでは、五條市には酪農家の方も以前よりは減りましたけれども、まだまだ多くおられます。酪農の牛のお世話は年がら年中、休むことができないわけですね。そんな中で、お葬式やら結婚式、その他どうしても牛の世話をできないときには、酪農家の皆さんがお金を出しあって、ヘルパーさんを雇っているわけですね。これは、一時期ではないのです。年がら年中そういうことが必要になりますからね。数年間こういうヘルパーさんを雇って態勢をとっているということがあります。

だから、やはりネギの組合の皆さん方への補助もこれは大事ですけれども、五條市の農業全体、酪農その他産業の全体を考えるのならば、やはりネギ組合一団体にだけ税金の恩恵を受けていただくというのはどうかということ、ゼロ修正が何回も続いたわけでありますから、やはりこの一般会計の予算の組み方としても日本脳炎、妊産婦の健診等々は、こういった農産物の普及促進委託とは切り離して議会に提出するというやり方もあるわけですから、そういう方法もとられておらなかったということから、私は今回の吉野市長の専決処分につきましては、専決条項には該当しないということを理由に、反対するものであります。

以上です。

○議長（川村家廣） 以上で討論を終結いたします。

これより本案を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣） 起立少数であります。

よって本案を承認することは否決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第十四、報第十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第十五号 専決処分の報告について（調停）。

○議長（川村家廣）報告を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）失礼いたします。

ただいま上程いただきました第十五号 専決処分の報告について（調停）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの報告は、住宅使用料等の未払いに対する調停申立てを裁判所に起こしたものの結果を、地方自治法百八十条第二項の規程により御報告させていただきます。

それでは議案書の三十ページをお開き願いたいと存じます。

調停申立ての概要につきましては、市営住宅使用料等を長期に滞納した入居者に対し、市職員の再三の訪問等による徴収、指導にも応じず、支払いの意思がないものと認められ、このままでは他の入居者に悪影響を与えることとなり、早期解決を図るため、平成二十一年十月十五日付けで五條簡易裁判所に市営住宅家賃等の滞納に係る民事調停の申立てを行い、民事調停委員立会いのもと、五回にわたり話し合いを行った結果、去る三月二十五日に支払い方法について合意に至ったものでございます。

合意内容につきましては、「平成二十二年三月から同年五月までの三箇月間は、相手方の収入見込みがないため使用料の支払いを一時猶予する。平成二十二年六月から同年十一月まで毎月六日に金二千円を五條市に持参又は送金することとし、平成二十二年十二月以降の支払方法につきましては、十一月中に再度協議をする。」となっております。

また、「相手方が当月使用料又は、未払使用料の支払いを一回でも怠ったときは、契約解除となり直ちに市営住宅を明け渡す。」というものであります。

なお、調停内容の詳細につきましては、誠に恐縮とは存じますが、議案書の三十二ページから三十三ページを後刻御清覧願いたいと存じます。

以上で報第十五号 専決処分の報告について（調停）の御説明を終わらせていただきます。

○議長（川村家廣）報告が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）滞納金額は幾らでしょうか。

○議長（川村家廣）森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三）藤富議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

滞納金額は合計百三十万七千円でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

以上で報第十五号の報告を終わります。

○議長（川村家廣）次に日程第十五、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十五号 五條市新町まちや館条例の制定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。樫内教育部長。

〔教育部長 樫内成吉登壇〕

○教育部長（樫内成吉）ただいま上程されました議第三十五号 五條市新町まちや館条例の制定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

この五條市新町まちや館は、まちなみ伝承館の東一三〇メートルに位置して、戦後吉田内閣において法務大臣を歴任した木村篤太郎が若いころ住んだ母方の生家住宅を五條市が寄附採納を受け、伝統的なまちやづくりに復元修復を行い、平成十七年五月から公開しております。

この五條市新町まちや館に来館者への更なるサービスの向上と効率的な運営等を目指して指定管理者制度を導入するため、条例の制定を上程させていただきます。

それではお手元の議案書三十六ページを御覧願います。

まず第一条及び第二条につきましては、まちや館の設置、名称及び位置を定めております。

第三条から第六条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定及び指定管理者が行う業務について、それぞれ定めております。

次に、第七条及び第八条につきましては、開館時間と休館日を定めております。

また第九条につきましては、入館の制限を、第十条につきましては、入館者の遵守事項について定めております。

次に、第十一条から第十三条につきましては、入館料金の納付、收受、返還について定めております。

また第十四条は、損害賠償等について、第十五条につきましては、秘密保持義務について定めております。

第十六条につきましては、施行規則の委任について定めております。

なお、附則につきましては、第一項で、この条例の施行期日について、第二項では経過措置を、第三項では指定管理者の指定の申請及び指定に関する準備行為について、第四項では現行の五條市新町地区まちなみ伝承施設に関する条例の一部改正について定めております。

また、議案書四十一ページの別表第八条関係につきましては、五條市新町まちなみ伝承館の使用料を、その下の別表第十一条関係につきましては、五條市新町まちなみ館の入館料金の限度額を定めております。

以上で議三十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）開館時間ですが、午前十時から午後四時までとすると。四時までとした根拠というのは大層ですけれども、夏場になりましたら、四時なんていうのは、まだ大変早い時間だと思うのですが。四時は大変早いと思います。五時にしなかつた理由。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）藤富議員の御質問にお答えいたします。

現在まちや館の時間につきまして、午前十時から午後四時ということになっておりますので、それを踏襲させていただいたところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）開館時間についてはよく承知しております。

教育長、これ五時にするというのはいかがでしょうか。

○議長（川村家廣） 赤井教育長。

○教育長（赤井 猛） 七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

夏場は五時でもまだ明るいうことですね。ただ時間的に夏場と冬と区別するというのが、なかなか難しいのではないかなということで、夏場でも四時と、五時に閉館となりますので、その後片付け等が必要だと、このように思いますので、四時になっているわけでございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 新町通りを活性化させようと思えば、夏だけとは限らずに、やはりほかのところも五時まで開けておりますので、夏、冬関係なく五時まで開けるように検討していただきたいと思うのですが。

それから、休館日ですが、一週間に月曜と木曜ですか。二回あるということですね。これも、これから新町通りを売っていくとすれば、たくさんの方が来ていただく中で、週に二回も休むというのは、一週間に一回でいいのではないかと思います。教育長、いかがですか。

○議長（川村家廣） 赤井教育長。

○教育長（赤井 猛） 指定管理者制度ということで、今のところ二日、今現在職員が二日休んでおりますので、同じような形ということだと思います。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） 五條市の活性化を図っていく中で、まちや館も新町通りにありますので、夏、冬問わず開館は五時まで、それから休館日は週に一回で私はいいのではないかなと思いますので、一応提案はさせていただきます。

○議長（川村家廣） 赤井教育長。

○教育長（赤井 猛） 藤富議員の今の御意見でございますが、これも検討してまいりたいと思います。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣） 次に日程第十六、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第三十六号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄） 失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十六号 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。  
お手元の議案書四十二ページを御覧いただきたいと存じます。

本案につきましては、急速な少子化に対応するため、家族の構成する男女が共に家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整理するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律等が施行されるに伴いまして、第一条におきましては、職員の育児休業等に対する条例についてを、第二条につきましては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例について、それぞれ所要の改正を行うものでございます。

今回の一部改正の主な内容につきましては、職員の配偶者が育児休業している場合であっても、育児休業等の請求ができるようにすること、また子の出生の日から一定の期間内に育児休業した職員については、再度育児休業を取得することができるようになったことが主な改正の内容でございます。  
また育児と仕事の両立支援策といたしまして、三歳未満の子のある職員が当該子を養育するために請求した場合、公務に支障がある場合を除きまして、時間外勤務をさせはならないとする規定を設けるものでございます。

それでは改正内容について御説明申し上げます。

まず第一条の職員の育児休業に関する条例の一部改正内容につきましては、第二条関係では職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず職員の育児休業をすることができるとしております。

第三条関係につきましては、再度育児休業をすることができる特別の事情について規定しております。夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して、最初の育児休業をした後、三月以上経過した場合に再度育児休業を取得することができることとしております。

第五条関係につきましては、育児休業の承認の取消し事由について規定しております。職員以外の子の親が状態としてその子を養育することができなくなった場合でも、育児休業の承認の取消し事由に当たらないとしたこととさせていただきます。

第十条関係につきましては、育児短時間勤務をすることができない職員について規定しております。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができるとしてあります。

第十一条関係につきましては、育児短時間勤務の終了の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができない特別な事情について規定しております。夫婦が交互に育児休業をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児短時間勤務をした後、三月以上経過した場合に前回の育児短時間勤務の終了から一年以内であっても、育児短時間勤務をすることができるとしてあります。

第十四条関係につきましては、育児短時間勤務の承認の取消し事由について規定しております。職員が育児短時間勤務により子を養育している間に職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児短時間勤務の取消し事由に当たらないこととしてあります。

第十九条関係につきましては、部分休業をすることができない職員について規定しております。職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができるとしてあります。

第二十条関係では、部分休業の承認について規定しております。第十九条の改正に伴う読替え規定の整理でございます。

続きまして、第二条の職員の勤務時間・休暇等に関する条例の改正内容につきましては、第七条の三関係では育児又は介護を行う職員の早出遅出勤について定めてあります。

また八条関係では、育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定しております。三歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために時間外勤務の制限あるいは免除を請求した場合には、特別な場合を除き時間外勤務をさせてはならないこととしたこととさせていただきます。

続きまして、附則につきましては、第一項として施行期日を、平成二十二年六月三十日といたしております。

また第二項につきましては、経過措置について規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十七、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十七号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。吉田市長公室長。

〔市長公室長 吉田辰雄登壇〕

○市長公室長（吉田辰雄）失礼いたします。

ただいま上程いただきました議第三十七号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

雇用保険法等の一部が改正されたことによります所要の条文整理を行うものでございまして、第一条におきましては、退職手当に関する条例について、第二条におきましては、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例についてそれぞれ雇用保険法の運用条文を整理する必要が生じたので、

この条例におきまして一括して改正するものでございます。

続きまして、四十九ページを御覧いただきたいと存じます。

改正条例中第一条でございますが、第十条は失業者の退職手当について規定しておりまして、今回の雇用保険法の改正に伴い、引用条文の整理及び

当該法改正に伴う条項ずれの整理を行うものでございます。

続きまして、改正条例中第二条でございますが、第十四条におきましては、企業職員の退職手当について規定しておりまして、同じく雇用保険法改正に伴う引用条文についての整理を行ったものでございます。

なお、今回の改正につきまして、これらの引用条文の項ずれ等の整理のみとなっております。市の職員、あるいは企業職員の退職手当に關します基準等、基本的な内容の変更はなく、現行条例のとおりとなっております。

また附則につきましては、施行期日を公布の日から施行することといたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第十八、議第三十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十八号 五條市税条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第三十八号 五條市税条例の一部を改正する条例の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が平成二十二年三月三十一日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正概要の第一点目は、平成二十二年度税制改正において、「所得控除から手当へ」の考えのもと、子ども手当の創設、高校の無償化と相まって、扶養控除の見直しが行われることになりました。

具体的には、十六歳未満の年少扶養親族に係る扶養控除の廃止、十六歳以上十九歳未満の者に係る特別扶養控除の上乗せ部分を廃止することとしていきます。

そのため、所得税においては年少扶養親族に関する情報を収集する必要がなくなります。

個人住民税においては、扶養親族の人数によって課税を決定するため、従来から扶養親族の情報については、確定申告書や個人住民税の申告書、給与所得者が給与の支払者を経由して提出する扶養親族等に基づく給与支払報告書により把握を行っていましたが、個人住民税を課税するためには、引き続き扶養親族の情報が必要となり、把握することができる所要の措置を新たに規定するものであります。

改正の第二点目は、たばこ税の税率引上げに伴う改正であります。

たばこ税については、国民の健康の観点からたばこの消費を抑制するため、将来に向かって税率を上げていく必要があるとされ、平成二十二年度においては、国・地方合わせて一本当たり三円五十銭の税率の引上げが十月一日から実施されます。市税分においては一本当たり一円三十二銭引き上げられ、一本当たり四円六十一銭となります。マイルドセブンでは一箱三百円が四百十円となり一箱に占める市税分は九十二円三十六銭となります。

また、旧三級品の税率につきましては、市税分一本当たり六十二銭引上げされ、一本当たり二円十九銭となり、しんせい、エコーでは、一箱百八十円から二百四十円となり一箱に占める市税分は四十三円八十銭となっております。

改正の第三点目は、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設であります。

金融所得課税の一本化の取組の中で、個人の株式市場への参加を促進する観点から、少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等を非課税措置として、非課税口座において監理されている上場株式等について、毎年新規投資額で百万円を上限に十年以内に支払いを受けるべき配当及び譲渡益については、個人住民税を課さないための改正であります。

具体的には平成二十四年から二十六年までの各年において設定された非課税口座、一人一年につき一口座、百万円以内について三年間の新規投資に係る配当及び譲渡益が非課税となります。

その他の改正につきましては、地方税法また関連する法令の改正に伴い、条文の整理等を行うものであります。

議案書五十二ページを御覧ください。

第十九条及び第三十一条関係につきましては、地方税法の法人の市町村民税の申告納付に関する条項の改正に伴い、条文の整理を行うものであります。

第三十六条の三の二から議案書五十五ページ上段までは、先ほど改正概要第一点目で説明をさせていただきました、年少扶養控除の扶養親族の把握をするための規定であります。

次の第四十八条関係は、地方税法の改正に伴い、条項の整理を行うものであります。

議案書五十五ページの中段は、改正の二点目で説明をさせていただきました、たばこ税の改正に関する事項であります。

第九十五条は、たばこ税率の改正に伴い、マイルドセブン等のたばこの税率の改正であり、附則第十九条の三は、旧三級品のしんせい、わかば、エコー等の税率の改正であります。

第十九条の三は、三点目の改正として説明をさせていただきました、非課税口座上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の規定を追加し、該当する配当及び譲渡益の個人住民税を課さないこととするものであります。

議案書五十六ページ後段の附則第一条につきましては、施行期日を定めており、たばこ税の改正に伴う事項は、平成二十二年十月一日、年少扶養控除の廃止に伴い、新たに必要となる扶養親族の把握については、平成二十三年一月一日としております。

また、非課税口座上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例の規定につきましては平成二十五年一月一日とし、いずれも改正されました地方税法の施行日に合わせております。

また、附則第二条から第四条までは、本条例を施行するための市民税、固定資産税の経過措置、平成二十二年十月一日において在庫となるたばこの手持品の課税の取扱等を規定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。  
これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）トイレ休憩のため、五時四十分まで休憩いたします。

午後五時二十七分休憩に入る

午後五時四十分再開

○議長（川村家廣）休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（川村家廣）日程第十九、議第三十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第三十九号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。檜内教育部長。

〔教育部長 榎内成吉登壇〕

○教育部長（榎内成吉）ただいま上程されました議第三十九号 高等学校分校の授業料等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この改正につきましては、国の高等学校等無償化の政策により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等寄与することを目的に公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が平成二十二年三月三十一日に成立し、同年四月一日から施行されたために、本市においては五條市立奈良良県立五條高等学校賀名生分校の授業料を平成二十二年度から徴収しないこととするため、所要の改正を行うものであります。

それではお手元の議案書六十二ページを御覧願います。

附則第二項の次に授業料無償化について、附則第三項を加えるものでございます。すなわち現行では授業料納付については、生徒一人当たり年額一万八千円、ただし二年生から四年生は年額一万二千円を納付することを規定していますが、国の高等学校等無償化の法律の施行に伴い、授業料を徴収しない旨の改正を行うものであります。

なお、施行につきましては、公布の日からとし、適用につきましては平成二十二年四月一日からそきゅう適用いたします。

以上で議第三十九号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第二十、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四十号 市立五條文化博物館条例の全部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。榎内教育部長。

〔教育部長 榎内成吉登壇〕

○教育部長（榎内成吉）ただいま上程されました議第四十号 市立五條文化博物館条例の全部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

現在、市立五條文化博物館については、本市の厳しい財政状況を改善するため、平成二十一年四月よりコストダウンと集客機能を再検討するため二年間の準備期間を設け、一時的に閉館しています。

この市立五條文化博物館に、更なる経費削減等を目指して、指定管理者制度を導入して、新たに魅力ある博物館として開館することを目指し、条例の全部改正を上程させていただきました。

それでは、お手元の議案書六十四ページを御覧願います。

まず、第一条及び第二条につきましては、博物館の設置、名称及び位置を定めております。

第三条につきましては、博物館が行う事業を定めております。

次に第四条につきましては、館長等の職員について定めております。

また、第五条から第八条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定及び指定管理者が行う業務について、それぞれ定めております。

次に、第九条及び第十条につきましては、開館時間と休館日について定めております。

第十一条につきましては、入館及び利用許可について定めております。

また、第十二条につきましては、入館者及び利用者の遵守事項について定めております。

次に第十三条から第十五条につきましては、入館者及び利用者の制限並びに取消し等について定めております。第十六条及び第十七条につきましては、特別利用の許可等及びその制限について定めております。

次に、第十八条及び第十九条につきましては、資料の館外貸出し及び資料の一時借用について定めております。

また、第二十条につきましては、入館料金、特別観覧料金及び利用料金について定めております。

次に、第二十一条及び第二十二条につきましては、入館料金等の收受及び返還について定めております。

また、第二十三条につきましては、損害賠償等について定めております。

次に、第二十四条につきましては、博物館協議会の組織と任期について定めております。

第二十五条につきましては、秘密保持義務について定めております。

第二十六条につきましては、施行規則の委任について定めております。

なお、附則につきましては、第一項で、この条例の施行期日について、第二項では、経過措置を、第三項では、指定管理者の指定の申請及び指定に關する準備行為について定めております。

また、議案書七十一ページの別表第一及び第二につきましては、入館料金及び利用料金の限度額を定めております。

以上で議案第四十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」の声あり）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）魅力的な博物館をつくるために、この二年間どのような努力をされてきましたか。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

博物館休館中に再開に向けての検討といたしまして、まず集客力や活用頻度の向上、あるいは魅力ある博物館に向けての調査、研究そして指定管理者制度を導入することについては是非、また指定管理者を導入した場合、どの程度の業務をしていただくか、また経費がどれくらい削減になるか、そして博物館のそれぞれの、例えば博物館友の会、あるいは博物館の各団体との意見を今後どうするか等々を考えさせていただいたところであります。

（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）それでは、今説明いただきました集客力アップ等のいろいろ考えたその結果を教えてください。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）藤富議員の再度の質問にお答えいたします。

二年間の検討結果ということでありませけれども、市といたしましては、魅力ある博物館にするためにまず管理部門は指定管理者にしていたかどうか、そして民間のノウハウを活用して集客能力をアップさせていただきたいと考えました。

そしてもう一つの業務部門につきましては、条例の方に向かってありますけれども、市の学芸員を置いて、今まで収集等をしていただいた文化的なものを引き継いで維持していきたい、そのように考えさせていただいたところであります。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）その具体的な中身を教えてください。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）まず経費の件でございますけれども、維持経費等でございますけれども、過去三年間、十八年度、十九年度、二十年度の人件費を含めた三年間の平均が七千九十二万でありました。

今度指定管理者を行うということにつきましては、指定管理者の上限が三千二百三十万を予定しておるところでございます。それも人件費を含めてということでございますので、約二千六百六十二万、約六三パーセントの経費で運営できるのではないかとということでもあります。

あと学芸部門の業務というのが、条例にもうたわせてもらってありますけれども、市の職員であります学芸員が責任を持ってその学芸部門をさせていただくと、そして施設の管理につきましては、指定管理者の力を發揮していただくということで、約二千六百六十二万の経費節減ということで、具体的にさせていただいたところであります。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）結局集客力をアップさせるために出された結果というのは、指定管理者制度を導入するということですか。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）藤富議員の御質問にお答えいたします。

基本的にこの条例を出させていただいたところで、集客力は基本的には民間の力に頼りたい。ただし、現在ある文化財的なものは本来の登録博物館としての任務を果たしていきたい、このように考えておるところであります。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）ということは、この二年間休館をされて教育委員会が考えてこられたことは、指定管理者制度にすると。民間の力を借りると。そういうことを二年間かけて考えてきたと、そういうことですか。

○議長（川村家廣）榎内教育部長。

○教育部長（榎内成吉）藤富議員の御質問にお答えいたします。

経費の削減というものがまず第一ということであります。文化財的なものは五條市がちゃんと責任を持っていくところで、先ほどから説明させていただいたとおりでございますけれども、まず二年間の閉館という一時的なものでございますけれども、開館をまず目標に、文化財課、教育委員会としてはまずそこに重点を置かせていただいたと。そしてまず開館をさせていただいて、あるいはほかの文化財関係の施設とともに集客力アップできたらと思っております。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）ですからその具体的な集客力をアップするための方法、博物館の皆さんで考えられましたか。

○議長（川村家廣）榎内教育部長。

○教育部長（榎内成吉）御質問にお答えいたします。

私の説明が大変不足しているかと思いますが、基本的には集客力アップの一つの方法として、この条例を出させていただいたとおり、指定管理者制度を導入させていただきたいという結論に達したということでございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）それは理解しています。

ですから、二年間かかって、集客力をアップさせるために、教育委員会が考えたのは指定管理者制度を導入する、そのことだけですかと、質問させていただいているのですが。はい、それは結構です。

それから、博物館審議会、協議会、この指定管理者制度にすることについて、皆さんの御意見はいかがですか。

○議長（川村家廣） 榎内教育部長。

○教育部長（榎内成吉） 博物館協議会、十五名以内の団体でございますけれども、各委員さんにはいろいろ指定管理者がいいのか、あるいは市直営がいいのか、いろいろ意見がございました。

こちらといたしましては、まず開館をさせていただきたいという旨を御理解いただきまして、指定管理者制度というところを導入させていただくということで博物館協議会の方は御理解いただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣） 七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子） では最後に、博物館協議会の中で指定管理者制度を導入することについていろんな意見が出たと思いますが、そのいろいろな意見はどんな意見が出たか、お聞かせください。

○議長（川村家廣） 榎内教育部長。

○教育部長（榎内成吉） 七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

いろいろな意見でございますけれども、まず大きな意見といたしましては、五條市立ということでありまして、五條に何らかのかかわりのある、あるいは五條をよく理解していただいている団体等には是非指定管理者になっていただきたいというところでありました。それでこちらといたしましては、今後その募集等につきましては、五條市又本市と関係のあります橋本市、そして河内長野市というところに事務所があるところを考えさせていただいております。

以上であります。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣） 十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝） 経費削減といいますが、前のときには発掘調査までやってから経費が七千万も七千六百万もかかってくる、実質には私は三千万そこそこだろうと思うのですよ。

そして博物館ということになりましたら、五條の一番大きな財産でございますから、これを指定管理者にするのじゃなしに、このやり方をしっかりと考えて、そしてやっぱり市直営でやるべきだろうと、ただそこに行かれる方の能力も問われると思うのです。ですから、そういうものを十分考えて、

そして市でやっても一般の方に正社員じゃなしにパートなり歴史のよくわかる方、いろいろおられますから、それを指定管理者に任せきりじゃなしに、市でそういう方を募集してやりましたら、こんななおそらく三千万もかからんとできると思いますよ。

そして、やり方によっては、黒字にはなりませんけれども、今までみたいな五千万も六千万も赤字というそれは、これも全然ないし、そしてまたあの計算そのものは実態の計算ではなしに、やめるがための計算という形で、ああいう大きな発掘調査までする、教育委員会で持たないかん分を博物館に持って行って、博物館の経費にすることやからあれだけの大きな経費がかかったことですからね。ですから、これはもっと教育委員会でそれこそよく調査して、指定管理者にすることだけではないように。あそこに行く方は、正職員、大きな給料をとる方が行くから、そして人数もパートなんか混ぜて六人も七人も置くから赤字になるわけで、そうじゃなしに、もっと計画を練っていただいて、これはやはり市でやっていたら、そしてその活性化に向けては、このやり方でできます。

私らもあれを造るときには、いろいろと研究をしまして、そしてあそこにああいうものを造ろうということになったわけですけども、造ってからも、やっぱり五條にあるいろんな個人が持つておられる宝物をお借りして、これが市でするとするならばいいけれども、指定管理者になりましたら、その人にもよりますけれども、なかなか貸しにくいだろうと。そしてあそこに二月に一回くらいの展示を開催しながら、こんなできますよ。やろうと思ったら。それを今まではしなかったということだけでね。それで親方日の丸で来たからそういうことになったのですからね。やっぱり人材をよく見て、そして一般の方も含めてやっていただいたら、指定管理者にするのじゃなしに市で管理ができていくだろうと思うので、私は答弁は要りませんけれども、私の意見としてはそういう意見でございますので。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十一、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四十一号 五條市立民俗資料館設置条例の全部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。檜内教育部長。

〔教育部長 榎内成吉登壇〕

○教育部長（榎内成吉）ただいま上程されました議第四十一号 五條市立民俗資料館設置条例の全部改正について提案理由の御説明を申し上げます。

この五條市立民俗資料館は、新町史跡公園内にあり、江戸末期に五條代官所の長屋門だった建物で、明治維新の先駆けとなった天誅組に関する資料や写真、改修前の長屋門に使用されていたかわらや金具などが展示されております。

この五條市立民俗資料館に、来館者への更なるサービスの向上と効率的な運営等を目指して指定管理者制度を導入するため、条例の全部改正を上程させていただきます。

それでは、お手元の議案書七十三ページを御覧願います。

まず、第一条及び第二条につきましては、五條市立民俗資料館の設置、名称及び位置を定めております。

第三条から第六条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定及び指定管理者が行う業務について、それぞれ定めております。

次に、第七条及び第八条につきましては、開館時間と休館日に関する事項について定めております。

第九条から第十一条までにつきましては、施設の利用許可、利用許可の制限、また、利用許可の取消し等について定めております。

第十二条につきましては、入館及び利用の制限について定めております。

次に第十三条につきましては、入館者の遵守事項について定めております。

また、第十四条から第十六条につきましては、入館料金及び利用料金の納付について、また利用料金等の收受、及び利用料金等の返還について、それぞれ定めております。

次に、第十七条につきましては、損害賠償等について定めております。

また、第十八条につきましては、秘密保持義務について、第十九条につきましては、施行規則の委任について定めております。

なお、附則につきましては、第一項で、この条例の施行期日について、第二項では、指定管理者の指定の申請及び指定に関する準備行為について定めております。

また、議案書七十七ページの別表第一及び七十八ページの別表第二につきましては、入館料金及び利用料金の限度額を定めております。

以上で議第四十一号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「九番」の声あり）九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）今教育部長から説明ございましたけれども、私、直感としてこれまで指定管理に出すんかよと、今思っております。

行革でやってくれているのだと思いますけれども、教育部長は認識してくれているのかどうかわかりませんが、あの長屋門は平成十五年度に屋根から木が生えとつたと、かわらを突き抜けて木が生えておったわけです。その中には五條市内の方々から寄附というか、集めた民俗的なもの、古いものがあそこに置いてあったわけなんです。そのまま閉めて何年か経っていったということ、何とかせないかんとということで、天誅組の役員さん、保存会の皆さんが街なみ環境整備の中に入れていただいて、平成十六年度に完成したということでございます。

その平成十五年度には十月から三月まででございますので、一千六百二十九人、そして平成十六年度は二千二百十五人、平成十七年度は二千五百人ですか、そして平成十八年度は二千二百六十二人、そして平成十九年度は三千二百八十人、平成二十年度は三千二百六十四人、昨年平成二十一年度は四千五百三十六人ということで、平成十六年度と昨年二十一年度と比べますと、ほぼ二倍強の方が来られております。

これは天誅組の関係者の皆さんがいろいろ努力されて、来ていただくようにしていただいているわけですが、行革といいますが、もうこの施設は行革する余地がないんです。これは部長もよく知ってくれていると思います。アルバイトの女性の方が一人、六百何ぼの最低賃金で来ていただいております。週四日間。そして土曜、日曜はシルバー人材センターからこれも来ていただいております。別段市の職員が一人張り付いているわけでも何でもないわけなんです。一人張り付いているのだったら、それはアルバイトに替えたら給料安くなるやないかということもありますけれども、給料面も最低になっていると思います。

そして前の史跡公園に関しまして、シルバーさんをお願いして、九月のシルバーの奉仕の日に、あそこの清掃も行ってもらっております。もちろん新町の方もまた天誅組の役員さんも、六十人、七十人という方の奉仕をお願いして、きれいにもしておるわけなんです。

あそこの電気代とかんとかというのは、そんなもう儉約しようがないと思いますし、そしてまた私も役員をしておりますけれども、別段教育委員会に何か買ってよとか、私は言うていったことではないと思います。事実、ファックスにしてもインターネットにしても、コピー機にしても、みんなそれぞれが用意してきて使っております。別段市からリース代も払ってもらっていないと思います。

そして、ボランティアガイドの皆さんも、いろいろ最初お願いして、あそこに来られた方、団体で来られる方のお日はお願ひして五條市内を案内してもらっているわけでございます。

行革の本部長は市長がされているのですか、副市長ですか。認識していただいているのか。こんな絞るだけ絞っているわけなんですわ。あその施設は。五條の施設の中で私は行革の見本やと思います。あそこは。どないもこないもそんなこれ以上どないしますの。最低賃金で来ていただいているんですよ。そして皆ボランティアで行っているんです。そしてあそこを維持して、これだけ私が言うた数字でお客様が来ていただくように努力して当初より今倍の方々が来ていただいている。それを今更なんでそんなもの何でも行革で指定管理やというて、あその年間の経費なんかshれていきますやろ。と僕は思うのです。

ほんでもかんでも指定管理に出したらいいわっていうもんやないと思いますけれども、総務文教常任委員会に付託されると思いますけれども、私は総務文教委員と違いますので、私の意見だけ言うておきたいと思えます。何でもかんでも指定管理に出したらいいというもの違う。もっと中身を精査していただいて。絞ったかってもう何も出ませんで、あそこは。それでまだ絞って指定管理に出すというのだったら、誰も受けてくれる人おらないと思えます。私。天誅組の役員さんが来とるさかい皆が奉仕精神でやってくれているのですよ。民間の方が来たら、何ぼか金もうけようと思う人やつたることができることない。そんなことをわかってこれを出されているのですか。何でもかんでも市長が行革や、やれやれ、全部指定管理者に出せというから、ただ出しているだけかえ、これ。ちょっとおかしいと思うわ。何でもかんでも指定管理に出したらいいと思って。絞ったかって絞りようないんやで、この施設は。違いますか。答弁してください。

○議長（川村家廣） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 行政改革という中で、いろいろやっとなです。先ほどの博物館にしましても、いろいろできてしまったらしゃあない、あれも二十五億かけてやったやつです。それもどないど。挙句の果てレストランするということなら、これもする人おれへんだり、いろいろとやった。この間言うたようにアンコールワットもこれもあかん。いろんな形の中で民間にということになってきたんですけど、これも成功するかどうかわからん。しかしいろいろそれでやってみらんやないということ、やっているので、一つ一つ精査しておるかと言うたら、一応担当者がやっているですけれどもね。受ける方がいなかったそれはしゃないですけども、最初からあれやこれや言い出したらそれもしゃないのですね。

益田議員の意見はよくわかりました。しかし私の言いたいのは、し尿処理場かってなんで民間にせえへんのやと、三千七百万くらいもうかるやないかと、（議場に声あり）いやいや私は全体の話をしているのですよ。本部長やから。その中でそれもやっているということでございます。

以上でございます。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博）ほかの話聞いておりますので、今は長屋門の話をしていくわけで。

長屋門の状況がこうやということだけ本部長始め教育委員会ももちろん教育長も十分御理解していただきたいということで、私は私の意見を申し上げただけでございます。

終わります。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）ここ三年間の経費を教えてくださいませんか。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

平成二十年度が人件費等を入れて百五十四万七千円、平成十九年度百三十八万七千円、平成十八年度百二十三万九千円、平成二十一年度百九十一万七千円。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）この二十一年度少し増えているように思いますが、この原因は何でしょうか。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）藤富議員の御質問にお答えいたします。

人件費といえますか、シルバー人材センターに対する委託料でございます。

以上でございます。（「七番」の声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）二十年度と二十一年度を比べましたら、約四十万ほどですが、それが全額そうですか。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）二十年度と二十一年度の違いが、シルバー人材センターも入れて、賃金ベースで約二十二万のアップとなっております。

それと手数料が約四万のアップとなっております。くみ取り手数料等です。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 一つ聞くのを忘れたので、都市整備部長に聞きますけれども、今長屋門本体は教育委員会関係で指定管理者に出すというお話ですけれども、あそこ前の史跡公園、先ほど私が言うたように、シルバーさん来てもらったり、役員らで掃除したりして、松の木だけプロでなければというて、公園の方でお願いしていると思いますけれども、それもお金がないと言っていて、二年に一回くらいになっているのと違うのかと思うのですけれども、そして建物だけを指定管理に出して、前の公園どないしますの。別々にしまんの。建物だけ指定管理に出して、前の公園は公園で都市整備部の方できれいにちゃんと文句のないようにしてくれますの。ちよつとそれを聞かせてください。

○議長（川村家廣） 森本都市整備部長。

○都市整備部長（森本元三） 九番益田議員の御質問にお答えいたします。

史跡公園、長屋門の前の公園なんですけれども、今現在の管理方法をちよつとお話させていただきます。

今ほとんど益田議員さんの方からお話が出たのですけれども、高木等につきましたら、プロの方とかいろんな技術の持った方にお世話になりました、そしてまた消毒等になりますと、史跡公園の高木、役所の前の高木、伝承館等の高木というものは役所の方から消毒させていただいております。

あと普段の清掃、草引き等につきましては、天誅組の保存会の方々の一〇〇パーセントボランティアという形で長屋門の美観を保つがための清掃もしていただいております。

そして、指定管理という方向なんですけれども、その部分について今現在それを指定管理の方向は考えておりません。周辺の児童公園と同じように、指定管理に出さずに役所の方でできる限りの管理をしようと考えております。（「九番」の声あり）

○議長（川村家廣） 九番益田吉博議員。

○九番（益田吉博） 役所で管理してくれるわけですか。

そして裏の法務局との間に中庭というたらいのか、裏に庭をこしらえてあるんやけど、あれは建物に引っ付いているわけですか。あの木も毎年かわらにかぶさってきたら屋根が悪くなるし、去年も私も上に登って切ったんやけれども、とゆがじきに詰まるしね。去年は掃除するときに、柴田リースさんで、あの上がるやつただで借りてきて、ずっと皆掃除したりね、とゆを。木を切ったりもしていますんやけど。とゆがじきに詰まるので。だからそういうことも皆ボランティアでやつとるわけですよ、現実には。前の方が都市計画の方で維持してくれるのだったら全部していただいたらそれは結構ですよ。それは。（議場に声あり）市長に任せといたらつて、うそ言われたらあかんさかいにね。それをちゃんとしてくれるんやったらそ

れでよろしいんやで。(議場に声あり) そんなことで、よろしくお願いいたします。(「七番」の声あり)

○議長(川村家廣) 七番藤富美恵子議員。

○七番(藤富美恵子) うちの夫も月に一度くらい長屋門に以前はボランティアでしたか、一年か二年前から最低賃金を頂いて、長屋門の方に行っていますが、長屋門に行っているときに、益田議員、そこに行っている人が前の掃除も、草引きとか、いろいろしていますけれど。(議場に声あり) いや、草引きとか、いろいろしていると私は承知しています。それから言うていけば、全く長屋門と前の公園を別々に管理する、別の人にやってもらおうという事になれば、大変高くつくんじゃないかなと、私も思いますので、これは指定管理者にしない方が、私もいいと思いますので、意見を申し上げておきます。(議場に声あり) (「五番」の声あり)

○議長(川村家廣) 五番太田好紀議員。

○五番(太田好紀) 部長、お願いします。これは総務文教に付託されますので、その辺の資料、わからないので。藤富議員からの経費のところとか、その辺も踏まえて、これだけ議論するという事は、相当精査せなあかんと思います。その辺の資料、ある限り出していただけたら有り難いと思います。その辺の資料要求だけお願いしておきます。

○議長(川村家廣) 質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長(川村家廣) 次に日程第二十二、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長(川西敏美) 議第四十二号 五條市中心身障害者医療費助成条例の一部改正について。

○議長(川村家廣) 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長(森本敏弘) ただいま上程をいただきました議第四十二号 五條市中心身障害者医療費助成条例の一部改正の議定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の七十九ページを御覧いただきたいと存じます。

今回の条例改正の理由につきましては、奈良県療育手帳制度実施要綱の一部改正に伴い、療育手帳の障害程度区分が変更されたことにより、改正するものであります。

障害程度区分の変更につきましては、療育手帳において、障害の程度の記載が「A」から「A1もしくはA2」に区分して表示されることになりました。

なお、この区分表示により、従来からの心身障害者医療費の助成内容に変更が生じるものではありません。

それでは、改正条例案について御説明を申し上げます。

議案書の八十ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市中心身障害者医療費助成条例の一部改正につきましては、第二条第一項第二号中の「A」を「A1もしくはA2」に改めることを規定したものであります。

附則第一項につきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二項につきましては、改正前の条例に規定する対象者であることを示す証明書について経過措置を定めたものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第二十三、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四十三号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第四十三号 五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、診療報酬の算定方法の改定により五條市応急診療所条例及び五條市立大塔診療所条例の一部を改正するためのであります。議案書の八十二ページを御覧ください。

改正内容につきましては、五條市応急診療所条例（平成七年六月五條市条例第十一号）の第五条第一号の診療料「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定した額」を「厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額」に改めるものと、五條市立大塔診療所条例（平成十七年六月五條市条例第六十一号）の別表診療料の項中「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）により算定した額」を「厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額」に改めるものでございます。

施行につきましては、公布の日から施行し、平成二十二年四月一日から適用いたします。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「五番」声あり）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）部長、ちょっとお尋ねするのですけれども、この診療報酬の算定方法が変わることによってどのくらい今と変わってくるのか、簡単に一つの例があれば教えていただきたいと思えます。

○議長（川村家廣） 森本健康福祉部長。

○健康福祉部長（森本敏弘） 太田議員の質問にお答えします。

基本的には大きく変わりません。ただ今まで二年に一度の見直しがあったということを聞いております。それを今回は厚生労働大臣が定めるところに変わりましたので、二年以降におきまして、変更があった場合でも、この条例改正は必要ないというようなことで、こういう形で今回変えさせていただきますました。

以上でございます。

○議長（川村家廣） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣） 次に日程第二十四、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美） 議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長 櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三） ただいま上程いただきました議第四十四号 五條市衛生センター条例の全部改正につきまして提案理由の説明を申し上げます。

す。

議案書の八十三ページを御覧いただきたいと存じます。

この条例の全部改正の理由につきましては、指定管理者制度を導入することを目的として改正するものであります。それでは、五條市衛生センター条例の説明を申し上げます。

議案書の八十四ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、第一条及び第二条につきましては、施設の設定と名称及び位置について定めております。

次に、第三条から第六条につきましては、指定管理者による管理、指定管理者の指定の申請、指定管理者の指定、指定管理者が行う業務について定めております。

次に、第七条及び第八条につきましては、受入時間と休業日について定めております。

次に、第九条及び第十条につきましては、利用許可と利用の制限等について定めております。

次に、第十一条及び第十二条につきましては、利用料金と利用料金の収受について定めております。

次に、第十三条及び第十四条につきましては、秘密保持義務と委任について定めております。

附則第一項につきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二項につきましては、準備行為を規定したものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」声あり）十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄）一般質問の答弁の中で、約三千四百万円の削減効果と言っていましたので、時間が遅くなっていますけれども、平成二十年度決算、二十一年度はまだ出ていませんね。二十年度決算に基づいて総経費幾らか、そのうちの人件費は幾らになるのか、人件費の職員の人数、それから許可のもとに頑張ってくれている業者の皆さん方が払う使用料は幾らか、五條と吉野町に分けて言ってくれますか。

それから今回の指定にしようと思っておりますけれども、指定管理料、これを明らかにしてくれませんか。

○議長（川村家廣）櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 大谷議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず、経費削減については、三千七百万と申し上げております。

そして、二十一年度は一億五千五百八十万八千円でございます。

そして人員につきましては、六名でございます。

それと使用料についてでございます。使用料につきましては、五條市の分で、二十一年度で八百八十万八千円でございます。

吉野町は吉野町として、二十一年度ですと三千五十台入って、一台一万七千円をいただいております。

以上でございます。（「十四番」声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） もう一遍言いますよ。しっかり聞いておいてくださいや。

二十一年度決算で総経費は幾らですか。そのうち人件費は幾らで、人件費以外は幾らですか。分けるんですよ、総経費の中でも、二つに。で、使用料は五條の分で八百八十万と言うたけれども、吉野町は合計で幾らになりますの。一台当たり何ぼとか、そんなん聞いたのと違いますんや。合計聞いてまんのや、合計。指定管理料なんぼ予定してありますか。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員さんの質問にお答えいたします。

指定管理料は七千四百万を予定しております。

そして吉野町でございますが、五千二百十五万五千円でございます。

以上でございます。（「総経費」の声あり）

二十一年度で、先ほど申しましたように、人件費を含めまして一億五千五百八十万八千円でございます。（「人件費」の声あり）人件費につきましては、二十一年度で四千五百九十六万七千円でございます。（「十四番」声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 大体総経費一億五千五百八十万円から人件費四千五百万円引いたら、あとの残りの経費は一億一千万くらいになりますね。ここで一億一千万、そして使用料はこの条例で言うたら指定管理者に渡すとなってますけれども、五條の分八百八十万円と、吉野町の五千二百万、全部渡

しますのか、それとも五條の分だけ渡しますのか。それをちよつと答えてください。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 十四番大谷議員の再質問にお答えさせていただきます。

五條の収集の分を指定管理者の使用料として納めるということにしています。（「十四番」声あり）

○議長（川村家廣） 大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） そしたらね、先ほど指定管理料七千四百万と言いましたやろ、これに五條の使用料八百八十万足したら幾らでんのや。八千二百八十万でつか。指定管理料七千四百万プラス八百八十万になりますんや、指定管理者に渡すのは。

そしたら、この人件費四千五百万は指定管理者にいくのと違いますからね、残ってらつてどつかの職場で働いてもらうわけですから、こんなん削減したということにはなれませんかや。四千五百万は。だから一億五千八百八十万から四千五百万引いたら約一億一千万ですわ、経費。一億一千万から先ほどの指定管理料七千四百万と五條の分八百八十万足したら八千二百八十万、一億一千万から八千二百八十万引いたら三千七百万の削減効果になりまつか。どうですか。

一億一千万から八千二百八十万指定業者に渡す総経費、費用を引いたら、三千七百万になりますか。答弁してください。

○議長（川村家廣） 櫻井生活産業部長。

○生活産業部長（櫻井敬三） 大谷議員の質問にお答えさせていただきます。

例えば修理費についても五十万以下は指定管理者ですが、五十万以上は市が実施しますので、先ほど申しました数字をそのまま引いても三千七百万とは出ないと思います。そこら市で、また直接委託にしてもすべて指定管理者じゃなしに市でする部分、そこらの分がございませう。そういうことで、少しややこしいことを言うて申しわけないのですが、積算上の中で最終、指定管理者に渡す経費としては八千二百八十万五千円、それに市内の業者の収入八百五十八万二千円、それを差し引きまして七千四百万の指定管理料をお支払いするというようにしております。

以上でございます。（「十四番」声あり）

○議長（川村家廣） 十四番大谷龍雄議員。

○十四番（大谷龍雄） 総経費の中で大きな修理やらそういうところは指定管理者にしてもらわないで五條市で持つというのだったら、それだったら余計削減効果三千七百万になれませんか。単純計算したかって三千七百万になれませんかや。そんな大きな改修やら修理代のことには五條でこれから負

担していくのやったら、なおさらそんなもん五條市の負担が増えるわけですからね。大体の計算で言いましたけれども、今聞かせてもらって、そろばんなしに頭で計算したかって三千七百万になれませんか。人件費そのものは指定管理者の皆さんに雇ってもらうん違いますやろ、六名分。市で持たなありませんのや。こういうことですか。（「十五番」の声あり）

○議長（川村家廣）十五番田原清孝議員。

○十五番（田原清孝）これは前にも出てきて、これは指定管理者にするのはちょっと時期尚早やと、やっぱりちゃんと直して建て替えてから、渡すというのやったらわかりますけれども、今この話を聞いておりましたが、五十万以上のものは市ですという、これ大体三千万から一年間で修理費がかかっていることですからね、そやからこれを全部市でしていくことになってきたら、そこへまた指定管理者に渡しといて、そして誰かがずっとついておらんことにはね、いつ故障するかわからない、そしてその故障が五十万以上になるかわからないという、こういうややこしいことをね、まだまだするべきではない。やっぱり今できるだけ早い機会にそれこそ二次処理にするのか、三次処理にするのかしりませんけれども、早いことできて、そしてちゃんとできたものを指定管理料を渡すのなら話はわかりますけれども、したらもつともつとはつきりとした、これだけの効果が出るということですから、今でしたら、大谷議員さんが言われるように、こんな実質の計算のしようがない指定管理者に渡していくということになったら、それこそまたかえって高くつく。そしてなぜそういうことを急ぐんやと。そうしなきゃいけないという、こんなもの今からまだ、去年よりも今年の方が機械は古くなっていきますんや。そして、それをちゃんと建て替えて、そして指定管理者にせんことには、こんななんぼ今からの修理代がかかるかわからんで。こういうような形のを指定管理者にするということは、これはただこんなことしておったら、市役所で指定管理者にせんなんのと違うのかいなと、何でもかんでもやっていくというのは、やっぱり物によっては先ほどの博物館とか長屋門とかそしてこういうもんとか、水道とかというものは、指定管理者に出すものではない。もつともつと精査していかないとけないし、これは総務文教常任委員会でもまた論議をやっていただくのですけれども、私は……（「建設」の声あり）そうですか、また建設でさせていただきます。（「五番」の声あり）

○議長（川村家廣）五番太田好紀議員。

○五番（太田好紀）今大谷議員や田原議員から説明ありましたけれども、修理ということになれば、指定管理者制度にすれば、専門的な知識がいますよ。そやからやみ雲に指定管理者制度にできないと私は思うのですけれどもね、そこらも踏まえて相当精査していかなあきませんので、先ほど大谷議員から言われたように、数字的な、私は厚生建設常任委員ではありませぬけれども、傍聴には行きますので、その辺の資料、すべての資料、今大谷さんが言ったそういう人件費から修理を踏まえて、三千七百万いろいろ言うていましたけれども、その辺のすべての資料、全部数字を表に

して提出していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十五、議第四十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四十五号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。樫内教育部長。

〔教育部長 樫内成吉登壇〕

○教育部長（樫内成吉）ただいま上程されました議第四十五号 五條市立中央公民館に係る指定管理者の指定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書八十八ページを御覧願ひます。

本議案につきましては、五條市立中央公民館に指定管理者制度を導入するため、平成二十一年十二月定例議会におきまして、五條市立中央公民館条例の制定について御議決を賜りました。

その後、指定管理者募集要項の配布、募集団体からの質問の受付や現地説明会等を開催し、本年三月十九日に申請の受付を締め切りました。

なお、最終の申請者の受付数は、一団体でありました。

その後、申請団体からの申請書類の審査やヒアリングを実施し、去る四月二十日開催の第十一回五條市指定管理者選定委員会において、募集要項の選定審査基準により委員の皆様へ採点を行っていただきました。その採点結果を踏まえながら、指定管理者候補者として適正かどうかを総合的に判断し、選定いただきました候補者を、指定管理者として指定したので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めます。

まず、第一の管理を行わせる公の施設の名称は、「五條市立中央公民館」。

位置は、「五條市本町三丁目一番十三号」でございます。

次に二の指定管理者となる団体の名称は、「アスカ美装株式会社」。

代表者は、「代表取締役 森脇信之氏」。

住所は、「奈良県橿原市醍醐町二九六の一」でございます。

次に指定の期間は、平成二十二年十月一日から平成二十五年三月三十一日までであります。

以上で、議第四十五号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「七番」声あり）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）指定管理者選定委員会の選定委員の方は何名でどなたですか。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）七番藤富議員の御質問にお答えいたします。

選定委員は五名でございます。委員長が榮林副市長、委員には総務部長、それから中小企業診断士、学識経験者として税理士の方一名、社会教育委員あるいは公民館運営審議会議長であります学識経験者一名の五名であります。（「七番」声あり）

○議長（川村家廣）七番藤富美恵子議員。

○七番（藤富美恵子）選定委員さんの名前。

○議長（川村家廣）樫内教育部長。

○教育部長（樫内成吉）失礼しました。

学識経験者として、米田昌弘氏、税理士さんの方です。北山茂文氏、社会教育委員及び公民館運営審議会議長でございます。中小企業診断士として奥村博志氏でございます。

○議長（川村家廣）質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十六、議第四十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四十六号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。樫内教育部長。

〔教育部長 樫内成吉登壇〕

○教育部長（樫内成吉）ただいま上程されました議第四十六号 五條市立図書館に係る指定管理者の指定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

お手元の議案書八十九ページを御覧願います。

本議案につきましては、五條市立図書館に指定管理者制度を導入するため、平成二十一年十二月定例議会におきまして、五條市立図書館条例の改正について御議決を賜りました。その後、指定管理者募集要項の配布、募集団体からの質問の受付や現地説明会等を開催し、本年三月十九日に申請の受付を締め切りました。

なお、最終の申請者の受付数は三団体でありました。その後、申請団体からの申請書類の審査、ヒアリングを実施し、去る五月七日開催の第十二回五條市指定管理者選定委員会におきまして募集要項の選定審査基準により委員の皆さんに採点を行っていただき、その採点結果を踏まえながら指定管理者候補者として適正かどうかを総合的に判断し、選定いただきました候補者を指定管理者として指定したので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

まず、第一の管理を行わせる公の施設の名称は、「五條市立図書館」。

位置は、「五條市本町一丁目一番五号」。

次に、二の指定管理者となる団体の名称は「大新東ヒューマンサービス株式会社」。

代表者は「代表取締役 玉山雅之氏」。

住所は、「東京都調布市調布ヶ丘三丁目六番地三」であります。

次に三の指定の期間は、平成二十二年十月一日から平成二十五年三月三十一日までであります。

以上で、議第四十六号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十七、議第四十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者指定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘）ただいま上程いただきました議第四十七号 五條市立老人憩の家に係る指定管理者の指定について提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書九十ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、去る四月十五日に開催されました市の指定管理者選定委員会において選定されました五條市老人憩の家の指定管理者の候補者を、地方自治法の規定に従いまして、指定管理者として指定するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称及び位置につきましては、名称は「五條市立老人憩の家」でございます。

位置は、「五條市靈安寺町二二〇五番地」でございます。

次に、二の指定管理者となる団体の名称、代表者及び住所につきましては、名称は「特定非営利活動法人大和社中」でございます。

代表者は、「山本陽一氏」でございます。

住所は、「奈良県五條市新町一丁目六番二号」でございます。

次に、三の指定の期間につきましては、平成二十二年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの二年六箇月でございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第二十八、議第四十八号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。櫻井生活産業部長。

〔生活産業部長 櫻井敬三登壇〕

○生活産業部長（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第四十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

議案書の九十一ページを御覧いただきたいと存じます。

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から生駒市を脱退させることにするため、地方自治法第二百八十六条第一項の規定に基づき、協議を求められた同組合を組織する市町村の数の減少及び組合規約変更について、同法第二百九十条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

それでは、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を変更する規定について説明を申し上げます。

議案書の九十二ページを御覧いただきたいと存じます。

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を変更する規定につきましては、生駒市から移管を受けた債権が今年三月で、すべての貸付金の返還が終了いたしましたので、それに伴う奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合から生駒市を脱退させることとするため、別表第一及び別表第二の項中、生駒市を削る変更であります。

附則第一項につきましては、施行期日を規定したものであります。

附則第二項及び第三項につきましては、回収管理組合市町村特別会計（生駒市）に対する経過措置を定めたものであります。以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）次に日程第二十九、議第四十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第四十九号 市道路線の認定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。森本都市整備部長。

〔都市整備部長 森本元三登壇〕

○都市整備部長（森本元三）ただいま上程いただきました議第四十九号 市道路線の認定につきまして提案理由の御説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の九十三ページ及び次の九十四ページの地図を御覧願いたいと存じます。

今回認定をお願いいたしますのは、「市道今井四号線」でございます。

概要といたしましては、「今井三丁目五三三の五番地先から今井三丁目五三三の一〇番地先までの延長三七メートル。幅員四・〇メートル」の道路で地図中央の赤い線で示している区間でございます。

この道路は、有事の場合の避難所又は、防災備蓄倉庫として指定されております宇智公民館への避難路の整備として、地元自治連合会及び土地所有者からの要望に基づき周辺道路の状況を確認し検討した結果、当該避難所周辺の道路は一部狭あい箇所や車両では回り道となるなど災害発生時には敏速な避難が困難であり、本要望箇所を整備することが望ましいと判断し、今後改良を行う必要があるために、道路法第八条第二項の規定により市道の認定をお願いするものでございます。

なお、改良として必要な用地につきましては、地権者から無償譲渡の承諾をいただいております。

以上で、議第四十九号 市道路線の認定につきまして提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第三十、議第五十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（川村家廣）提案理由の説明を求めます。下村総務部長。

〔総務部長 下村洋次登壇〕

○総務部長（下村洋次）ただいま上程いただきました議第五十号 平成二十二年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定につきまして、提案理由の御

説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年度五條市一般会計補正予算(第二号)を御覧いただきたいと存じます。

一ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ一億二千三百七十四千円の追加でございます。予算の総額は、歳入歳出それぞれ百五十二億四千四百五十六万六千円となります。

それでは、まず歳出について主なものについて説明させていただきますので、御了承賜りたいと存じます。

九ページをお開き願います。

二款総務費、一項総務管理費、六目財産管理費、十七節公有財産購入費二千三百万円につきましては、市の庁舎として使用するための旧統計事務所土地及び家屋の購入費でございます。

七目企画費、十三節委託料三百八万円は、空き家再生等推進事業であります旧前防邸離改修工事の監理業務及び設計監理プロデュース業務の委託料でございます。

十五節工事請負費二千九百五十万円は、離改修工事費でございます。

十八節備品購入費二百三十万円は、滞在体験型施設として必要な備品の購入費でございます。

十ページに移りまして、三款民生費、一項社会福祉費、八目老人福祉費、十九節負担金補助及び交付金一千二百九十一万一千円は、消防法施行令改正により義務付けられましたスプリンクラー等の整備に対し、市内のグループホームへ整備補助金を交付するものでございます。

次に、四款衛生費、二項清掃費、五日塵芥処理施設建設事業費、十三節委託料六百八十四万八千円は、新塵芥処理施設建設に向けての地形測量業務委託料及び基本構想策定業務委託料でございます。

六目し尿処理施設建設事業費、十三節委託料七百六十六万円は、し尿処理施設建設のための測量業務委託料及び地質調査業務委託料でございます。

十一ページに移りまして、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金二百四十二万円は、西吉野北部選果場の施設改修事業補助金及び西吉野花木センターの冷蔵機器設備設置事業補助金でございます。

次に、六款商工費、一項商工費、六目セミナーハウス費につきましては、セミナーハウスきすみ館の七月以降の九箇月分の運営に係る経費一千四百七十六万三千円を計上させていただきました。

十二ページに移りまして、七款土木費、四項都市計画費、二目都市公園管理費につきましては、上野公園指定管理者への委託を予定してございました。市民プールの運営管理について、直営で行う必要が生じたため、その経費を計上したもので、十一節需用費百二十万円は、水道料金等光熱水費の追加でございます。十三節委託料七十八万一千円は、計上しております市民プール運営管理業務等委託料の合計額から、上野公園指定管理委託料のうち更正減となる六百九十万円を差し引いた金額でございます。

八款消防費、一項消防費、三目消防施設費、十三節委託料九百万円は、新消防庁舎建設候補地の測量業務委託料四百万円と寄贈を受ける高規格救急車の車両装改装修委託料五百万円でございます。十八節備品購入費六百六十万円は、高規格救急車に装備する高度救急救命資機材の購入費でございます。

次に歳入について御説明申し上げます。

五ページに戻っていただきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入を御覧ください。

十二款分担金及び負担金で二百三十四万四千円、十三款使用料及び手数料で一千百三十六万二千元、十四款国庫支出金で二千六百七十四万六千元、十五款県支出金で一千七百二十九万九千円、十八款繰越金で八万円、十九款諸収入で百六十四万三千元、二十款市債で六千三百七十万円を追加いたします。歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（川村家廣）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第三十一、議第五十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（川西敏美）議第五十一号 平成二十二年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明を求めます。森本健康福祉部長。

〔健康福祉部長 森本敏弘登壇〕

○健康福祉部長（森本敏弘） ただいま上程いただきました議第五十一号 平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）の議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成二十二年五條市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）を御覧いただきたいと存じます。

今回の補正は、倒産・解雇等で離職した方に対する国民健康保険税を軽減する措置が、本年四月一日から施行されたことに伴いまして、保険税の電算システムを改造するため委託料を追加するものでございます。

軽減措置の対象となる方は、非自発的失業者であり、ハローワークにおいて、雇用保険受給資格者証の交付を受け、その離職理由欄が解雇、雇い止めなどの方に限定されております。

該当者は前年の給与所得を一〇〇分の三〇とみなして、国民健康保険税が軽減されることとなります。

それでは、補正予算書の一ページについて、御説明を申し上げます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ二百十万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ四十二億九千七百十万円とするものであります。

それでは、歳出につきまして御説明を申し上げます。

四ページの下を表を御覧いただきたいと存じます。

一款総務費、二項徴税費、一目賦課徴収費、十三節委託料二百十万円につきましては、国民健康保険税の軽減措置制度の施行に伴いまして、電算システム改造委託料を追加するものであります。

次に、歳入につきまして御説明を申し上げます。

同ページ、四ページの上を表を御覧いただきたいと存じます。

歳入につきましては、繰越金を二百十万円追加いたしましたして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（川村家廣） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（川村家廣）次に日程第三十二、発議第五号を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

○事務局長（川西敏美）発議第五号 監査及び結果報告を求める決議。

標記のことについて、別紙のとおり提出するので決議を求める。

平成二十二年六月十四日提出

提出者 五條市議会 議会運営委員会 委員長 峯 林 宏 政

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明を求めます。峯林宏政委員長。

〔議会運営委員長 峯林宏政登壇〕

○議会運営委員長（峯林宏政）議長から発言の許可をいただきましたので、発議第五号 監査及び結果報告を求める決議について案を朗読して提案の趣旨説明とさせていただきます。

監査及び結果報告を求める決議（案）

一般廃棄物処理業の許可基準と許可業者に関する事項及びにしよしの荘跡地に民間業者を公募した経緯と五條市社会福祉協議会西吉野支所との整合性に関する事項について、地方自治法第九十八条第二項の規定により監査を求め、その結果について報告を請求することを決議する。

平成二十二年六月十四日

五條市議会

議員各位には本件に対し、どうか御賛同くださいますようお願い申し上げます、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○議長（川村家廣）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本件につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川村家廣）御異議なしと認めます。よって本件は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本件を採決いたします。

なおこの採決は起立により行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川村家廣）起立多数であります。

よって本件は原案のとおり可決されました。

○議長（川村家廣）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日十五日から二十日まで休会とし、次回、二十一日午前十時に再開して、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後七時十六分散会